

岩手県監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年3月1日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川村 伸 浩
岩手県監査委員 五味 克 仁
岩手県監査委員 中野 玲 子

令和5年度 包括外部監査結果報告書

企業局が実施する事業に関する
財務事務の執行について

令和6年2月
岩手県包括外部監査人
公認会計士 加藤 聡

(本報告書における記載内容等の注意事項)

1. 端数処理

報告書の数値は、割合や比率の計算を除き、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額が内訳の合計と一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等は、原則として岩手県が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。一方、報告書の数値等のうち、岩手県以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

3. 指摘事項及び意見

本報告書では、監査の結論を【指摘】と【意見】に分けて記載している。【指摘】は、今後、県において措置することが必要であると判断した事項である。主に、合规性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合についても同様に、【指摘】として記載している。

また、【意見】は【指摘】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、県がこの意見を受けて、然るべき対応を行うことを期待するものである。

4. 消費税及び地方消費税（消費税等）の表記

本報告書に記載されている取引金額は、原則として消費税等を含んだ金額である。消費税等を含まない金額で表記する場合には、別途その旨の記載を行っている。

5. 凡例

本文中で使用する法令等の略語は次のとおりである。

地方自治法	⇒	自治法
地方自治法施行令	⇒	自治令
企業局会計規程(昭和43年岩手県企業局管理規程第20号)	⇒	会計規程

目 次

第1章 監査の概要	1
1. 監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由	1
4. 監査の対象期間.....	2
5. 監査の実施期間.....	2
6. 監査従事者の資格及び氏名	2
7. 利害関係.....	2
第2章 監査の視点	3
1. 監査の基本的な方針.....	3
（1）企業局の経営は持続可能か	3
（2）企業局の事業は適切に実施されているか	4
（3）企業局は説明責任を果たしているか	6
2. 監査要点.....	8
（1）企業局の経営状況	8
（2）収入・債権管理	8
（3）契約事務・支出事務	8
（4）組織と人事管理	8
（5）固定資産管理	9
3. 監査手続.....	10
（1）監査対象事業の概要把握	10
（2）関連資料の閲覧と所管部署に対する質問	10
（3）現地又は現物の視察	10
（4）監査報告書の作成	10
第3章 監査対象の基本的事項	11
1. 地方公営企業について.....	11
（1）地方公営企業とは	11
（2）地方公営企業の特徴	11
2. 岩手県企業局の概要.....	13
（1）組織と職員数	13
（2）職務分掌	14
（3）施設一覧	15
3. 第1期中期経営計画.....	16
（1）長期経営方針と中期経営計画について	16
（2）電気事業	17
（3）工業用水道事業	19
（4）組織力向上と地域貢献	20
（5）取組期間の収支計画	21

4. 電気事業	24
(1) 事業の概要	24
(2) 経営の状況	25
5. 工業用水道事業	29
(1) 事業の概要	29
(2) 経営の状況	30
第4章 監査結果の概要	33
1. 指摘事項及び意見について	33
2. 指摘事項及び意見のまとめ	34
第5章 監査結果—各論—	40
1. 企業局の経営状況（電気事業）	40
(1) 概要	40
(2) 監査手続	42
(3) 監査の結果	43
2. 企業局の経営状況（工業用水道事業）	50
(1) 概要	50
(2) 監査手続	51
(3) 監査の結果	51
3. 企業局の経営状況（共通）	52
(1) 概要	52
(2) 監査手続	53
(3) 監査の結果	53
4. 収入・債権管理（電気事業）	55
(1) 概要	55
(2) 監査手続	60
(3) 監査の結果	61
5. 収入・債権管理（工業用水事業）	64
(1) 概要	64
(2) 監査手続	69
(3) 監査の結果	70
6. 契約事務・支出事務（電気事業）	72
(1) 概要	72
(2) 監査手続	73
(3) 監査の結果	73
7. 契約事務・支出事務（工業用水道事業）	76
(1) 概要	76
(2) 監査手続	76
(3) 監査の結果	77
8. 契約事務・支出事務（共通）	81
(1) 概要	81
(2) 監査手続	84
(3) 監査の結果	84

9. 組織と人事管理（共通）	91
(1) 概要	91
(2) 監査手続	93
(3) 監査の結果	93
10. 固定資産管理（電気事業）	103
(1) 概要	103
(2) 監査手続	108
(3) 監査の結果	110
11. 固定資産管理（工業用水道事業）	112
(1) 概要	112
(2) 監査手続	114
(3) 監査の結果	115
12. 固定資産管理（共通）	118
(1) 概要	118
(2) 監査手続	120
(3) 監査の結果	120
13. その他の資産及び負債（電気事業）	131
(1) 概要	131
(2) 監査手続	131
(3) 監査の結果	131
14. その他の資産及び負債（工業用水道事業）	133
(1) 概要	133
(2) 監査手続	133
(3) 監査の結果	133

第 1 章 監査の概要

1. 監査の種類

自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 4 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

企業局が実施する事業に関する財務事務の執行について

3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

2022 年度の「エネルギーに関する年次報告」（エネルギー白書）には、2021 年度が、エネルギー政策の要諦である「S+3E」、すなわち、安全性（Safety）、安定供給（Energy Security）、経済効率性（Economic Efficiency）、環境適合（Environment）のうち、とりわけエネルギーの安定供給にとって死活的な課題が投げかけられた年であったと記載されている。

この背景には、先ず「脱炭素」という考えが 2010 年代中頃から世界的な潮流となりつつあったことがある。そして、この流れを受けて原油や天然ガスなどの化石燃料は、その供給力を大きく低迷させることとなった。このような状況下で 2020 年に新型コロナウイルス感染症が流行したことにより世界経済は大きく停滞したのであるが、2021 年には回復に向かい新興国を中心にエネルギー需要が大きく増加した。加えて、2022 年 2 月のロシア軍によるウクライナ侵略により、化石燃料の供給力はさらに落ち込むこととなり、エネルギーの需給バランスは大きく安定性を損なうこととなった。さらに、これらにわが国独自の事情も加わる。すなわち、原子力発電所の稼働停止による電力の需給逼迫が常態化したことである。これらの条件が重なった結果、わが国におけるエネルギーの安定供給には大きな課題があることが浮き彫りになったのが 2021 年度であった。

上記のような最近 10 年ほどの間に起こった出来事は、エネルギーを自前で調達できる能力が如何に重要であるかを考えさせる端緒ともなった。県が独自に行う電力事業は、県民生活全体に与える影響が非常に大きいものであると再認識させられた思いである。

特に、岩手県はその有する面積も広く、自然環境は多彩で壮大、かつ豊かである。この自然環境は、農業や観光など多く産業の資源としても貴重だが、とりわけ岩手県企業局が実施する電気事業及び工業用水道事業を通して県民生活と県内の産業振興に多大な貢献をするものとして重要な位置を占めている。

私は、このような考えから、県が有する資源を県自らが最大限有効活用しているかどうかを検証する必要を感じ、令和 5 年度の岩手県包括外部監査における特定

の事件(監査テーマ)を「企業局が実施する事業に関する財務事務の執行について」とした。

4. 監査の対象期間

原則として令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)ただし、必要に応じて令和3年度以前及び令和5年度の執行分を含む。

5. 監査の実施期間

令和5年4月1日から令和6年2月9日まで

6. 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	公認会計士	加藤 聡
監査補助者	公認会計士	荒谷 祐介
	公認会計士	石崎 一登
	公認会計士	木下 哲
	公認会計士	鈴木 崇大
	公認会計士	谷川 淳
	公認会計士	宮本 和之
	公認会計士	柳原 匠巳

7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 監査の視点

1. 監査の基本的な方針

令和5年度岩手県包括外部監査における特定の事件(監査テーマ)を選定した理由は前述したとおりである。この選定理由を踏まえて決定した監査の基本的な方針は、以下のとおりである。

(1) 企業局の経営は持続可能か

① 収支構造について

組織が継続していくために必要なことは様々あるが、その中でも収支のプラスが安定的に維持されていることは最も重要度が高いものと考えられる。

収支のプラスが安定的に維持されるためには、収入源が確保されていることと支出がその収入の範囲内に収まっていることを大前提とする。無論、多額の設備投資や借入金等の返済のため、一時的に収入以上の支出が発生することは許容されるが、このような状況は資金需要の時間差により発生する例外的なものであり、長い期間で考えれば、支出が収入の範囲内に収まることは必須の条件となる。したがって、経営の持続可能性を担保するには、収支構造の安定が欠かせないのである。

この点、岩手県企業局(以下「企業局」という。)における収支の状況は、過去何年間にも亘って非常に安定的に推移している。したがって、外部監査においては、この点をことさら検証する必要はないかもしれない。しかし、電気事業及び工業用水道事業にかかる多様な費用、老朽化対策にかかる支出、現在は顕在化していないが将来発生する可能性がある資金需要も見込んで、なお、収支構造が安定しているといえるかについては、監査上、当然に検討の対象となる。

また、逆に、過去何年間にも亘って収支構造が安定的にプラスであったということは内部留保の蓄積が進んでいることを意味する。その場合、従前より実施してきた利益還元策の規模を再考しなければならない責務が発生することも考えられる。その点をも考慮し、企業局の収支が将来的にも安定性を保てるかどうかについては検討していかなければならない。

② 人材的観点からの持続可能性

組織が継続していくために必要なこととして、もう一つ重要なことがある。それは、組織の活動を支える人材が確保されていることである。

企業局が行う事業は大規模な設備を稼働し、事業者等にサービスを提供していくものである。そのため、企業局の職員にはこれらの設備を自在に動かしていく能力がなければならない。また、企業局は知事部局とも独立しているため、その事業にかかる計画や報告など様々な事務を企業局に所属する職員自らが行わなければなら

ない。したがって、企業局では、このような能力を有する人材をどうやって確保し、またどのような教育をすることでその能力を維持伝承しているのかといった点が、組織の持続可能性を検討する上で必要な事項であると考え。このような観点から、人材に関する事項及び支出項目について、並びに人事と組織運営が密接に関係する問題についても監査上の論点としていくこととする。

③ 資産の保全と有効活用

上述したとおり、企業局が実施する電気事業と工業用水道事業は大規模な設備を用いるものである。そのため、これらの設備を着実に保全していくことや有効に活用していくことは、企業局の事業継続に欠かせないものであり、その経営基盤の安定にとっても重要なことである。

また、企業局においては過去から蓄積されてきた収支差額が資金という形で内部留保されている。これらについても企業局が保有する資源という意味では、設備と同様に、県民の利益のために有効活用されるべき能力である。

このような観点から、企業局が有する資産がどのように保全され、かつ有効活用されているかについて監査上特に意を用いて検討していくこととする。

(2) 企業局の事業は適切に実施されているか

① 事業の有効性について

地方公共団体が行う事業は須く有効性が問われなければならない。事業が有効であるとは、その事業を実施した後に所期の目的が遂げられた状態になることを意味する。したがって、事業の有効性を問うためには、事業目的を明確にするための客観的な目標の設定を前提に、その成果の測定が適切に行われているかを検証する必要がある。

しかし、実際には、その成果が比較的分かりやすいものとそうでないものがある。成果が分かりやすいものは監査においてもその事業の有効性を検証しやすいということになる。ただし、分かりやすい成果が上がっていてもその成果が企業局の実施する事業によってもたらされたといえるどうかの検証は必要である。

一方で、事業の成果が分かりにくいものもある。企業局が実施する電気事業及び工業用水道事業は大規模な設備を設置し、そこから得られる事業用の資源を民間の経済活動に利用してもらうことにより成果が具現化するものであるため、相当程度の長い時間を掛けて成果が発現する。このような場合、現時点での成果が上がっていないことをもって直ちに当該事業の有効性を否定するのではなく、その成果の測定結果がその後の事業の改善に有効に活用されているかという点こそ深く考察する必要がある。

② 法令等への準拠性について

地方公共団体の実施する事業を監査する際には、有効性にかかる論点が重要だと考えるが、有効性さえ高められれば決められたルールを逸脱してもよいということにはならない。なぜなら、そのルールは、様々な利害を調整した上で事業の有効性を高めるために設定されたものであり、これを遵守しない場合には、事業の有効性そのものが覚束なくなるからである。それゆえ、企業局が所管する事業にかかる事務は、関連する法令等に準拠して執行されなければならない。ここでいう法令等には、自治法及び地方公営企業法、そして、各法の施行令・施行規則、条例等の諸規則が含まれるが、企業局が制定した要綱や内規についても規範性があるルールとして扱う。

③ 事業の効率性について

地方公共団体が行う事業は、様々な次元において経済的であること及び効率的であることを要求される。

まず、自治法第2条第14項において「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されている。したがって、本来、経済的・効率的に事業を実施しないことは法令等への準拠性違反であるともいえる。

加えて、地方公営企業法第3条では「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」とされている。そのため、地方公営企業においては、その経営について独立採算制を原則としており、より高度な経済性が要求されている。

また、違う視点から見れば、事業が経済的・効率的であることは事業の有効性にも繋がることである。例えば、設備を購入する場合、あるいは事業を委託する場合に、同じ仕様ならば1円でも安価な方がよい。このような努力によって生まれる余剰が他の事業に充当されることによってより多くの事業が実施できるようになる。これによって地方公共団体が行う事業はより広範かつ重厚に実施することが可能となり、多くの受益を生むこととなる。監査においては事業の経済性や効率性についてもこのような観点から検証していくことにする。

(3) 企業局は説明責任を果たしているか

① 長期経営方針及び中期経営計画について

上述したとおり、企業局は多年に亘って電気事業と工業用水道事業を運営してきたが、一方で、事業の開始から長期間が経過したことに伴い施設の老朽化への対策や、国の電力システム改革などの事業を取り巻く経営環境の変化に対応していくため、これまでに『岩手県企業局長期経営方針(平成 22 年度～令和元年度)』と、5 次にわたる『中期経営計画』を策定し、中長期的な観点に立った事業の安定経営に取り組んできた。

そして、これまでの長期経営方針の取組期間が令和元年度で終了となったことから、その後においても経営基盤の強化や経営の効率化を図りながら電力と工業用水の安定供給を行っていくため、新たな長期経営方針である『岩手県企業局長期経営方針 2020～2029』を策定し、公表している。

これらの経営方針や中期経営計画の具体的な内容については後述するが、企業局が向かう方向性と具体的な取組みや施策、そして経営目標が掲げられており、ある種県民に対する公約ともいえるものである。監査においては、このような取組み等が有効性や効率性を考慮した方法で実行されているか、また、結果として目標が達成されているかという点を確認し、企業局が県民の負託に応えているといえるかについて検討を加えていくものとする。

② 財務諸表と会計処理

平成 31 年 1 月に発出された『公営企業会計の適用の更なる推進について(総財公第9号)』には次のような記載がある。

『公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、公営企業会計の適用により、資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握した上で、中長期的な視点に基づく経営戦略の策定等を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいくことが求められます。特に、将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や適切な原価計算に基づく料金水準の設定は、今後の公営企業の基盤強化に不可欠な取組みであり、これらの取組みを進めるためには、公営企業会計の適用により得られる情報が必須となります。』

いわゆる現金主義会計に基づく官庁会計では、資産(すなわち過年度に入手した資源)をも含めた当該年度の経営状況の把握が難しく、それゆえ中長期的な視点に基づく経営方針の策定が妨げられることがある。当期取得した資産が翌年度以降稼働することで何らかの稼得を産む、あるいは、前期実施した事業により当期の支出を減らすことができたなど、その行為の効果が年度を超えて発出することは当然に考えられることであるが、現金主義のみの思考では、当該年度における「資金使途」が強調されるあまり、この「支出の効果」という視点が欠落する。公営企業ではこ

のような現金主義会計の短所を補うため、中長期的な視点でマネジメントを行うべく発生主義会計を導入している。

また、上記の内容には、「適切な原価計算に基づく料金水準の設定」という文言もある。これは、上述したとおり、その行為の効果が年度を超えて発出する場合があるにもかかわらず、当該年度の支出のみを「原価」とした場合、それをもって適正な原価といえるかという問題を示している。すなわち、過年度に支出したものであっても、収入を産むことに貢献した支出は須らくこれを集計して原価としなければ適正な原価とはいえないということである。

このように、企業局の経営状況を開示する際、またその料金の単価をどうやって算定したのかを公表する場合でも、発生主義会計による経理処理は必要不可欠ということになる。したがって、発生主義会計による経理処理が適切に行われているかという点は監査上必ず検証しなければならない事項である。

2. 監査要点

『1. 監査の基本的な方針』に従って定めた監査要点(監査手続によって検証すべき事項)は、以下のとおりである。

(1) 企業局の経営状況

- ・ 企業局が開示する決算書等は全体として妥当といえるか。
- ・ 固定資産以外の資産は有効に活用されているか。
- ・ 他の地方公共団体のデータと比較して著しく異常な実績がないか。
- ・ 経営方針や中期経営計画と実績との間に齟齬はないか。

(2) 収入・債権管理

- ・ 収益計上額は正確か。
- ・ 料金単価の設定は妥当か。
- ・ 債権管理は適切に行われているか。

(3) 契約事務・支出事務

- ・ 費用計上額は正確か。
- ・ 委託等の契約事務及び経費支出事務の処理は適切に行われているか。
- ・ 事業を委託化又は内製化することにより、企業局の経営が効率化されるものはないか。

(4) 組織と人事管理

- ・ 費用計上額は正確か。
- ・ 給与等計算にかかる内部統制は適切に機能しているか。
- ・ 各種手当の内容は妥当か。
- ・ 退職金支給にかかる事務は適切に行われているか、また関係する勘定科目の会計処理は妥当か。
- ・ 企業局の人的構成(年齢、資格等)はバランスが取れているか。
- ・ 採用や研修などは、組織の継続性を考慮して実施されているか。

(5) 固定資産管理

- ・ 資産計上額は正確か。
- ・ 固定資産台帳は適切に整備されているか。
- ・ 固定資産の現物管理は適切に行われているか。
- ・ 固定資産の新規取得及び除却等の事務とそれにかかる会計処理は適切に行われているか。
- ・ 遊休資産はないか。
- ・ 老朽化への対応とは適切に行われているか。
- ・ 修繕計画等は妥当といえるか。

3. 監査手続

『2. 監査要点』に記載したそれぞれの事項を検証するために実施した監査手続は以下のとおりである。

(1) 監査対象事業の概要把握

監査対象事業についての事業説明資料等を閲覧した。また、これらの資料について、事業の所管課から意見聴取を行い、事業の概要を確認した。

(2) 関連資料の閲覧と所管部署に対する質問

監査対象事業について、予算の執行に関連する資料及び事業の実績又は効果を検証することができる資料を閲覧し、これを精査した。

これらの内容については、必要に応じて適宜所管部署に対し質問を実施している。

(3) 現地又は現物の視察

以下に示す監査対象に対して実地に赴き、事業の実施状況及び資産の管理状況等を視察した。また、現場担当者に事業の概況について意見を聴取した。

視察日時	施設名
令和5年9月28日	胆沢第二発電所
	相去太陽光発電所
	新北上浄水場
令和5年9月29日	岩洞第一発電所
	岩洞第二発電所
	高森高原風力発電所

(4) 監査報告書の作成

以上の結果を取りまとめて、監査報告書を作成した。

第3章 監査対象の基本的事項

1. 地方公営企業について

(1) 地方公営企業とは

地方公営企業は地方公共団体が経営する企業である。自治法第 263 条では、「普通地方公共団体の経営する企業の組織及びこれに従事する職員の身分取扱並びに財務その他企業の経営に関する特例は、別に法律でこれを定める。」としており、この別の法律には地方財政法第 6 条や地方公営企業法などの定めがある。

地方公共団体が実施する行政サービスは様々なものがあるが、その効果が特定の利用者に帰属するものについては、受益者負担の公平性の観点から、サービスの利用者から対価を受け取って、その収入で運営することが望ましいと考えられる。そこで、一般行政サービスと違い、受益者が特定され費用負担のない者の排除が可能な行政サービスについては、原則としてサービスの対価である料金を対価に充てることとされ、特別会計を設けて独立採算制とすることとされている。

(2) 地方公営企業の特徴

次に地方公営企業の特徴を示す。

【企業としての性格】

- 地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業であり、以下のものがある。

事業例: 上・下水道、病院、交通、ガス、電気、工業用水道、地域開発(港湾、宅地造成等)、観光(国民宿舎、有料道路等)

※ 岩手県企業局では、このうち、電気事業と工業用水道事業を行っている。

- 一般行政事務に要する経費が権力的に賦課徴収される租税によって賄われるのに対し、公営企業は、提供する財貨又はサービスの対価である料金収入によって維持される。

【管理者】

- 企業としての合理的、能率的な経営を確保するためには、経営の責任者の自主性を強化し、責任体制を確立する必要があることから、地方公営企業の経営組織を一般行政組織から切り離し、その経営のために独自の権限を有する管理者(任期4年)を設置する。
- 管理者は地方団体を代表する(ただし、地方債の借入れ名義は、地方団体の長)。

【職員の身分取扱】

- 人事委員会を置く地方公共団体については、職階制の採用が義務づけられているの

に対し、企業職員については、その実施は任意である。

- 給与については、職務給（職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずる）であることに加え、能率給（職員の発揮した能率を考慮）であることを要する。
- 人事委員会は、企業職員の身分取扱いについては、任用に関する部分を除き、原則として関与しない。
- 企業職員には、団体交渉権が認められている。
- 給与、勤務時間その他の勤務条件については公営企業の管理運営に属する事項を除き、団体交渉の対象とし、労働協約を締結できる。

【財務】

- 事業ごとに経営成績及び財務状態を明らかにして経営すべきものであることに鑑み、その経理の事業ごとに特別会計を設置する。
- その性質上公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及びその公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが困難である経費については、地方団体の一般会計又は他の特別会計において負担する。（それ以外の経費については、公営企業の経営に伴う収入をもって充てる。）

【会計】

- 企業会計方式をとっており、以下の点等において官公庁会計方式と相違する。
 - ・ 官公庁会計方式が現金主義会計、単式簿記を採っているのに対し、公営企業会計では発生主義会計、複式簿記を採用する。
 - ・ 損益計算書、貸借対照表等の作成を義務付けている。

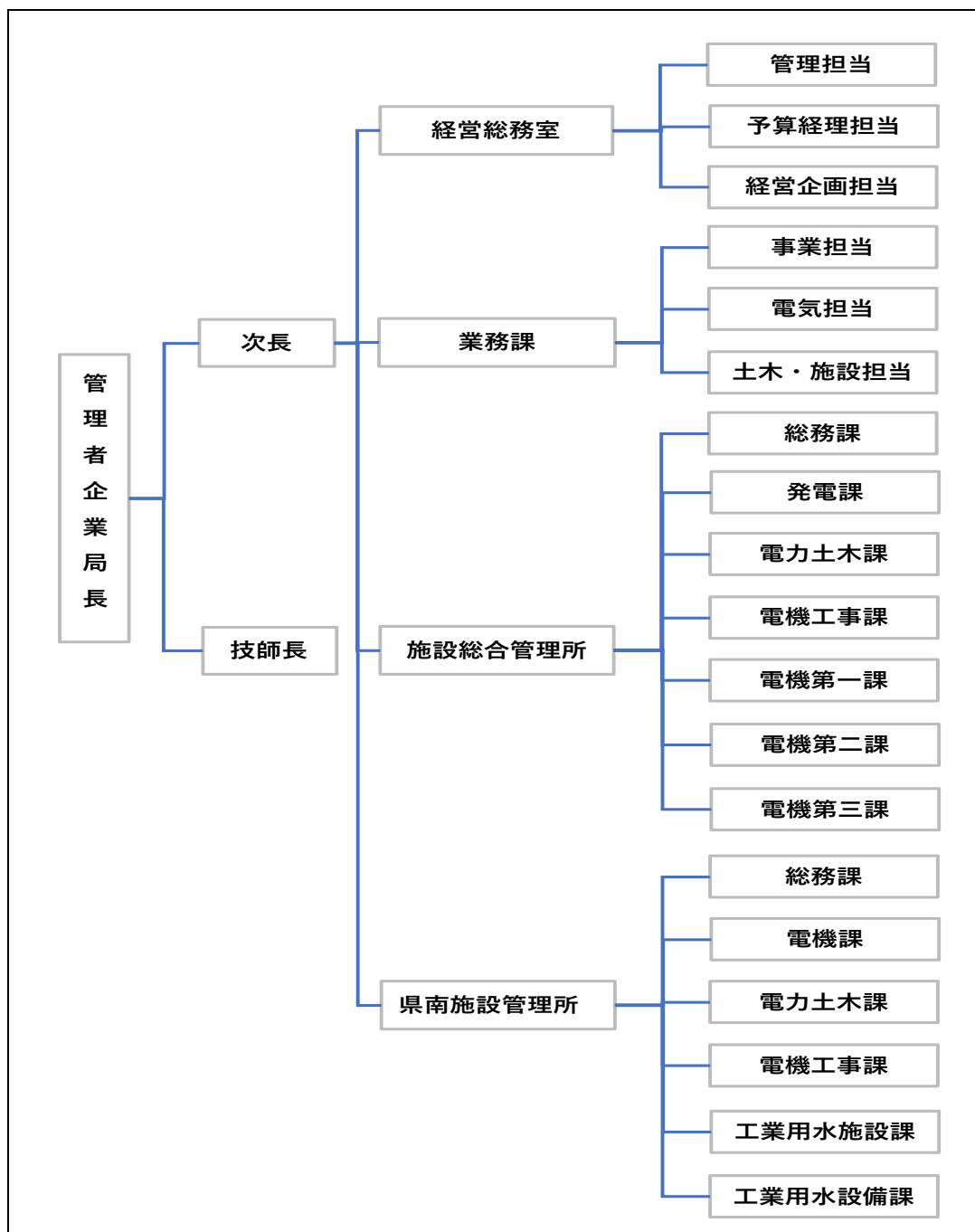
（出典：総務省ホームページ/公営企業制度の概要）

2. 岩手県企業局の概要

(1) 組織と職員数

企業局の組織図は次のとおりである。なお、職員の配置数は、『9. 組織と人事管理（共通）』の【図表 61 令和5年4月1日現在職員配置数】に記載している。

図表 1 企業局の組織（令和5年4月1日現在）



(2) 職務分掌

企業局の職務分掌は次のとおりである。

図表 2 企業局各担当の分掌事務

所属名	担当名	分掌事務
経営 総務室	管理担当	人事、給与、職員研修、資金運用、物品購入、現金出納に関すること
	予算経理担当	予算、決算、資産の取得管理、処分、入札に関すること
	経営企画担当	経営計画の策定、経営改革推進の総括に関すること
業務課	事業担当	庶務、経営事務に関すること
	電気担当	電力の供給、電気・通信施設の工事・維持管理、新規開発に関すること
	土木・施設担当	新規開発地点調査、発電施設の工事・維持管理に関すること
施設総合 管理所	総務課	庶務、予算、入札執行、資産管理に関すること
	発電課	発電施設の運転操作、監視に関すること
	電力土木課	発電施設(土木・建築)の改良、修繕工事、業務委託、岩洞ダム維持管理に関すること
	電機工事課	発電所等の電気・機械・通信設備に係る改良・修繕・再開発工事に関すること
	電機第一課	発電施設(岩洞第一、岩洞第二発電所、逆川揚水所、築川発電所)の維持保全に関すること
	電機第二課	発電施設(四十四田、北ノ又、北ノ又第二、北ノ又第三、稲庭高原風力、高森高原風力発電所)の維持保全に関すること
	電機第三課	発電施設(御所、滝、松川、柏台、早池峰発電所)、管理所の維持保全に関すること
県南施設 管理所	総務課	庶務、予算、入札執行、資産管理に関すること 技術専門員 電力土木施設・工業用水道土木施設の技術指導に関すること
	電機課	発電施設(胆沢第二、胆沢第三、胆沢第四、仙人、入畑、相去太陽光発電所)の電気・機械及び通信設備の維持保全等に関すること
	電力土木課	発電施設(胆沢第二、胆沢第三、胆沢第四、仙人、入畑発電所)の電力土木施設の維持保全等に関すること
	電機工事課	発電所の再開発及び大規模工事等に関すること
	工業用水施設課	工業用水道施設の維持管理及び新北上浄水場建設等に関すること
	工業用水設備課	工業用水道施設の維持保全等に関すること

(3) 施設一覧

企業局が管理する施設は次のとおりである。

図表 3 施設一覧

所管	施設名	所在地	最大出力・最大給水量
施設 総合 管理所	岩洞第一発電所	盛岡市日戸	41,000kW
	岩洞第二発電所	盛岡市門前寺	8,600kW
	四十四田発電所	盛岡市上田字松屋敷	15,100kW
	御所発電所	盛岡市繫字下猿田	13,000kW
	滝発電所	久慈市小久慈町	450kW
	北ノ又発電所	八幡平市松尾寄木	7,000kW
	北ノ又第二発電所	八幡平市松尾寄木	3,400kW
	北ノ又第三発電所	八幡平市松尾寄木	61kW
	松川発電所	八幡平市松尾寄木	4,600kW
	早池峰発電所	花巻市大迫町内川目	1,400kW
	柏台発電所	八幡平市松尾寄木	2,700kW
	稲庭高原風力発電所	二戸市浄法寺町山内	1,980kW
	高森高原風力発電所	一戸町高森高原	25,300kW
	築川発電所	盛岡市川目	1,900kW
県 南 施設 管理 所	胆沢第二発電所	奥州市胆沢若柳	6,800kW
	仙人発電所	北上市和賀町仙人	37,600kW
	入畑発電所	北上市和賀町岩崎新田	2,100kW
	胆沢第四発電所	奥州市胆沢若柳	170kW
	胆沢第三発電所	奥州市胆沢若柳	1,600kW
	相去太陽光発電所	北上市相去町高前檀	1,009kW
	《北上中部工業用水道》		
	【北上工業団地】		
	第一浄水場	北上市北工業団地	18,600 m ³ /日
	第三浄水場	北上市北工業団地	18,693 m ³ /日
	新北上浄水場	北上市北工業団地	60,264 m ³ /日(完成時) 20,088 m ³ /日(一部供給開始)
	北上ろ過施設	北上市北工業団地	8,000 m ³ /日
	【岩手中部(金ヶ崎)工業団地】		
	第二浄水場	北上市相去町谷木	17,205 m ³ /日
金ヶ崎ろ過施設	金ヶ崎町西根	13,000 m ³ /日	

3. 第1期中期経営計画

(1) 長期経営方針と中期経営計画について

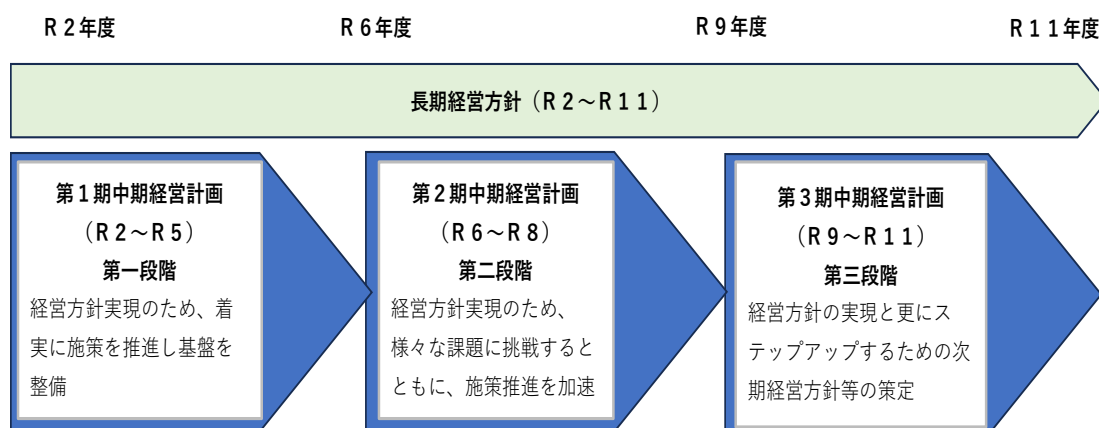
企業局が実施する事業は、電気事業と工業用水道事業であるが、県民に対しこの2つのサービスを提供していく上では、事業の基本的な方針を定めなければならない。この基本的な方針に相当するものが、『岩手県企業局長期経営方針 2020～2029』（以下「長期経営方針」という。）である。

【長期経営方針(抜粋)】

<p>1 基本理念</p> <p>岩手県企業局は、将来にわたり地球環境にやさしいクリーンな電力と良質な工業用水の安定供給を行うことにより、再生可能エネルギーの推進・拡大による低炭素社会の形成や地域産業の振興、雇用の確保に貢献し、地域社会の発展と県民福祉の向上に寄与していきます。</p>							
<p>2 経営方針</p> <p>(1) 経営方針</p> <p>新たなステージに挑戦し、地域の発展に貢献し続けます</p> <p>○ 電気事業</p> <p>環境変化に柔軟に対応できる経営基盤を築き、水力などの再生可能エネルギーによる電力の安定供給により低炭素社会の形成や地域社会の発展に貢献していきます</p> <p>○ 工業用水道事業</p> <p>施設の強靱化や経営の効率化など経営基盤の強化を図り、新たな水需要への対応や良質な工業用水の安定供給により地域の産業を支えています</p>							
<p>(2) 重視する5つの視点</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%; background-color: #e0e0e0;"> <p>《安定供給》</p> <p>クリーンな電力と良質な工業用水の安定供給</p> </td> <td style="width: 25%; background-color: #e0f0f0;"> <p>《安定経営》</p> <p>適正な収入の確保と経営効率化等による安定経営</p> </td> <td style="width: 25%; background-color: #fff0e0;"> <p>《開発推進》</p> <p>新規開発及び既存発電所の再開等の推進による再生可能エネルギーの維持拡大</p> </td> <td style="width: 25%; background-color: #ffe0e0;"> <p>《地域貢献》</p> <p>再生可能エネルギーの導入促進、環境保全活動等との協働や支援の推進</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">+ α の新たな取組</p> <p style="text-align: center; background-color: #e0e0e0; padding: 5px;">組織力の向上 人材の確保・育成と職場環境の向上</p>				<p>《安定供給》</p> <p>クリーンな電力と良質な工業用水の安定供給</p>	<p>《安定経営》</p> <p>適正な収入の確保と経営効率化等による安定経営</p>	<p>《開発推進》</p> <p>新規開発及び既存発電所の再開等の推進による再生可能エネルギーの維持拡大</p>	<p>《地域貢献》</p> <p>再生可能エネルギーの導入促進、環境保全活動等との協働や支援の推進</p>
<p>《安定供給》</p> <p>クリーンな電力と良質な工業用水の安定供給</p>	<p>《安定経営》</p> <p>適正な収入の確保と経営効率化等による安定経営</p>	<p>《開発推進》</p> <p>新規開発及び既存発電所の再開等の推進による再生可能エネルギーの維持拡大</p>	<p>《地域貢献》</p> <p>再生可能エネルギーの導入促進、環境保全活動等との協働や支援の推進</p>				
<p>経営を行っていく上で、重視する視点は上記の 5 つである。また、これらに加えて、「+ α の新たな取組」を掲げ、5 つの視点に関連する新たな取組を進めていくとしている。</p>							

中期経営計画は、長期経営方針に掲げる「基本理念」及び「経営方針」を実現していくためのアクションプランとして策定したもので、以下のような構成になっている。

図表 4 長期経営方針と中期経営計画



以降において、電気事業及び工業用水道事業それぞれの第1期中期経営計画の概要を記載する。

(2) 電気事業

① 「運転年数 100 年」を実現するための基盤づくり

「運転年数 100 年」の実現に向けて、将来にわたり再生可能エネルギーによる電力の安定供給を行っていくため、安定供給の目安となる供給電力量の目標達成に向けて、計画的な施設の修繕・改良や保守管理の高度化などに取り組む。

また、引き続き発電所建屋等の耐震化を進めるほか、取水施設や水圧管路など電力土木施設の劣化状況や耐震性等の調査を行い、修繕・改良計画に反映しながら、必要な対策等を実施していく。

図表 5 経営目標（電気事業）-1

指標	単位	(参考) R1 見込	年度目標値			
			R2	R3	R4	R5
① 供給電力量	百万 kWh	504	559	536	594	577
② 発電所建屋等の耐震化率 ※1	%	80	90	100	100	100
③ 電力土木施設の耐震診断進捗率 ※2	%	68	73	86	95	100
【参考指標】 水力発電所の供給停止件数・時間・電力量(H22～30) ・供給停止件数:3 件/年、供給停止時間:68 時間/年、供給停止電力量:0.055 百万 kWh/年 ※1:対象施設:20 施設、耐震化済:16 施設(80%) ※2:対象施設:37 施設、耐震化済:22 施設(59%)						

② 再生可能エネルギーの維持拡大

県民計画に掲げる地域温暖化防止に向けた低炭素社会の形成に寄与するため、令和 3 年度の運転開始を目指し築川発電所の建設を進めるほか、稲庭高原風力発電所などの再開発を実施する。また、引き続き新規開発に向けた調査等を行うほか、高経年化した発電所の再開発について検討する。

図表 6 経営目標（電気事業）-2

指標	単位	年度目標値
		R3～R5
新規開発・再開発による供給電力量	千 kWh	12,699

③ 経営環境の変化に対応した安定経営

事業を取り巻く環境が大きく変化している中においても安定経営を継続していくため、適正な収入の確保に向けて、売電価格等の検討や供給電力量の向上に努める。また、経営の効率化を図るため、効率的な管理運営手法等について検討を行う。

図表 7 経営目標（電気事業）-3

指標	単位	(参考) R1 見込	年度目標値			
			R2	R3	R4	R5
経常収支比率	%	117	122	124	127	124

(3) 工業用水道事業

① 良質な工業用水の安定供給

良質な工業用水の安定供給に向けて、「供給停止 0 件」の目標達成を目指し、適切な保守作業や水質管理などに取り組むほか、施設の健全性維持及び強靱化等に対応するため、計画的な施設の修繕・改良に取り組む。また、保守管理の省力化や充実を図るため、新技術の導入について情報収集等を行う。

図表 8 経営目標（工業用水道事業）- 1

指標	単位	(参考) R1 見込	年度目標値	
			R2~R5	
供給停止件数 ※	件/年	0	0	
【参考指標】 工業用水の水質(H22~30):濁度 0.6 度、水素イオン濃度(pH) 7.0 ※H25.5 以降 供給支障事故 0 件を継続中(2,500 日以上)				

② 新たな水需要への対応

新たな水需要に対応するため、引き続き県関係部局や関係機関と緊密に連携しながら、水需要に応じた給水能力の確保に取り組む。

③ 安定的な事業運営

安定的な事業運営に向けて、引き続き経費節減等の業務の効率化を進めるとともに水需要に応じた施設規模の検討など、効率的な経営のあり方について検討を行う。また、適正な事業収入を確保するため、関係部局等と連携した契約水量の維持・増量に向けた取組や、施設の強靱化等に係る国庫補助金の枠拡大などについて要望を行う。

図表 9 経営目標（工業用水道事業）- 2

指標	単位	(参考) R1 見込	年度目標値			
			R2	R3	R4	R5
経常収支比率	%	103	100	107	109	69 ※
※ 新浄水場建設に伴う減価償却費の増加により、R5 以降は一時的に経常損益が赤字となるが、資産の償却が進む R16 以降は黒字となる見込みである。なお、R2 以降も将来にわたり、資金残高の不足は生じない見込みである。						

(4) 組織力向上と地域貢献

① 組織力向上

組織力向上を図るため、引き続き計画的な職員採用及び有資格者の確保に努めるとともに、若手職員への技術継承や企業局全体で経営力を強化するための研修等を行うほか、育休の取得推進や職場環境の整備など、職員の働きやすさ向上に努める。

また、災害への対応体制の確立を図るため、引き続き防災保安訓練やリスクマネジメントに取り組むほか、企業局事業の理解促進を図るため、広報活動や施設見学会の開催に取り組む。

図表 10 経営目標（組織力向上）

指標		単位	(参考) R1 見込	年度目標値			
				R2	R3	R4	R5
新規資格取得者 [計画期間累計]	第2種電気主任技術者	人	0	2	3	4	5
	第1種ダム水路主任技術者	人	0	0	1	1	2
【参考指標】 ・有資格者数 ※ 第2種電気主任技術者(R1):6人、第1種ダム水路主任技術者:6人 ・専門研修受講者数(H25~30):412人 ・職員満足度調査における満足度(R1):79% (現在の職場環境に「満足」または「どちらかと言えば満足」の割合) ・企業局施設見学者数(H22~30):1,574人 ※ 有資格者の必要数 ・第2種電気主任技術者:1人(全運転中発電所総括) ・第1種ダム水路主任技術者:3人(発電所建設、施設総合管理所、県南施設管理所)							

② 地域貢献

これまで実施してきたクリーンエネルギー導入支援事業等を継続するほか、県の重要課題である「震災復興」や「ふるさと振興」に係る施策推進に寄与するため、小売電気事業者と連携し電力供給を通じた地域貢献に取り組む。また、県民計画に掲げる「水素利活用推進プロジェクト」1の推進に係る検討への参加や財政支援に取り組む。

1 水素利活用推進プロジェクト：東日本大震災津波を契機として岩手県の豊富な再生可能エネルギー資源を最大限活かそうとするプロジェクト。再生可能エネルギー由来の水素を多様なエネルギー源の一つとして利活用する取組を通じ、低炭素で持続可能社会を目指すもの。水素は、再生可能エネルギーを使って水から製造できることや、大量かつ長期間の保存が可能なことから、再生可能エネルギーの有効活用や災害時の自立・分散型エネルギーとしての活用が期待されている。

図表 11 経営目標（地域貢献）

指標	単位	(参考) R1 見込	年度目標値
			R2～R5
地域貢献事業による温室効果ガス削減量 ※	t/年	126	120 以上
【参考指標】 地域貢献事業の支援金額・件数(H22～H30) ・クリーンエネルギー導入支援:約 23,000 千円/年、9 件/年 ・植樹活動支援:約 2,300 千円/年、13 件 ※ クリーンエネルギー導入支援事業及び植樹活動支援事業による温室効果ガス(CO ₂)の削減量			

(5) 取組期間の収支計画

① 電気事業

電気事業の収益的収支においては、取組期間中新たな電力供給契約により収益は増加する見込みであるが、令和 4 年度以降は、水車発電機等の分解点検補修(オーバーホール)等により修繕費が増加することを見込んでいる。

一方、資本的収支においては、令和 2 年度以降、発電所の建設や再開発等により、建設改良費が増加する見込みである。新規開発及び再開発に係る財源は、建設改良積立金及び損益勘定留保資金等を見込んでいる。

なお、下記の収支計画においては次のことを前提としている。電力料収入は、電力供給契約(R2～3)に基づく売電単価、それ以降は市場価格から想定した値で積算している。また、FIT 適用発電所は、国の調達価格を用いている。

図表 12 取組期間の収支計画（電気事業）

区分		R1 (見込)	R2	R3	R4	R5
収益的収支(税抜)	収益					
	営業収益	4,748	5,314	5,533	5,488	5,485
	附帯事業収益	1,330	1,231	1,236	1,183	1,241
	その他	315	290	222	266	267
	(収益計)	6,393	6,835	6,991	6,937	6,993
	費用					
	人件費 ※1	1,072	1,211	1,182	1,134	1,134
	修繕費	303	349	539	1,054	894
	特別修繕引当金 ※2	404	403	384	△55	32
	委託費	474	402	500	364	517
減価償却費	1,095	1,028	978	1,004	1,014	
附帯事業費用	1,198	1,191	1,276	1,191	1,166	
その他	915	1,025	782	790	862	
(費用計)	5,461	5,609	5,641	5,482	5,619	
収支(経常損益)		933	1,226	1,350	1,455	1,374

区分		R1 (見込)	R2	R3	R4	R5	
資本的収支 (税込)	収入	企業債	0	0	0	0	0
		長期貸付金償還金	49	25	0	0	0
		その他	32	24	23	23	23
		(収入計)	81	49	23	23	23
	支出	建設改良費	1,104	1,791	2,421	2,132	2,745
		企業債償還金	548	476	470	462	465
		その他	175	163	130	126	126
		(支出計)	1,827	2,430	3,021	2,720	3,336
	収支差 ※3		△1,746	△2,381	△2,998	△2,697	△3,313
	企業債残高 ※4		2,751	2,281	1,819	1,354	907

※1: 人件費には退職金が含まれる。

※2: 特別修繕引当金の△は取崩しである。

※3: 資本的収支から、投資償還(国債)分は除いている。

※4: 企業債は、施設の建設改良費の財源に充てるための国や地方公共団体金融機構等からの長期借入金である。

※5: 資本的収支の収支差は、損益勘定留保資金(収益的収支における費用のうち、実際には現金の支出が伴わない減価償却費、固定資産除却費等の合計額)等で補填する見込みである。

② 工業用水道事業

工業用水道事業の収益的収支においては、新たな水需要に伴い、収入は段階的に増加する見込みである。また、費用については、年度別事業実施計画に基づく取水ポンプ等の補修により、令和5年度にかけて増加する見込みである。

新浄水場建設に伴う減価償却費の増加により、令和5年度以降は一時的に経常損益が赤字となるが、資産の償却が進む令和16年度以降は黒字となる見込みである。なお、令和2年度以降も将来にわたり、資金残高の不足は生じない見込みである。

一方、資本的収支においては、新たな水需要に係る既設設備の改修及び新浄水場建設などにより、令和4年度まで多額の費用が見込まれている。また、資本的収支の財源については、従前どおりほとんどを企業債借入としているため、将来は企業債償還金が増加する。

なお、下記の収支計画においては次のことを前提としている。

- 営業収益は、超過水量を除いて算定している。
- 工業用水道料金は、現行の二部制の料金単価で見込んでいる。
一般水: 基本料金 42 円/m³、使用料金 3 円/m³、超過料金 90 円/m³
ろ過水: 基本料金 35 円/m³、使用料金 3 円/m³

図表 13 取組期間の収支計画（工業用水道事業）

区分		R1 (見込)	R2	R3	R4	R5	
収益的収支(税抜)	収 益	営業収益	795	783	878	943	992
		その他	71	46	42	42	41
		(収益計)	866	829	921	985	1,033
	費 用	人件費	132	117	112	112	139
		修繕費	25	15	68	90	105
		委託費	149	157	137	140	154
		減価償却費	326	324	320	347	817
		支払利息	43	44	40	42	131
		その他	163	168	182	170	154
		(費用計)	838	825	859	901	1,500
収支(経常損益)		28	4	62	84	△467	
資本的収支(税込)	収 入	企業債	1,378	3,548	7,124	4,042	832
		その他	0	0	0	2	0
		(収入計)	1,378	3,548	7,124	4,044	832
	支 出	建設改良費	1,378	3,548	7,125	4,044	833
		企業債償還金	267	271	356	365	376
		その他	49	25	0	0	0
		(支出計)	1,694	3,844	7,481	4,409	1,208
	収支差 ※1		△316	△296	△357	△365	△376
企業債残高 ※2		4,854	8,045	15,183	18,860	19,317	

※1: 資本的収支から、投資償還(国債)分は除いている。

※2: 企業債は、施設の建設改良費の財源に充てるための国や地方公共団体金融機構等からの長期借入金である。

※3: 資本的収支の収支差は、損益勘定留保資金(収益的収支における費用のうち、実際には現金の支出が伴わない減価償却費、固定資産除却費等の合計額)等で補填する見込みである。

4. 電気事業

(1) 事業の概要

岩手県の電気事業は、県の総合開発の一環として、昭和 32 年に胆沢第二発電所を運転開始したことに始まり、以来順調な歩みを続けている。この間岩洞第一発電所、岩洞第二発電所、仙人発電所、四十四田発電所、御所発電所、滝発電所、北ノ又発電所、北ノ又第二発電所、入畑発電所、松川発電所、早池峰発電所、柏台発電所、稲庭高原風力発電所、北ノ又第三発電所、胆沢第四発電所、胆沢第三発電所、相去太陽光発電所及び高森高原風力発電所をそれぞれ完成させ、さらに令和 3 年 7 月から築川発電所の運転により、計 20 の発電所が運転を開始しており、最大出力合計は 175,770 kW で全国公営電気事業者の中でも有数の規模となっている。

老朽化が進んでいる発電所については、県の再生可能エネルギーによる電力自給率を維持するため、再開発電事業を進めており、稲庭高原風力発電所が令和 4 年 7 月に運転を再開したほか、入畑発電所及び胆沢第二発電所において、それぞれ令和 7 年度と 8 年度の運転再開を目指して工事を行っている。

図表 14 令和 4 年度 県内の電力需要状況 (単位:百万 kWh)

区分		県内の発電電力量	
		企業局以外が発電した電力量	企業局が発電した電力量
発電種類	太陽光	665 (17.9%)	1 (0.04%)
	風力	410 (11.0%)	59 (1.6%)
	水力	552 (14.8%)	520 (14.0%)
	地熱	151 (4.1%)	0
	バイオマス	643 (17.3%)	0
	火力	717 (19.3%)	0
	小計	A 3,138	B 580
県内の発電電力量：A + B = X		3,718	
県内の需要電力量：Y		9,265	
※ X/Y =		40.1%	

※ 県内の電力需要を県内の発電により賅っている割合

(2) 経営の状況

① 損益計算書の推移

令和4年度における供給電力量は、水力発電における出水率が好調であったこと等に加え、風力発電における稲庭風力発電所の再開発事業が完了したことにより、前年度比3.0%増加の5億7,977万kWh余となった。

営業収益及び附帯事業収益については、水力発電、風力発電及び太陽光発電において供給電力量が増加したことに伴い、電力料収入が増加したため、前年度比7.0%増の74億7千7百万円余となった。

また、営業費用及び附帯事業費用は、仙人発電所のオーバーホールに伴う修繕費や岩洞ダム共有施設の改良工事の施工協定に係る負担金の増等により前年度比4.6%増の55億4千8百万円余となった。

この結果、経常利益は前年度比14.5%増、当年度純利益は前年度比23.5%増となり、それぞれ19億2千8百万円余となった。

電気事業における損益計算書の推移は次のとおりである。

図表 15 損益計算書の推移 (単位：百万円)

区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
営業収益	4,738	4,823	4,975	4,907	5,550	5,493	5,898
附帯事業収益	132	454	1,277	1,373	1,316	1,239	1,309
営業費用	3,843	3,687	4,259	4,008	3,682	3,888	4,349
附帯事業費用	111	279	1,032	1,170	1,150	1,386	1,173
営業利益	915	1,310	961	1,101	2,033	1,458	1,684
財務収益	109	120	118	117	114	110	89
事業外収益	76	79	128	115	127	143	179
財務費用	76	64	53	41	32	27	22
事業外費用	2	72	3	3	0	1	3
経常利益	1,022	1,372	1,150	1,289	2,242	1,683	1,928
当年度純利益	1,022	1,372	1,150	1,208	2,242	1,560	1,928
当年度未処分利益剰余金	3,427	2,066	1,946	2,370	3,597	2,337	2,886

② 貸借対照表の推移

電気事業における貸借対照表の推移は次のとおりである。

図表 16 貸借対照表の推移 (単位：百万円)

区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
固定資産	35,041	38,016	36,395	34,357	33,863	32,146	32,439
有形固定資産	27,912	31,678	30,739	29,768	29,460	28,626	28,874
無形固定資産	886	855	829	800	771	801	770
投資その他の資産	6,241	5,482	4,826	3,787	3,630	2,717	2,795
流動資産	19,418	14,872	13,927	15,724	18,613	20,351	21,461
資産合計	54,459	52,889	50,323	50,081	52,477	52,497	53,900
固定負債	4,906	5,480	5,328	5,336	5,274	5,024	4,785
流動負債	7,300	4,344	1,608	1,399	1,953	1,811	2,154
繰延収益	1,656	1,591	1,483	1,400	1,319	1,196	1,097
負債合計	13,864	11,415	8,420	8,136	8,547	8,031	8,038
資本合計	40,595	41,473	41,902	41,944	43,929	44,465	45,862

③ 主な経営指標の推移

令和 4 年度における経常収支比率は、水力発電における出水率の好調や稲庭高原風力発電所の再開発事業完了に伴う同発電所の稼働再開等により電力料収入が増加し、前年度比 3.1 ポイント増の 134.8%となった。また、営業収支比率についても前年度比 2.9 ポイント増の 130.5%となった。いずれの指標も経営の健全性を示すものである。

設備の利用状況や適正規模を示す設備利用率は、前年度比 1.2 ポイント増の 38.9%となり、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度比 0.9 ポイント増の 58.1%となった。施設の老朽化が徐々に進行しているため、施設の計画的な修繕・改良が必要である。

これらの主な経営指標の推移は次のとおりである。なお、表下部の各指標にかかる解説は、「総務省 経営指標の概要（電気事業）」からの抜粋である。

図表 17 主な経営指標の推移 (単位：%)

区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4
経常収支比率	133.4	121.5	124.7	146.1	131.7	134.8
営業収支比率	133.0	118.2	121.3	142.1	127.6	130.5
設備利用率	41.1	40.0	37.1	45.7	37.7	38.9
有形固定資産減価償却率	49.2	51.3	54.0	56.6	57.2	58.1

【経常収支比率】

当該年度において、料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、人件費や支払利

息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標である。当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要である。数値が 100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要である。

【営業収支比率】

当該年度において、料金収入等の営業活動から生じる収益で、人件費や発電費等の営業費用をどの程度賄えているかを表す指標である。当該指標は、単年度の営業収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要である。数値が 100%未満の場合、単年度の営業収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要である。当該指標が 100%以上の場合であっても、更新投資等に充てる財源が確保されているか、更なる費用削減を行っているか等、今後も健全経営を続けていくための改善点を洗い出すといった観点を踏まえた分析が必要である。

【設備利用率】

本来備えている発電能力と実際の発電電力量との割合であり、設備の利用状況や適正規模を判断する指標である。当該指標については、明確な数値基準はないが、一般的には高い数値であることが望まれる。経年比較や他団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、数値が低い場合には、設備が遊休状態ではないかといった分析が必要である。また、他団体との比較のほか、一般的な設備利用率との比較も行い、自団体の置かれている状況を適切に把握・分析する必要がある。経年比較した場合に上昇傾向となる場合には、発電施設の効率的な運用(適地での発電等)を行えているといえるが、減少傾向となる場合には、施設規模や維持管理方法についての見直しが必要である。発電型式ごとの比較をすることで、それぞれの発電型式の設備利用率の特徴をつかむとともに、経営に悪影響を及ぼす可能性のある設備を早期に把握し、必要に応じて投資の効率化といった経営改善に向けた取組が必要である。資源エネルギー庁の「長期エネルギー需給見通し小委員会に対する発電コスト等の検証に関する報告」(平成 27 年 5 月発電コスト検証ワーキンググループ)にて「一般水力」発電事業に設定されている設備利用率は、45%である。

【有形固定資産減価償却率】

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標である。当該指標については、明確な数値基準はないため、経年比較や他団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか対外的に説明できることが求められる。一般的に、数値が 100%に近いほど、保有資産が法定耐用年数に近づいていることから、施設の更新等を検討する必要がある。

④ 経営指標の他団体との比較

以下に電気事業を行っている類似団体(県)の指標と岩手県の指標をまとめた表を記載する。データの出所は、総務省「令和3年度決算 経営比較分析表(都道府県)」である。

岩手県の経営指標は、類似する他団体と比較すると平均的なポジションであるといえる。一方で、施設や設備の老朽化については、全ての団体で進んでいるため、その中で平均的であっても決して楽観視できる状況ではない。

図表 18 経営指標の他団体比較

区分	岩手	秋田	山形	新潟	富山	徳島	岡山	宮崎
年間発電電力量(MWh)	580,118	367,411	363,298	563,454	480,185	320,678	203,192	439,607
経常収支比率(%)	131.7	126.7	174.3	149.7	163.0	109.3	126.2	100.8
営業収支比率(%)	127.6	127.1	169.4	154.3	163.2	108.9	128.3	94.4
設備利用率(%)	37.7	37.8	42.7	40.8	37.4	40.0	35.7	31.5
有形固定資産減価償却率(%)	57.2	65.1	49.6	49.9	67.1	65.6	63.0	74.9

※ 設備利用率及び有形固定資産減価償却率については、施設全体の指標を記載している。

5. 工業用水道事業

(1) 事業の概要

昭和44年以降、東北地方では企業進出が国道4号線沿いを中心に北上の兆しをみせ、岩手県では、その後の東北自動車道や東北新幹線等の整備により、この動きに拍車がかかるものと期待された。

このような中、岩手県は内陸地域での工業開発を重点的にとらえ、鉄道、道路網の結節点であり、高速交通網の整備が進みつつある北上市や金ケ崎町地域に工業団地が造成された。

岩手県の工業用水道事業は、この地域の工業団地のうち、北上工業団地と岩手中部(金ケ崎)工業団地等に工業用水を供給するため計画され、昭和53年度から北上工業団地に北上中部工業用水道の給水を、昭和55年度から岩手中部(金ケ崎)工業団地に第二北上中部工業用水道の給水を開始した。

北上工業団地では、立地企業の水需要の増加に伴い、平成4年度から第三北上中部工業用水道の給水を開始し、その後、負担分散とバックアップ機能の確保のため、平成19年度に北上中部工業用水道と第三北上中部工業用水道を第一北上中部工業用水道として事業統合した。また、事業規模拡大によるスケールメリットを活かし、より一層効率的な工業用水道事業の安定経営を図るため、令和3年4月、第一北上中部工業用水道と第二北上中部工業用水道を事業統合し、現在は「北上中部工業用水道」として工業用水を供給している。

なお、大手半導体製造企業の北上工業団地内への工場進出に伴い、新たな工業用水の需要が見込まれたことから、その需要に対応するため、県関係部局や関係機関と緊密に連携しながら、新北上市浄水場の建設に取り組み、令和5年4月から一部給水を開始している。

図表 19 岩手県における工業用水道施設の概要

区分	北上中部工業用水道						
施設名	第一浄水場 (旧北上中部工業用水道)	第三浄水場 (旧第三北上中部工業用水道)	新北上市浄水場	北上ろ過施設	第二浄水場 (旧第二北上中部工業用水道)	金ケ崎ろ過施設 (第一期)	金ケ崎ろ過施設 (第二期)
概要	北上工業団地内の立地企業に対し、一般水を供給している。			北上工業団地内の立地企業に対し、濁度等の低い、より良質な処理水であるろ過水を供給する設備を完備し、供給している。	岩手中部工業団地の立地企業に対し、一般水を供給している。	岩手中部工業団地の立地企業に対し、濁度等の低い、より良質な処理水であるろ過水を供給する設備を完備し、供給している。	
所在地	北上市北工業団地				北上市相去町	金ケ崎町西根	
取水量	104,900 m ³ /日				18,500 m ³ /日		

(2) 経営の状況

① 損益計算書の推移

令和4年度においては、ユーザー企業の契約水量の増等により、基本使用水量、実使用水量ともに増加し、料金収入は、前年度比5.3%増の8億5千3百万円余となった。

経常収益(営業収益+財務収益+事業外収益)は、料金収入が増となったことにより前年度比5.0%増の8億9千7百万円余となり、経常費用(営業費用+財務費用+事業外費用)は、電気料金の高騰による動力費の増や減価償却費の増等により前年度比11.0%増の8億4千8百万円余となった。

この結果、経常利益は、前年度比45.6%の減、当年度純利益は、前年度比44.4%減となり、それぞれ4千8百万円余となった。

図表 20 損益計算書の推移 (単位：百万円)

区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
営業収益	835	837	834	795	747	811	854
営業費用	791	780	758	756	700	727	813
営業利益	43	57	76	38	46	83	41
財務収益	0	0	0	0	0	0	0
事業外収益	72	70	76	73	43	43	42
財務費用	56	51	47	43	39	36	34
事業外費用	0	4	0	5	0	0	0
経常利益	60	71	104	64	50	90	48
当年度純利益	60	71	104	64	59	88	48
当年度末処分利益剰余金	206	131	176	169	109	88	48

② 貸借対照表の推移

電気事業における貸借対照表の推移は次のとおりである。

図表 21 貸借対照表の推移 (単位：百万円)

区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
固定資産	8,889	8,951	9,338	9,788	12,163	16,948	22,199
有形固定資産	8,888	8,950	9,337	9,788	12,163	16,948	22,198
無形固定資産	0	0	0	0	0	0	0
投資その他の資産	0	—	—	—	—	—	—
流動資産	823	822	626	841	1,168	3,424	5,056
資産合計	9,713	9,774	9,964	10,630	13,332	20,373	27,256
固定負債	4,037	4,087	4,108	4,921	6,922	12,432	17,835

区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
流動負債	711	643	745	523	1,172	2,653	4,095
繰延収益	1,496	1,505	1,467	1,477	1,471	1,432	1,421
負債合計	6,244	6,236	6,321	6,923	9,565	16,518	23,351
資本合計	3,468	3,537	3,642	3,707	3,767	3,855	3,904

③ 主な経営指標の推移

令和4年度における経常収支比率は、基本使用水量及び実使用水量の増加による料金収入が増加となった一方、電気料金高騰による動力費の増加等により費用も増加したために、前年度比6.0ポイント減の105.8%となった。

収益性及び未売水の状況を示す契約率は、契約企業の業容拡大の影響やユーザー企業に対する訪問活動の強化により前年度比3.8ポイント増の73.4%となった。

また、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度比0.9ポイント減の47.9%と改善したものの、施設の老朽化が徐々に進行していることから、企業局においては、平成29年度に策定したアセットマネジメント計画に基づき、引き続き施設の修繕・更新時期の見直しを実施していくとしている。

これらの主な経営指標の推移は次のとおりである。なお、表下部の各指標にかかる解説は、「総務省 経営指標の概要（工業用水道事業）」からの抜粋である。

図表 22 主な経営指標の推移

(単位：%)

区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4
経常収支比率	108.6	113.0	108.0	106.8	111.8	105.8
営業収支比率	107.4	110.0	105.2	106.7	111.5	105.1
契約率	72.0	72.6	63.7	66.1	69.6	73.4
有形固定資産減価償却率	45.8	47.5	48.2	50.0	48.8	47.9

【経常収支比率】

当該年度において、給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標である。当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要である。分析に当たっての留意点として、例えば、当該指標が100%以上の場合であっても、更なる費用削減や更新投資等に充てる財源が確保されているか等、今後も健全経営を続けていくための改善点を洗い出すといった観点から分析する必要があると考えられる。

【営業収支比率】

当該年度において、料金収入等の営業活動から生じる収益で、人件費等の営業費用をどの程度賄えているかを表す指標である。当該指標は、単年度の営業収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要である。

【契約率】

収益性及び未売水の状況を判断する指標である。当該指標は、100%に近ければ近いほど収益性が高く、適切な規模の投資ができているといえる。また、未契約部分は未売を

表す。工業用水道事業の場合、実使用水量が契約水量に比較して少ない場合でも減額されない「責任水量制」を採用している団体がほとんどであり、契約水量の増加が給水収益の増加となる場合が多い。そのため、契約率が低く、料金回収率が 100%を下回っている場合には、契約水量を増やすことが肝要であり、今後も契約水量の増加が望めない場合には施設規模の見直しを検討する必要がある。

【有形固定資産減価償却率】

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示している。当該指標については、一般的に、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の更新等の必要性を推測することができる。また、他の老朽化の状況を示す指標である管路経年化率や管路更新率の状況を踏まえ分析する必要があると考えられ、施設の更新等の必要性が高い場合などには、更新等の財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要がある。なお、長寿命化等に取り組んでいる団体においては、分析の際に、それらの効果についても留意が必要である。

④ 経営指標の他団体との比較

以下に工業用水道事業を行っている類似団体(県)及び近隣県の指標と岩手県の指標をまとめた表を記載する。データの出所は、総務省「令和 3 年度決算 経営比較分析表(都道府県)」である。

岩手県の経営指標は、令和 3 年度においては類似する他団体と比較しても健全性において遜色ないものである。しかし、令和 5 年 4 月からは建設中であった新北上浄水場が稼働を開始し、これまで建設仮勘定に計上されていた工事費等が建物等の本勘定に振替えられ、減価償却費が計上されることとなる。そのため、経常費用は増加が避けられず、経常収支比率は悪化する可能性が高い。また、有形固定資産減価償却率は他団体と比較すると低く見えるが、全ての団体で老朽化が進んでいるため、岩手県においても計画的な対応が必要とされることは変わらない。

図表 23 経営指標の他団体比較

区分	岩手	秋田	青森	山形	栃木	福井	高知	宮崎
現在配水能力(合計)(m ³ /日)	54,498	200,000	350,000	92,500	73,550	86,000	63,800	125,000
経常収支比率(%)	111.8	120.7	120.4	122.3	109.3	119.4	119.6	110.0
契約率(%)	69.6	78.4	86.5	46.7	33.3	75.6	43.1	81.9
有形固定資産減価償却率(%)	48.8	33.6	64.7	59.1	66.6	64.8	50.9	56.8

第4章 監査結果の概要

1. 指摘事項及び意見について

令和5年度岩手県包括外部監査における特定の事件(監査テーマ)は、「企業局が実施する事業に関する財務事務の執行について」とした。包括外部監査人は、この特定の事件について、監査の基本的な方針を定め、それに基づいて監査要点を抽出し、各監査要点について監査手続を実施した。

監査の結果は、指摘事項と監査対象事業又は事務に対する意見に分けられる。これらは次のような基準で分類している。

※【指摘】

【指摘】は、今後、県において措置することが必要であると判断した事項である。主に、合規性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合についても同様に、【指摘】として記載している。

※【意見】

【意見】は【指摘】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、県がこの意見を受けて、然るべき対応を行うことを期待するものである。

また、本章『2. 指摘事項及び意見のまとめ』に事業ごとの指摘事項及び意見の要約を一覧形式でまとめ、続く『第5章 監査結果－各論－』において、指摘事項及び意見の詳細な内容を記載している。

2. 指摘事項及び意見のまとめ

指摘事項及び意見の一覧は次のとおりである。指摘事項が9項目、意見が22項目あり、合わせて31項目である。

<指摘事項及び意見の要約一覧表>

項目	現状の問題点	解決の方向性
1. 企業局の経営状況（電気事業）		
【意見 1】 保有資産残高と還元策の妥当性について	現状の利益還元策は一定の評価ができる水準であると考え。ただし、「想定より多額の利益」が計上された場合の財政的貢献の内容及び保有流動資産の有効活用は検討の余地がある。	企業局によって電力会社に売却された電気は県民一般に利用されていくこととなるため、福祉や教育といった様々な事業一般に積立金が活用されることも県民への還元策として認められると考えられる。一方で、還元策としては、再生可能エネルギーの維持拡大に活用していくことや、地球温暖化対策と関連性が高い一般会計の事業に充当することが優先されるべきであり、本来は県民から徴収した税金で行うべき福祉や教育といった様々な事業に対し、電気料金として徴収した資金を充当することは、特段の説明を要する点留意されたい。
3. 企業局の経営状況（共通）		
【意見 2】 職場環境と人材確保について	第1期中期経営計画の発電所等への女性用トイレや更衣室の整備に遅れが見られる。	特に女性職員の掘り起こしは人材確保戦略に大いに期待できると考えられることから、発電所等への女性用トイレの整備などは引き続き取り組まされたい。
4. 収入・債権管理（電気事業）		
【意見 3】 附帯事業収益の取扱いについて	改正後の電気事業法においては、企業局の行う電気事業は発電事業として位置付けられ、特に発電方法の違いによる取扱いの違いはなくなっている。また、現状、風力発電及び太陽光発電を水力発電の附帯事業として位置付ける積極的な理由も特に見出せない。	損益計算書には電力事業の実態を反映させることが望ましく、風力発電及び太陽光発電からの売電収入についても、附帯事業収益ではなく営業収益に計上することを検討されたい。
【意見 4】 電力需要者に対する利益還元策等の検討	電気事業において稼得した利益の内、将来の投資等に対する内部留保分を除いてもなお剰余が生じる	電力需要者に対する利益還元の方法について、継続的な検討を進められたい。

項目	現状の問題点	解決の方向性
について	<p>場合には、一般家庭や事業者等を始めとする県内の電力需要者に対する利益還元を図ることも、県内の産業経済の発展と民生の安定に寄与する方策の一つと考えられる。しかし、企業局は小売電気事業者へ売電する事業形態であることから、電力需要者に対する売電単価の設定を通して、直接的に還元することは困難である。</p>	
5. 収入・債権管理（工業用水事業）		
<p>【意見 5】 新規投資へのリスク 対応策の検討等について</p>	<p>新北上浄水場については、建設事業の中心となる第一期工事が完了しており、先行する設備投資を今後獲得する給水収益により回収を図ることとなるが、工業用水道の供給先はあくまで民間企業であり、その事業環境を踏まえた経営判断等によっては、給水能力の増加に見合う給水収益の増加が実現できないリスクが存在する。</p>	<p>安定的な工業用水道事業の運営のためには、潜在的なリスクを発現させないことや、仮に発現した場合の影響の程度を見積もり、その程度を低減させる方策を事前に想定しておくことも重要である。</p>
6. 契約事務・支出事務（電気事業）		
<p>【意見 6】 職員からの所得税徴収、税務署への支払時における会計処理について</p>	<p>職員の年末調整の誤りが判明したため、本来納付すべきであった税額との差額 14,400 円を職員から徴収し、受入時に「その他雑収入」を計上し、支払時には「その他雑損失」を計上しているが、この会計処理は誤っており、収益・費用の両方が 14,400 円過大に計上されてしまっている。</p>	<p>一連の取引の実態として企業局が職員の所得税額を源泉徴収により一旦預かった同額を税務署へ納付しているものに過ぎないため収益・費用が生じる余地はなく、受入時は「預り金の受け入れ」、支払い時に「預り金の支払い」として処理する必要があり、今後、同様の事象が発生した場合において、会計処理に留意されたい。</p>
<p>【意見 7】 撤去・新設設計業務における委託費と資本的支出の按分基準の文書化について</p>	<p>費用と固定資産を 50%対 50%に按分した根拠としては、撤去設計と新設設計は、ほぼ同じ業務量である旨の回答を得ていることから、当該按分基準は相当程度合理的と評価できる。ただし、今回の監査において企業局が按分基準を決定した理由の文書は見られなかった。</p>	<p>今回のようなケースにおける委託費と資本的支出の按分は、担当者毎の判断が介在する項目であること、判断の結果が直接的に利益に影響を与える項目であることから、判断過程を詳細に文書化し、保存することが望まれる。</p>
7. 契約事務・支出事務（工業用水道事業）		
<p>【指摘 1】 ネットフェンス等補修</p>	<p>金ヶ崎ろ過施設ネットフェンス等補修工事を実施しており、全て修繕</p>	<p>ネットフェンス新設部分を資産計上（構築物）すべきである。</p>

項目	現状の問題点	解決の方向性
工事の修繕費処理について	費として処理している。	
【指摘 2】 勘定科目の見直しについて	光熱水費、燃料費、被服費、印刷製本費と考えられる費用項目が全て「消耗品費」で処理されていた。	決算情報の比較可能性を高める観点から、勘定科目の見直しを進めるべきである。
8. 契約事務・支出事務（共通）		
【指摘 3】 健康診断費用等の会計処理について	職員の健康診断費用・蜂アレルギー抗体検査費用・破傷風予防接種費用・心理的な負担の程度を把握するための検査業務委託費用を支出しているが、これらの費用処理科目を「法定福利費」として処理している。	「厚生福利費」にて処理すべきである。
【指摘 4】 共通経費の按分について	共通経費の按分割合が工業用水道事業：電気事業＝5:5であったが、按分の割合を5:5に設定している根拠は不明である。一般的な配賦基準で考えても、按分割合は各事業で異なることが想定され、5:5の按分割合は、合理的な割合とは言えない。	共通経費の按分は、各事業で計算される利益に直接影響を与えるため、共通経費の按分にあたっては、より合理的な配賦基準を用いて按分割合を算出し、按分を行うべきである。
【意見 8】 ㈱みずほ銀行に対する定期検査を行わない理由の文書化について	収納取扱金融機関について年 1 回以上、公金の収納事務及び預金の状況について検査を実施すべきと定めているが、企業局は収納取扱金融機関である㈱みずほ銀行に対して「公金の収納事務」を要点とする検査を行っておらず、その理由が適切に「実施伺い」に記録されていない。	公金の収納事務の検査を行わない理由を適切に文書化することが望まれる。
【意見 9】 消費税の課税仕入の処理誤りについて	本来、雑費 5,000 円と仮払消費税 500 円の合計 5,500 円が消費税の課税仕入対象として処理されるべきであるが、雑費 5,000 円のうち、源泉所得税相当額である 510 円が消費税の不課税対象として処理されていた。	経理処理する際には、課税仕入対象として適切に処理されているか留意することが必要である。
9. 組織と人事管理（共通）		
【指摘 5】 会計年度任用職員に関する賞与引当金の未計上	会計年度任用職員に対する夏季期末手当及び勤勉手当は、24 名に対して 450 万円支給されており、300 万円の賞与引当金の計上が必要であった。	適切な金額を計上するべきである。

項目	現状の問題点	解決の方向性
【意見 10】 決算書の引当金の表示について	会計規則では「前受収益引当金」として、一つの科目として表示されている。また、「退職給付引当金」の説明として備考欄に「1年以内で使用される見込み」との記載がある。	科目名や備考欄の記載などについて会計規則を見直す必要がある。
【意見 11】 賞与引当金計算の正確性について	賞与引当金の算定に関し、支給対象者を令和4年11月時点の在籍者として計算しているため、令和5年3月末で退職する者についても賞与引当金の計算に含まれている。	令和5年3月末時点での退職者を除いた在籍者を用いて計算することが望まれる。また、知事部局へ異動した職員に対する金額については、適正な期間損益計算を実施するため、4月1日時点での職員で算定する方法も検討されたい。
【意見 12】 決算書における人件費の計上区分について	工業水道事業及び電気事業費用の節別計上額では、「給与」については、各目に計上されているが、「退職給付費」については各目に分類しての計上は行われず、電気事業費用の営業費用における「管理費」に全額が計上されている。	退職給付費についても、給料と同様の分類で目別に分けて計上することが望まれる。
【意見 13】 電子申告の積極的な活用について	給与支払報告書を各市町村に提出する方法は、eLTAX(エルタックス)等による電子データでの提出方法と書面で提出する方法があり、企業局は、令和4年度まで継続して書面で提出している。	税務事務負担の効率化を図るため、電子データでの提出が望まれる。
【意見 14】 退職所得控除の計算誤りについて	税法上の勤続年数が3年である職員の計算について、正しく120万円と計算している通知書と、誤って80万円と計算している通知書の2通がファイリングされていた。	誤りのある通知書は保管すべきでなく、かつ今後も計算誤りが発生しないように事務処理を行うためにも、その原因を確かめ、マニュアル等で記録を残す等の対応が求められる。
10. 固定資産管理（電気事業）		
【意見 15】 建設準備勘定の減損について	現状では、開発を断念しているわけではなく、今後の計画に大幅な変更をもたらす可能性のある事象等も識別されていないため、減損損失の計上は不要、との判断にも一定の合理性は認められる。しかし、平成9年度以降、ほとんど動きがない状況で、今後、状況が変化することがあるのか、疑問が残るところである。	今後については、例えば、令和4年11月に実施した地元自治体との協議のような関係者との協議を定期的に行うなど、開発を断念していないことを対外的に明確にしておく必要がある。また、当該計画の実現可能性に疑義が生じるような事態が生じた場合には、速やかに事業自体の実行可能性を吟味し、建設準備勘定の減損処理の可否を検討されたい。

項目	現状の問題点	解決の方向性
1 1. 固定資産管理（工業用水道事業）		
【指摘 6】 修繕引当金について	工業用水道が固定負債に計上している修繕引当金 29,667,699 円は、年次計画により実施予定だった計画修繕によるものではなく、従前に行われた修繕の執行残で、取り崩す機会がないまま計上されているものである。	現在の修繕引当金は取り崩すべきである。
【指摘 7】 固定資産明細書の当 年度増減額の誤りに ついて	建設仮勘定の当年度増加額及び当年度減少額について固定資産明細書と建設仮勘定整理簿との間に金額の差異がある。	固定資産明細書を修正するべきである。
【意見 16】 管理用の建設仮勘定 整理簿の更新確認に ついて	監査人が令和 3 年度末時点と令和 4 年度末時点の管理用の建設仮勘定整理簿を比較し、建設仮勘定の当年度増加額と当年度減少額を集計したところ、当年度増加額に差異が生じていた。	今後、管理用の建設仮勘定整理簿を更新するに当たっては、確認を再度行うなどして誤りのないよう留意されたい。
1 2. 固定資産管理（共通）		
【指摘 8】 企業局会計システム による減価償却費計 算の誤りについて	稲庭高原風力発電所の光回線利用権(取得価額 8,486,000 円)について、令和 3 年度及び令和 4 年度の減価償却費が過大に計上されている。	企業局会計システムでは、取得価額の修正が行われると減価償却費が正確に計算されないケースが生じており、その場合は、手作業で正しい額に修正するべきである。
【意見 17】 調査対象資産の網羅 性について	令和 4 年度の固定資産実地照合では、予備品を調査対象としていなかった。また、持ち運び・移動可能な諸機械・備品については、令和 2 年度及び令和 3 年度の新規取得分のみを調査対象としていた。	不明品が判明した場合には、除却損について 2 月補正予算に計上する必要もあること等も考慮すると、予備品、持ち運び・移動可能な諸機械・備品については、取得年度を問わず調査対象とし、調査対象資産の網羅性を確保する必要がある。
【意見 18】 固定資産原簿と減価 償却額算出調書の関 係について	岩洞第一発電所の建物をサンプルとして固定資産原簿一覧表と減価償却額算出調書の整合性を確認したところ、不一致や差異が見受けられた。	企業局会計システムでは、取得価額の修正が行われると減価償却費が正確に計算されないケースが生じているため、企業局会計システムの利用にあたっては留意する必要がある。
【意見 19】 電話加入権について	加入電話契約との関係が不明確で、電話加入権としての実在性に疑問が残る項目が見受けられる。また、取得価額の根拠を推測することが困	電気事業で計上されている電話加入権は、資産の実在性、取得価額の根拠、帳簿記録の正確性に問題が見受けられ、企業局は改善を図る必要が

項目	現状の問題点	解決の方向性
	難な項目も見受けられる。さらに、所有しているデータそのものの正確性に疑問が残る項目が散見される。	あると考える。
【意見 20】 電話加入権の評価について	電気事業、工業水道事業が所有している電話加入権については、取得時の価額のまま貸借対照表に計上されている。	現在、電話加入権の金額的価値は大きく下落しており、取得時の金額で貸借対照表に計上されていることは適切ではない。地方公営企業法施行規則第8条3項1号の定めに従い、電話加入権の強制評価減を行う必要があると考える。
【意見 21】 未払利息の未計上について	現在、電気事業及び工業用水道事業では、企業債に係る支払利息の年間支払額全額を支払った年度の損益計算書に計上しており、利息支払日から決算日までの期間の利息部分が損益計算書に計上されていない。	電気事業及び工業用水道事業では、未払利息の計上を検討されたい。
【意見 22】 調査対象データの抽出について	施設総合管理所の固定資産実地照合調書を読んだところ、調査対象データの一部に重複が見受けられた。また、調査対象データを読んだところ、数量及び価額がゼロとなっているものが見受けられた。	今後、調査対象データに重複がないよう留意して抽出し、併せて、事務負担の軽減の観点からも、重複データが抽出されないよう、システム上の対応を検討することが望まれる。
13. その他の資産及び負債（電気事業）		
【指摘 9】 貯蔵品の管理について	貯蔵品台帳によると現在計上されている2品については昭和46年度から全く数量及び金額が変わっておらず、使用していないことは明らか状況である。	今後も保有し続けることによる管理コスト等を考慮するならば、実物の除却と経理上の減損処理について検討すべきである。

第5章 監査結果—各論—

1. 企業局の経営状況（電気事業）

（1）概要

① 中期経営計画における経営目標等の達成状況

令和4年度までの期間における第1期中期経営計画の達成状況は以下のとおりである。

図表 24 電気事業における第1期中期経営計画の経営目標・参考指標

取組の方向性	経営目標・参考指標		単位	上段:計画目標値 下段:実績値			
				R2	R3	R4	R5
「運転年数100年」を実現するための基盤づくり	供給電力量		百万 kWh	559	536	594	577
				674	563	580	—
	発電所建屋等の耐震化率		%	90	100	100	100
				90	95	100	—
	電力土木施設の耐震診断進捗率		%	73	86	95	100
				73	86	92	—
	【参考指標※】 水力発電所の供給停止	件数	件/年	3	3	3	3
				5	4	7	—
		時間	時間/年	68	68	68	68
	1,312			851	3,824	—	
電力量	百万 kWh /年	0.055	0.055	0.055	0.055		
		1,874	0,380	22.34	—		
再生可能エネルギーの維持拡大	新規開発・再開発による供給電力量		千 kWh	—	7,757	12,699	12,699
				—	6,258	10,059	—
経営環境の変化に対応した安定経営	経常収支比率		%	122	124	127	124
				146	132	135	—

※ 経営目標の達成状況を補完説明するためのデータを参考指標とする。

概ね目標は達成されているが、「新規開発・再開発による供給電力量」については目標に届かなかった。これは、主に新規開発した水力発電所において、平年よりも雨が少ないなど、自然要因によるものである。

また、参考指標の「水力発電所の供給停止」が指標値を大きく上回っているが、これは、設備の経年劣化などにより修理に長時間を要する故障停止が発生したことによるものである。

② 積立金の状況

電気事業における積立金の推移は次のようになっている。

図表 25 電気事業における積立金の推移 (単位：百万円)

名称	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
減債積立金	723	902	1,600	2,093	1,616	1,147	1,285
利益積立金	5	5	5	5	5	5	5
建設改良積立金	1,971	2,244	2,012	1,737	2,152	2,787	2,502
中小水力発電開発改良積立金	855	693	543	204	—	—	—
環境保全・クリーンエネルギー導入促進積立金	146	156	126	110	92	245	216
渇水準備積立金	333	333	333	333	333	333	333
震災復興・ふるさと振興パワー積立金	—	2,066	175	148	186	1,221	1,391

③ 一般会計における積立金活用事業

電気事業では、『(1) 概要 ② 積立金の状況』に記載した環境保全・クリーンエネルギー導入促進積立金及び震災復興・ふるさと振興パワー積立金を一般会計における事業の財源として活用している。令和4年度における実績は次のとおりである。

図表 26 積立金を財源として一般会計にて実施された事業 (令和4年度実施分) (単位：円)

事業名	繰出対象事業費	繰出金額
【環境保全・クリーンエネルギー導入促進積立金活用事業】		
海洋エネルギー関連産業創出推進事業	10,120,000	7,590,000
地球温暖化対策事業費(地球温暖化防止活動推進センター事業費)	7,926,925	5,945,000
水素活用による再生可能エネルギー推進事業費	9,620,602	7,215,000
再生可能エネルギー導入促進事業費(再エネ導入量拡大に向けた取組み等)	586,734	440,000
再生可能エネルギー導入促進事業費(自立・分散型エネルギー供給システム設計等支援)	4,749,200	3,561,000
ゼロカーボン推進事業費	0	0
水と緑の活動促進事業費	749,835	187,000
環境学習交流センター管理運営費	5,762,021	1,440,000
いわての優れた環境を守る人づくり事業費	6,576,114	1,644,000
木質バイオマス熱電利用促進事業費	965,320	651,000
	合計	28,673,000

事業名	繰出対象事業費	繰出金額
【震災復興・ふるさと振興パワー積立金活用事業】		
《一般分》		
公共交通バリアフリー化設備等整備費補助	20,000,000	20,000,000
いわての文化国際交流推進事業費	1,146,435	1,146,435
指定管理鳥獣捕獲等事業費(シカ・イノシシ捕獲対策)	19,969,000	19,969,000
循環器病等予防緊急対策事業費	2,294,620	2,294,620
東京 2020 オリンピック・パラリンピック県産材利用促進事業費	7,799,227	7,799,227
ILC 推進事業費	22,214,832	20,000,000
いわて高校魅力化・ふるさと創生推進事業費(ネットワーク共創事業)	4,426,614	4,426,614
いわて高校魅力化・ふるさと創生推進事業費(探求共創事業)	5,308,612	5,308,612
	合計	80,944,508
《特別分》		
ハロウ・インタナショナルスクール安比校経営安定化補助金	164,000,000	164,000,000
三陸鉄道運営支援事業費	143,777,000	143,777,000
バス運行対策費	239,316,000	92,598,000
産業廃棄物処理施設整備事業促進費	98,701,000	98,701,000
	合計:	499,076,000

(2) 監査手続

実施した監査手続は次のとおりである。

- 中期経営計画に示されている具体的な取組みが適切に実行され、経営目標が達成されているか検証した。
- 積立金を積み立てる際の方針が適切であり、それに従って処理されているか検証した。
- 将来の資金需要が適切に見積もられ、それに応じた形で一般会計への繰出しが行われているか検証した。
- 積立金を財源とする事業について、企業局が、事業成果の把握及び検証において適切に関与しているか検証した。

(3) 監査の結果

【意見 1】保有資産残高と還元策の妥当性について

令和 5 年 3 月末日の電気事業における短期的な実支払能力(流動資産と流動負債の差額)は次のとおりである。

図表 27 電気事業における流動資産と流動負債の保有状況 (令和 5 年 3 月 31 日)
(単位: 円)

勘定科目	残高	勘定科目	残高
現金預金	5,512,674,201	企業債(流動)	465,352,092
未収金	748,527,981	未払金	1,577,405,429
有価証券	15,200,000,000	引当金	2,154,292,580
貯蔵品	15,562	その他流動負債	21,377,750
合計:	21,461,217,744	合計:	2,154,292,580
流動資産－流動負債:			19,306,925,164

また、過去 7 年間ににおける収益的収支の状況について、中期経営計画における収支計画と対比した形で記載すると次のようになる。

なお、中期経営計画については、平成 28 年度から令和元年度においては、平成 22 年 3 月に策定された長期経営方針(対象期間:平成 22 年度～平成 31 年度)に基づく第 5 次中期経営計画を指す。また、令和 2 年度から令和 4 年度においては、令和 2 年 3 月に策定された長期経営方針(2020～2029)に基づく第 1 期中期経営計画を指す。

図表 28 電気事業における収支の計画と実績の対比 (単位: 百万円)

区分	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
収益	4,944	5,056	5,408	5,477	6,120	6,500	6,131	6,514
費用	4,504	4,034	4,477	4,104	5,134	5,349	5,160	5,306
純利益	440	1,022	931	1,372	986	1,150	971	1,208
純利益の 実績/計画	<u>232.3%</u>		<u>147.4%</u>		<u>116.6%</u>		<u>124.4%</u>	
区分	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		/	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績		
収益	6,835	7,108	6,991	6,987	6,937	7,477		
費用	5,609	4,865	5,641	5,426	5,482	5,548		
純利益	1,226	2,242	1,350	1,560	1,455	1,928		
純利益の 実績/計画	<u>182.9%</u>		<u>115.6%</u>		<u>132.5%</u>			

このように電気事業においては、令和 5 年 3 月末日現在、非常に多額の流動資産を保有しており、資金繰りの安定度は極めて高いと判断される。加えて、電気事業の収支は常に大きな黒字を計上しており、かつ当初の収支計画を大きく上回るものとなっている。

電気事業におけるこのような財務状況を考察すると、以下の点について、その妥当性の検討が必要であると考えます。

- 大きな利益を計上し続け、多額の流動資産を保有するに至る理由は適当であるか
- 適当な水準を超えて保有している資産は県民に対し適切に還元されているか

① 現在の利益水準と保有資産残高の妥当性について

1) 事業実施計画について

電気事業は巨大な設備を有する事業であり、設備の修繕や改良には巨額の費用がかかる。また、企業局は昭和 30 年代から営業を開始しているため、その設備は相当な経年劣化が想定される。そこで、企業局では、向こう 10 年間における修繕費や改良費を予想し、必要な資金について計画を策定している。この計画を事業実施計画という。企業局では、現在保有する資産は事業実施計画上想定している将来発生費用に備えるために必要であるとしている。

事業実施計画は、毎年度策定し直している。これは様々な理由により修繕や改良が計画どおり実施できないことから、毎年度計画値を修正しているためである。

令和 5 年度に策定した事業実施計画によると、企業局は令和 6 年度から令和 15 年度にかけて修繕費及び改良費等におおよそ 430 億円が必要になると見込んでいいる。ここで、事業実施計画に記載された計画値が適当な値といえるか検証するため、令和 2 年度に策定した事業実施計画の計画値を令和 3 年度及び令和 4 年度の実績値と比較した。

その結果、令和 3 年度においては、令和 2 年度に策定した事業実施計画で予定していた修繕費及び改良費等の 62.7%が実際に発生していた。また、令和 4 年度においては、94.3%が発生していた。

令和 3 年度の執行率は 6 割ほどであり、この結果は低いと言わざるを得ない。しかし、これは主に新型コロナウイルス感染症の影響による部品調達の遅延などが原因であり、一時的なものである。

この 2 か年の実績値との比較を含め、事業実施計画全体、すなわち向こう 10 年間で想定される費用約 430 億円について考えると実際に発生するであろう費用より

若干高めの金額が盛り込まれていると見受けられた²。一方で、今後はインフレによる部品価格の高騰や人材不足等による入札参加者の減少により修繕費や改良費等が現在の予想より高騰する可能性がある。したがって、予想される発生費用は保守的に高めを想定しておくことはむしろ当然であり、将来発生費用の見積もりが過大とまでは言えないと考えられる。

2) 他団体との比較

次に、電気事業を実施している他の団体との比較において、保有する資産の水準が妥当であるかを検討する。以下に示すのは、電気事業としての規模が同程度の団体の令和3年度決算書データ³を集計したものである。

図表 29 他団体との決算数値（令和3年度）の比較① （単位：百万円）

区分	岩手	新潟	富山	岡山	徳島	宮崎
営業収益	6,734	7,428	5,084	2,726	3,369	4,148
営業費用	5,275	4,813	3,116	2,124	3,094	4,389
営業利益	1,458	2,615	1,969	602	274	241
経常利益	1,683	2,506	2,021	569	288	35
当期純利益	1,560	2,506	1,499	550	288	35
固定資産	32,146	42,869	19,831	13,049	13,840	26,657
流動資産	20,352	18,743	9,727	8,154	16,488	22,246
固定負債	5,024	14,288	2,614	3,095	2,614	2,293
流動負債	1,811	2,664	1,138	561	892	4,128
繰延収益	1,196	2,467	2,017	187	6	722
資本合計	44,466	42,192	23,789	17,360	26,816	41,760

上記の決算データを用いて保有流動資産残高の妥当性という観点から検討すると次のようになる。

まず、各団体の事業規模は、概ね営業収益(売上高)と固定資産(設備の大きさ)で示される。そこで、営業収益及び総資産と流動資産との比率を示すと以下のようになる。

² 計画策定は予定価格ベースで行われる。実際には入札の実施などにより金額が下がることもありうる。

³ 監査実施時点(令和5年10月)では令和3年度のデータしか得られていないため。

図表 30 他団体との決算数値（令和3年度）の比較② （単位：百万円）

区分	岩手	新潟	富山	岡山	徳島	宮崎
流動資産/ 営業収益	302.2%	252.3%	191.3%	299.1%	489.4%	536.3%
流動資産/ 総資産	38.8%	30.4%	32.9%	38.5%	54.4%	45.5%

「流動資産/営業収益」は、この値が大きいほど売上規模の割に流動資産が大きいという数値である。これについては、岩手県は新潟県や富山県よりは多くの流動資産をもっていることになるが、岡山県とは同程度であり、徳島県や宮崎県よりは少ない。

「流動資産/総資産」も、割合が大きいほど設備規模の割に流動資産が大きいという数値である。これも「流動資産/営業収益」と同じであり、新潟県や富山県よりは多くの流動資産をもっていることになるが、岡山県とは同程度であり、徳島県や宮崎県よりは少ないといえる。

ここで、『図表 29 他団体との決算数値（令和3年度）の比較①』のデータに立ち返ると、岩手県は、営業収益については新潟県と同程度の規模であり、総資産については、新潟県及び宮崎県と同程度の規模であるといえる。このように比較対象を限定すると、「流動資産/営業収益」は新潟県より若干高めであることがわかる。また、「流動資産/総資産」については、宮崎県が突出しているが、新潟県よりは高い。

3) 結論

上記1)及び2)より、企業局の将来発生費用の見積りに不適当な点は見られず、また、他の団体との比較により異常な点も見受けられなかった。したがって、これらの点からは、企業局が保有する流動資産の残高が不適当なほど多額という結論には至らなかった。

一方で、直近数年間に亘り中期経営計画で想定した収支計画より多くの利益を得ていること、加えて、実支払能力である「流動資産－流動負債」の残高が、令和4年度末時点において約193億円存在していることは事実である。

これより、監査人の意見としては、企業局が想定した額より多額の利益が発生した場合は県民への何らかの還元策が必要であると考え。企業局が想定した利益とは、企業局が電気事業にかかる将来発生費用を見積もり、これについて各年度において留保しなければならない額を算出し、これを利益から控除した残額である。そして、この想定を超える利益は企業局が主体的に決定すべきものである。ただし、企業局が行った電気事業にかかる将来発生費用の見積もりが適切であったかは事後的に検証されるべきであるし、企業局はこのことについて説明する責務があると考え。また、令和4年度末時点において約200億円の資金を譲渡性預金などで運用しているが、資金繰りの目途が立つ範囲で積極的な運用（債券運用に限定するもので

はなく一般会計への貸出等も含む。)を検討すべきである。

② 現在実施している還元策の妥当性について

1) 還元策の金額について

電気事業が得た利益のうち想定より多かった部分については、それがどのような性質によるものか精査した上で県民に還元されるべきである。これは、主に事業実施計画における費用が、工事の延期以外の理由で想定より少なかった場合、あるいは売電量が想定より多かった場合に発生するものである。現実的に想定されるリスクを考慮してもなお事業の継続性が担保される最低限の流動資産を保有しているならば、それ以上の流動資産は保有する理由はない。

そして、この点は企業局においても認識されており、市町村等が地域内の公共施設に小規模なクリーンエネルギー設備を導入する場合に経費の一部を補助する「クリーンエネルギー導入支援事業」や、県内で実施される植樹活動への苗木等の提供を行う「植樹活動支援事業」を実施していることに加え、剰余金処分により積立金を積み立て、知事部局で実施される事業の財源にも充当している。平成 28 年度からの積立金の推移は、『(1) 概要 ② 積立金の状況』に記載したとおりである。このうち、一般会計に繰り出され事業の財源とされるのは、「環境保全・クリーンエネルギー導入促進積立金」と「震災復興・ふるさと振興パワー積立金」である。

ここでは、還元策の一つである一般会計への繰出しの金額について、利益水準が似通っていた新潟県と富山県を比較材料としてその妥当性を検討する。ただし、一般会計への繰出しの金額や剰余金の処分については、各団体が政策的に決めることであるため、固定資産及び企業債の残高との関係という点からのみ検討することとする。

まず、3 県の令和 3 年度における一般会計への繰出しのための積立金額は次のようになる。

図表 31 一般会計への繰出しの比較 (令和 3 年度) (単位: 百万円)

区分	岩手	新潟	富山
当年度未処分利益 剰余金の額	2,337	3,013	2,017
利益剰余金合計の額	8,077	13,454	6,792
繰出し金の額	750	1,947	616
繰出し金の内容	震災復興・ふるさと 振興パワー積立金 の積立	地域振興積立金の 積立	一般会計への繰出 金+地域振興積立 金の積立

新潟県は非常に多額の繰り出しを行っている。当年度未処分利益剰余金の実に約 65%を繰出している。これに比べて、岩手県は約 32%、富山県は約 31%であった。上述したとおり一般会計への繰出しの金額や剰余金の処分については、各団体が政策的に決めることであるため、その絶対額を比較する意義は薄い、どのような状況でこれだけの繰出しがなされているかは認識しておいた方がよい。

新潟県は 3 県の中では比較的固定資産の未償却残高が大きい。これは固定資産が比較的新しいことを意味するため、修繕や改良にかかるコストが岩手県や富山県に比べれば少なく済むのかもしれない。逆に、岩手県は固定資産の修繕や改良のために新潟県よりは早めの資金需要に備えておく必要がある。

図表 32 固定資産の未償却残高の比較 (単位：百万円)

区分	岩手	新潟	富山
固定資産の取得価額 A	61,357	79,271	56,960
固定資産の減価償却累計額 B	35,059	38,988	37,671
未償却残高(1-B/A)	42.9%	50.8%	33.9%

また、もう一点挙げられるのが、企業債の残高である。

図表 33 企業債残高の比較 (単位：百万円)

区分	岩手	新潟	富山
固定負債：企業債	1,819	13,478	995
流動負債：企業債	462	1,918	265
合計	2,281	15,397	1,260

新潟県は企業債残高も多い。電気事業のように設備投資に多額の資金を要し、かつ収益が安定的に稼働できることが見込める事業では借財による設備投資は決して不合理ではない。すなわち、今後の設備の維持を図るための財務戦略として、企業債によるか、あるいは自己資金によるかに優劣はない。しかし、新潟県は企業債の発行により資金的自由度が増していることは確かである。

これらを総合的に勘案すると、繰出額について「妥当な水準」を一概に設定しようとするのは容易ではないと考えられる。

他方、令和 3 年度の岩手県の繰出額 750 百万円を他県との比較で捉えると、富山県との比較では概ね同水準であるが、新潟県との比較では低い水準ということになる。もっとも新潟県については、上述したとおり、比較対象とする場合には、様々な条件を斟酌する必要がある。

結論として、令和 3 年度繰出額の状況を見ると岩手県における還元策の金額は過大あるいは過少ということもなく、一定の評価がなされる水準であると考え。一方で、「想定より多額の利益」が計上された場合には、それに応じた財政的貢献が求められる点、また、多額の流動資産を保有している事実から電気事業の資金需要を確保した上で、県民への還元を念頭においてこれを有効活用する必要がある点、この2点については今後の還元策を検討する上での考慮すべき材料であると考え。

2) 還元策の内容について

利益を還元するという場合、誰に還元するべきかという点も非常に重要なことである。

県民への還元策として、まず思いつくのは電気料金の値下げである。

しかし、結論からいうと、電気料金の値下げは可能ではあるが、県民への利益還元策としての効果はない。これは、企業局が電気の利用者に直接電気を販売しているわけではなく、電力会社に電気を販売しているためである。電力会社(小売電気事業者)に対し、県民に安価で電気を販売するよう要請することは、独占禁止法上違法となるおそれがあり、したがって、電気料金の値下げは電力会社には利益をもたらすが、県民への利益還元策にはならないのである。

よって、現在実施されている積立金より、これを財源として一般会計に繰出し、県のような事業を行っていくことは、還元策の方法論の一つとして妥当と考えられる。

一方、『(1) 概要 ③ 一般会計における積立金活用事業』に記載した図表からもわかるとおり、電力会社から徴収した料金が、電気の利用者に十分還元されているように見えないかもしれない。しかし、企業局によって電力会社に売却された電気は、電力会社自身が発電した電気とともに県民一般に利用されていくこととなる。そのように考えると、福祉や教育といった様々な事業一般に積立金が活用されることも県民への還元策として認められる。

ここで注意すべき点がある。電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例第1条では、その設置目的を、「電源を開発し及び工業用水道を整備して産業経済の発展と民生の安定に寄与するため」としていることから、電気事業において得られた利益は「産業経済の発展」への貢献として、地球温暖化対策として再生可能エネルギーの維持拡大に活用していくことや、地球温暖化対策と関連性が高い一般会計の事業に充当することが優先されるべきとも考えられる。また、電気事業から一般会計に繰り出された資金はあくまでも売電の対価であることから、本来は県民から徴収した税金で行うべき福祉や教育といった様々な事業に対し、電気料金として徴収した資金を充当することは、特段の説明を要することである。これらの点については、特に県民への周知と関係機関における議論という過程を経て実施していくことが県の責務と考える。

2. 企業局の経営状況（工業用水道事業）

（1）概要

① 中期経営計画における経営目標等の達成状況

令和4年度までの期間における第1期中期経営計画の達成状況は以下のとおりである。

図表 34 工業用水道事業における第1期中期経営計画の経営目標・参考指標

取組の方向性	経営目標・参考指標		単位	上段:計画目標値 下段:実績値			
				R2	R3	R4	R5
良質な工業用水の安定供給	供給停止件数		件/年	0	0	0	0
				1	1	0	—
	【参考指標】 工業用水の水質	濁度	度	0.6	0.6	0.6	0.6
				0.5	0.6	0.5	—
	水素イオン濃度 (pH)	—	7.0	7.0	7.0	7.0	
			7.00	7.00	7.02	—	
安定的な事業運営	経常収支比率		%	100	107	109	69
				100	107	109	—

※ 経営目標の達成状況を補完説明するためのデータを参考指標とする。

概ね目標は達成されているが、「供給停止件数」については令和2年度及び令和3年度にそれぞれ1件発生している。共に北上ろ過施設におけるものであったが、令和2年度においては、老朽化した導水管からの漏水が発生し、ろ過水の給水を停止した。また、令和3年度においては、仮設導水管からの漏水が発生し、ろ過水の給水を停止した。

② 積立金の状況

工業用水道事業における積立金の推移は次のようになっている。

図表 35 工業用水道事業における積立金の推移 (単位:百万円)

名称	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
減債積立金	—	—	—	—	14	74	162

(2) 監査手続

実施した監査手続は次のとおりである。

- 中期経営計画に示されている具体的な取組みが適切に実行され、経営目標が達成されているか検証した。
- 積立金を積み立てる際の方針が適切であり、それに従って処理されているか検証した。

(3) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

3. 企業局の経営状況（共通）

（1）概要

① 中期経営計画における経営目標等の達成状況

第1期中期経営計画では、電気事業と工業用水道事業に直接関係しない企業局の組織や地域貢献に関する指標についても目標を定めている。ここでは、それらの達成状況を確認する。

図表 36 組織や地域貢献に関する第1期中期経営計画の経営目標・参考指標

取組の 方向性	経営目標・参考指標		単位	上段:計画目標値 下段:実績値				
				R2	R3	R4	R5	
組織力向上	新規資格取得者 (計画期間累計)	第二種電気主任 技術者	人	2 3	3 5	4 7	5 —	
		第一種ダム水路 主任技術者	人	0 0	1 1	1 1	2 —	
			【参考指標】 有資格者数	人	6 8	6 8	6 7	6 —
		【参考指標】 有資格者数	第一種ダム水路 主任技術者	人	6 6	6 7	6 8	6 —
	【参考指標】 専門研修受講者数			人/年	412 359	412 379	412 484	412 —
	【参考指標】 職員満足度調査における満足度	【参考指標】 職員満足度調査における満足度	%	79 —	79 70	79 —	79 —	
			【参考指標】 企業局施設見学者数	人/年	1,574 380	1,574 140	1,574 780	1,574 —
	地域貢献	地域貢献事業による温室効果ガ ス削減量		t 以上/年	120 以上 73	120 以上 114	120 以上 145	120 以上 —
		【参考指標】 地域貢献事業の 支援金額・件数	クリーンエネル ギー導入支援	千円	23,000 28,800	23,000 29,132	23,000 36,637	23,000 —
				件/年	9 10	9 9	9 14	9 —
植樹活動支 援			千円	2,300 1,440	2,300 2,104	2,300 2,423	2,300 —	
			件/年	13 9	13 13	13 13	13 —	

※ 経営目標の達成状況を補完説明するためのデータを参考指標とする。

令和 2 年度から令和 4 年度においては、新型コロナウイルスの蔓延により、研修や施設見学等の開催を見送ったことで目標に届かなかったものである。

また、新型コロナウイルスの影響により、植樹活動の申請数が少なかったことや申込みがあった植樹活動についても植樹本数を減らすなど規模を縮小して行う傾向があったため、「地域貢献事業による温室効果ガス削減量」や「【参考指標】植樹活動支援」の指標も目標に届かなかった。

(2) 監査手続

実施した監査手続は次のとおりである。

- 中期経営計画に示されている具体的な取組みが適切に実行され、経営目標が達成されているか検証した。

(3) 監査の結果

【意見 2】職場環境と人材確保について

企業局では、その組織力を向上させるため、従前に引き続き計画的な職員採用及び有資格者の確保に努めるとともに、若手職員への技術継承や企業局全体で経営力を強化するための研修等を行うほか、育休の取得推進や職場環境の整備など、職員の働きやすさ向上に取り組んでいる。

特に、第 1 期中期経営計画に記載されている「現状と課題」では、就労人口の減少やベテラン職員の退職が事業を継続していく上で必要不可欠な人材の確保に影響を与える懸念がうかがえる。

その中で、第 1 期中期経営計画の「③ 職場環境の充実 イ 職員の働きやすさ向上」には、発電所等への女性用トイレや更衣室の整備を行うことが示されている。これにかかる計画と令和 5 年度までの実績は次のようになっている。

図表 37 組織や地域貢献に関する第 1 期中期経営計画の経営目標・参考指標

主な取組項目		R2	R3	R4	R5
発電所等への 女性用トイレ の整備	計画	岩洞第二発電所 など 4 施設	四十四田発電所 など 4 施設	早池峰発電所 など 2 施設	北ノ又第二発電 所
	実績	2 件実施	3 件実施 ※1	0 件	2 件 ※2

※1: 3 件のうち 1 件は、令和 2 年度入札不調分

※2: 1 件は令和 2 年度入札不調分、もう 1 件は令和 4 年度入札不調分

※3: 上記のうち未実施の 4 件の状況は次のとおりである。

- ・1 件は国のダム再生事業の影響確認のため延期(令和 3 年度計画分)。
- ・2 件は共同事業者協議の結果、取止め。
- ・1 件は令和 5 年度入札不調。

整備の遅れはいずれも入札不調によるものであり、企業局にとっては避けがたいものであったと思われる。しかし、電気事業や工業用水道事業のような専門性が高い事業においては、人材確保がそのまま事業の継続性に直結する問題であるため、このような職場環境の問題は殊の外重要な事項である。若手職員の就職を促すことは従前より実施しているところであるが、特に女性職員の掘り起こしは人材確保戦略に大いに期待できると考えられることから、発電所等への女性用トイレの整備などは引き続き取り組まれない。

4. 収入・債権管理（電気事業）

（1）概要

① 電力料(売電収入)の概要

1) 供給(売電)電力量及び売電収入等の推移

企業局では、水力発電、風力発電及び太陽光発電により発電した電力を売電しており、令和2年度から令和4年度における供給(売電)電力量及び売電収入等の推移は次表のとおりである。

また、損益計算書においては、水力発電による売電収入を営業収益に計上し、風力発電及び太陽光発電による売電収入を附帯事業収益に計上している。

図表 38 供給（売電）電力量及び売電収入等の推移

（単位：電力量 kWh、売電収入 円）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
水力発電			
目標電力量	503,404,000	519,576,000	507,786,000
発生電力量	632,955,300	521,054,859	535,927,126
所内及び損失電力量	18,885,520	14,275,722	16,318,464
供給(売電)電力量	614,070,080	506,779,137	519,608,662
売電収入	5,497,596,827	5,434,446,607	5,848,512,137
風力発電			
目標電力量	54,014,000	53,095,000	57,702,000
発生電力量	61,291,562	57,564,153	61,623,282
所内及び損失電力量	3,232,262	3,028,749	3,046,388
供給(売電)電力量	58,059,300	54,535,404	58,576,894
売電収入	1,264,843,857	1,187,222,978	1,252,289,035
太陽光発電			
目標電力量	1,453,000	1,465,000	1,421,000
発生電力量	1,458,654	1,498,393	1,622,876
所内及び損失電力量	32,355	34,001	37,139
供給(売電)電力量	1,426,299	1,464,392	1,585,737
売電収入	51,346,764	52,718,112	57,086,532

(出典:企業局提出資料より監査人作成)

2) 電力の売却先

企業局の行う電気事業は、水力発電等により発電した電力を電力会社等の小売電気事業者に売電(卸供給)することにより事業経営を行うものであり、電気事業法(昭和39年法律第170号)上の発電事業者に該当する。

また、平成28年4月における電力の小売全面自由化に伴い、公営電気事業の売電契約に関しても既存の随意契約を解消し、公正な一般競争入札を行うことが望まれるものとされた(「卸電力取引の活性化に向けた地方公共団体の売電契約の解消協議に関するガイドライン」経済産業省 平成27年3月)。

企業局においても、従前は東北電力株式会社との間で締結した長期の随意契約により売電契約を締結していたが、再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT:Feed-in Tariff)(以下「FIT制度」という。)の対象となる発電所を除き、令和2年度の売電契約から、小売電気事業者を対象とした公募型プロポーザルにより売電先を選定している。

なお、令和5年度までは契約期間を2年(令和2年度から令和3年度、令和4年度から令和5年度)としていたが、令和6年度以降は契約期間を3年に変更している。

また、公募型プロポーザルへの移行当初から、対象とする発電所のうち早池峰発電所及び滝発電所の2ヶ所を「県内枠」として分離し、小売電気事業登録において主たる営業所が岩手県内にあることを要件として、それ以外の発電所については一括して一つの契約単位として、各々募集を行っている。ただし、令和4年度から令和5年度の契約においては、前2年間と同様、結果的に早池峰発電所に対する「県内枠」での応募事業者がなかったことから、プロポーザル実施要領の定めに基づき、それ以外の12ヶ所の発電所に係る売電先を選定された東北電力株式会社が早池峰発電所の売電先となっている。

FIT制度の対象となっている発電所については、従来は、東北電力株式会社へ売電していたが、平成29年4月の改正FIT法(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号))施行により買取義務者が小売電気事業者から送配電事業者に変更されたこと、令和2年4月の電力事業における発送電分離に伴い、東北電力株式会社の送配電部門が東北電力ネットワーク株式会社として分社したことを受け、現在では全て、東北電力ネットワーク株式会社に売電している。

令和4年度における全20ヶ所の発電所(水力発電:17ヶ所、風力発電:2ヶ所、太陽光発電:1ヶ所)の売電先等は以下のとおりである。

図表 39 令和 4 年度における売電先等

種別	発電所	売電先	摘要
水力発電	胆沢第二	東北電力株式会社	一括して一般枠として売電先を公募型プロポーザルにより選定
	岩洞第一		
	岩洞第二		
	仙人		
	四十四田		
	御所		
	北ノ又		
	北ノ又第二		
	入畑		
	松川		
	柏台		
	胆沢第四		
	滝		
	早池峰	東北電力株式会社(注)	
FIT 制度対象	北ノ又第三	東北電力ネットワーク株式会社	
	胆沢第三		
	築川発電所		
	稲庭高原		
	高森高原		
太陽光発電	相去太陽光		

(注)応募者がなかったため一般枠の契約に包含している。

(出典:企業局提供資料より監査人作成)

3) 売電契約に伴う技術提案等

公募型プロポーザルにより選定した小売電気事業者とは「電力供給契約書」を締結しており、電力供給条件の一つとして、小売電気事業者が企業局から受電した電力は、岩手県内へ全量供給することを求めている。

また、プロポーザルの実施にあたり、候補者に提出を求めている技術提案書においては、県の施策推進に寄与する取組みの提案についても求めている。技術提案書で提案した事項の詳細については、企業局と小売電気事業者と協議の上で決定するものとしている。

結果、東北電力株式会社からの技術提案書に基づき、東北電力株式会社により「いわて復興パワー」及び「いわて復興パワー水力プレミアム」が行われている。また、久慈地域エネルギー株式会社においては、企業局が管理している滝発電所から供

給される電気をブランド化(アマリンクリーンでんき)し、CO2フリー電気の地産地消が行われている。

図表 40 いわて復興パワー及びいわて復興水力プレミアムの概要

区分	いわて復興パワー	いわて復興パワー水力プレミアム
制度	「震災復興・ふるさと振興」を目的として、東北電力の標準的な電気料金から割引した価格で電力を供給するプラン	CO2排出削減に取り組む企業に向けて、企業局の水力発電所で発電したCO2を排出しない電力を供給するプラン
加入条件	岩手県の「震災復興・ふるさと振興」に関する補助金等の交付を受け、東北電力株式会社と高圧で契約している県内の企業等	東北電力株式会社と高圧又は特別高圧で契約している県内の企業等
料金単価	電力量料金単価を6%割引	1.10円(税込)を電気料金に加算
適用期間	2022年4月分料金から2024年3月分料金まで	
募集電力量	約5億5,100万kWh	

(出典:東北電力株式会社ウェブサイトより監査人作成)

4) 他県との比較

売電収入はFIT制度適用の有無や契約ごとの料金体系等の差により単純に比較することはできないが、大まかな目安として発電種別ごとの実績売電単価(所謂、「仕上単価」:売電収入÷供給(売電)電力量)を用いて、東北六県のうちで地方公営企業として電力事業を行っている秋田県及び山形県と比較したものが次表である。

令和4年度において、発電量の最も多い水力発電の実績売電単価は11.26円であり、秋田県より高いものの山形県よりは低い水準にある。また、FIT制度の対象発電所が多いものと推測される風力発電及び太陽光発電の実績売電単価は、山形県と同程度の水準にある。

図表 41 実績売電単価の比較(令和4年度実績)

区分	売電収入(円): ①	売電量(kWh): ②	実績売電単価 (円):①÷②
秋田県			
水力発電	4,519,798,020	427,357,319	10.58
岩手県			
水力発電	5,848,512,137	519,608,662	11.26
風力発電	1,252,289,035	58,576,894	21.38

区分		売電収入(円): ①	売電量(kWh): ②	実績売電単価 (円):①÷②
	太陽光発電	57,086,532	1,585,737	36.00
	合計	7,157,887,704	579,771,293	12.35
山形県				
	水力発電	5,351,885,520	365,523,877	14.64
	風力発電	403,263,000	18,165,000	22.20
	太陽光発電	46,800,974	1,296,426	36.10
	合計	5,801,949,494	384,985,303	15.07

(出典:企業局提供資料、令和4年度秋田県公営企業会計決算書及び同説明資料、令和4年度山形県公営企業会計決算の概要、令和4年度山形県公営企業会計決算審査意見書より監査人作成)

なお、一部の地方公共団体においては、地域経済の活性化や雇用の創出、環境負荷の軽減を目的として、地方公共団体と域内の民間事業者等が出資し、小売電気事業者である地域新電力会社を設立した例もある。ただし、一般論として電気料金が高くなる傾向があると考えられる上、県が小売電気事業者の設立に関与することの是非については、目的やその時点における経済情勢等も影響するため、時間を掛けて検討することが必要である。

5) 毎月の電力料金(売電料金)の決定及び納入

東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社及び久慈地域エネルギー株式会社から、毎月初に、前月における発電所ごとの供給(売電)電力量等に係る報告を受けるとともに、施設総合管理所設置の遠隔集中監視制御システムにて把握している送電/受電量等と照合し、「料金計算書」にて売電料金を算定する。

当該「料金計算書」については、あらためて各事業者との間で内容確認を行った後、収入調定を行い、翌月10日から15日頃までに、各事業者に対して納入通知書を発送する。通知した売電料金は、契約書等に基づき、FIT制度対象分については検針日の翌月末日までに、それ以外については、請求(通知)を受けた日から15日以内(15日目が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日まで)に支払うこととされている。

② 債権(未収金)の概要

電力事業における未収金は全て流動資産に計上されており、固定資産(投資その他の資産)に計上されるものはない。

未収金は売電収入及び営業雑収益に係る未収金である営業未収金、それ以外の収益から生ずる未収金である営業外未収金、工事負担金等の資本的収入に係る未収金であるその他未収金からなり、その内容は次のとおりである。

また、令和4年度末の未収金に対する貸倒引当金は計上されていない。

図表 42 令和4年度における未収金の内容

区分	令和4年度末残高	内容
営業未収金	561,624,565 円	令和5年3月分電力量(水力)
	112,400,429 円	令和5年3月分電力量(風力)
	6,473,610 円	令和5年3月分電力量(太陽光)
	10,433,246 円	営業雑収益に係る未収金 (共同運転管理分担額に係る未収金等)
小計	690,931,850 円	
営業外未収金	55,927,200 円	令和4年度確定申告に係る還付消費税
	14,588 円	履行期限損害遅延に係る損害金
小計	55,941,788 円	
その他未収金	1,654,343 円	共有施設に関する工事負担金に係る未収金
合計	748,527,981 円	

(2) 監査手続

実施した監査手続は次のとおりである。

- 毎月の電力量の決定、料金の算定及び使用者への通知等について、会計規程に則った手続が実施されているか検証した。
- 経理処理の方針及び方法を検証した。
- 電力料の算定にあたり、電力供給契約書等に定める電力料金単価及び算出方法等に基づいているか検証した。
- 電気料金の請求額が納入期限までに入金されているか検証した。併せて、入金が遅延している場合、延滞金の徴収も併せて適切な対応が図られているか検証した。
- 令和3年に行われた「令和4年度及び5年度の岩手県企業局電力供給契

約候補者選定」に関連する決裁文書等を閲覧し、適切に行われているか確認した。

- 電力料(売電収入)以外の営業雑収益及び事業外収益について、関連する決裁文書及び根拠資料等を閲覧し、その妥当性を検証した。
- 年度末における未収金残高の内訳を把握し、回収が滞っている債権又は破産更正債権等(破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権)がないことを確認した。
- 過年度における貸し倒れの実績等から貸倒引当金計上の要否を検証した。

(3) 監査の結果

【意見 3】附帯事業収益の取扱いについて

現状の損益計算書においては、水力発電からの売電収入を営業収益の電力料に計上し、風力発電及び太陽光発電からの売電収入を附帯事業収益の電力料に計上している。

これは地方公営企業法第2条第1項第6号に規定する地方公営企業法の適用を受ける電気事業とは、「地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(公営企業に係る部分)の施行に関する取扱いについて」(昭和27年9月29日自乙発第245号)において、「原則として、電気事業法にいうそれぞれの事業」とされているところ、平成28年の電気事業法(昭和39年法律第170号)改正までは、地方公営企業法の適用を受ける電気事業は従前の卸供給のみであり、企業局においては水力発電のみがこれに該当するものであることから、風力発電及び太陽光発電は、その附帯事業として位置付けられていたことによる。

しかし、改正後の電気事業法(昭和39年法律第170号)においては、企業局の行う電気事業は発電事業として位置付けられ、特に発電方法の違いによる取扱いの違いはなくなっている。また、現状、風力発電及び太陽光発電を水力発電の附帯事業として位置付ける積極的な理由も特に見出せない。

また、「電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公営企業法等の運用について(通知)」(平成28年4月1日総財営第34号)においても、附帯事業として発電事業を行っている場合、各団体の任意で、当該発電事業を地方公営企業法が適用される電気事業とすることは差し支えないものとされている。

損益計算書には電力事業の実態を反映させることが望ましく、風力発電及び太陽光発電からの売電収入についても、附帯事業収益ではなく営業収益に計上することを検討されたい。

【地方公営企業法】

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

第二条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。)に適用する。

- 一 水道事業(簡易水道事業を除く。)
- 二 工業用水道事業
- 三 軌道事業
- 四 自動車運送事業
- 五 鉄道事業
- 六 電気事業
- 七 ガス事業

【地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(公営企業に係る部分)の施行に関する取扱いについて(昭和 27 年 9 月 29 日 自乙発第 245 号)】

三 法の適用を受ける企業の範囲

- (一) 法の規定の全部が当然に適用される事業は、地方公共団体の経営する企業のうち、法第 2 条第 1 項に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下「法定事業」という。)であり、これを「地方公営企業」というものであること(法第 2 条第 1 項)。
- (二) 法定事業は、原則として、水道法、工業用水道事業法、軌道法、道路運送法、鉄道事業法、電気事業法及びガス事業法にいうそれぞれの事業であるが、水道事業には水道法にいう水道用水供給事業を含み、簡易水道事業及び下水道法(昭和33年法律第79号)による下水道事業は除かれるものであり、軌道事業には軌道法が準用される無軌条電車事業を含むものであり、鉄道事業には、鉄道事業法にいう索道事業は含まれないものであること。

【意見 4】電力需要者に対する利益還元策等の検討について

地方公営企業である電気事業者が稼得した剰余金をどのような使途に用いるかは、平成 28 年に開催された公営企業の経営のあり方に関する研究会でも議論となったところであるが、電気事業において稼得した利益の内、将来の投資等に対する内部留保分を除いてもなお剰余が生じる場合には、一般家庭や事業者等を始めとする県内の電力需要者に対する利益還元を図ることも、県内の産業経済の発展と民生の安定に寄与する方策の一つと考えられる。

しかし、企業局が行う電気事業は発電事業であり、東北電力株式会社等の小売電気事業者へ売電する事業形態であることから、一般家庭や事業者等の電力需要者に対する売電単価の設定を通して、電気事業から稼得した利益等を直接的に還元することは困難である。

また、売電先事業者を選定するプロポーザル実施時において、県の施策推進に

寄与する取組みの提案等を求めており、当該提案に基づいて、令和 4 年度においても、「いわて復興パワー」及び「いわて復興パワー水力プレミアム」等の事業が行われているものの、あくまで事業者からの提案された規模の事業を行う形態を採っている。

これは、小売電気事業者への売電契約の締結に際して、発電事業者が「正常な商慣習に照らして不当に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施する場合には、独占禁止法上違法となるおそれ」（「適正な電力取引についての指針」平成 29 年 2 月 6 日 公正取引委員会 経済産業省）があり、これを避けるためであるが、結果として、企業局側から、その事業規模の拡大や新たな還元策等を求めることは困難となっている。

電力需要者に対する利益還元の手段は様々であり、売電を通じた還元策には制約も多いが、稼得した剰余金をどのような用途に用いるかは、当該電気事業が公営にて存在する意義を示し得るものでもある。電力需要者に対する利益還元の方法について、継続的な検討を進められたい。

5. 収入・債権管理（工業用水事業）

（1）概要

① 給水収益及びろ過給水収益の概要

1) 使用水量及び給水料金等の推移

令和 4 年度においては全体で 21 の使用者に対して工業用水を供給しており、令和 2 年度から令和 4 年度までにおける基本使用水量及び給水料金等の推移は次表のとおりである。

図表 43 基本使用水量及び給水料金等の推移（単位：水量 m³、料金 円）

区分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
北上中部 工業用水道	一般水	基本使用水量	12,230,425	13,305,565	14,439,401
		給水料金	540,454,650	601,502,766	645,785,784
	ろ過水	基本使用水量	5,630,500	5,693,468	5,665,350
		給水料金	206,277,041	208,986,523	207,938,901
使用者数		20	20	21	

(注 1) 給水料金は税抜金額。

(注 2) 基本使用水量：工業用水道の給水申込みを受けて給水することとした 1 日当たりの水量

(出典：企業局提出資料より監査人作成)

2) 工業用水道の料金制度及び料金体系

地方公共団体が事業者として行う工業用水道については、工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 17 条において、給水料金を含む供給条件について供給規程を定め、あらかじめ経済産業大臣に届け出ることが定められている。

また、その給水料金は能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであることが求められており、具体的には、工業用水道料金算定要領（最終改正 平成 29 年 3 月 31 日 経済産業省告示第 83 号）に基づき算出した総括原価と料金収入額とが一致するような料金とすることが求められている。

【工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）】

（供給規程）

第十七条 地方公共団体たる工業用水道事業者は、一般の需要に応じ供給する工業用水の料金その他の供給条件について供給規程を定め、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更するときも、同様とする。

3 前二項の供給規程は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

- 二 料金が定率又は定額をもって明確に定められていること。
- 三 工業用水道事業者及び使用者の責任に関する事項並びに導管、水量メーターその他の設備に関する費用の負担区分及びその額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。
- 四 特定の者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

現在、北上中部工業用水道において適用されている料金は、平成 23 年 4 月に改定されたものであり、工業用水の料金及びろ過料金(工業用水をろ過して供給する場合において、ろ過に係る料金として工業用水の料金とは別に徴収するものをいう。)の別に、基本料金と使用料金の二部で構成する二部料金制の料金体系が採用されている。

二部料金制は、総括原価のうち固定費は、使用者が契約時に定める基本使用水量又は基本ろ過水量に応じて基本料金として徴収し、総括原価のうち変動費は、実際の使用水量に応じ使用料金として徴収するものである。ただし、限られた使用者が大量の水を使用する工業用水において、基本使用水量を超える超過使用は平等性と安定供給に支障が及ぶことから、超過使用を抑制する趣旨で、工業用水の料金については超過料金が設定され、超過使用水量(基本使用水量を基礎とする平均瞬間使用水量を超えて使用した水量)が発生した場合には、当該月の超過使用水量に応じた超過料金が加算される。

図表 44 基本料金、使用料金及び超過料金の単価 (㎡当たり単価：税抜) 等

名称	料金の種別	工業用水の料金の額	ろ過料金の額
北上中部工業用水道	基本料金	42 円	35 円
	使用料金	3 円	3 円
	超過料金	90 円	—

(出典：県営工業用水道料金徴収条例(昭和 53 年岩手県条例第 19 号))

種別		内容
工業用水の料金	基本料金	工業用水道事業管理者(以下「管理者」という。)が給水することとした 1 日当たりの水量(基本使用水量)1 立方メートル当たりの料金
	使用料金	基本使用水量を基礎とする平均瞬間使用水量の範囲内で使用した水量 1 立方メートル当たりの料金
	超過料金	基本使用水量を基礎とする平均瞬間使用水量を超えて使用した水量 1 立方メートル当たりの料金
ろ過料金	基本料金	管理者がろ過して給水することとした 1 日当たりの水量 1 立

種別	内容
	方メートル当たりの料金
使用料金	使用したる過水量に係る水量 1 立方メートル当たりの料金

(出典: 県営工業用水道料金徴収条例(昭和 53 年岩手県条例第 19 号)より監査人作成)

3) 給水原価の比較

工業用水の料金は事業ごとに料金体系等が異なり単純に比較することはできないが、工業用水道料金算定要領(最終改正 平成 29 年 3 月 31 日 経済産業省告示第 83 号)に基づき算出した総括原価と料金収入額とが一致するような料金とすることが求められていることを踏まえ、地方公営企業年鑑に掲載されている給水原価(経常費用等を有収水量(料金算定分)で除したもの。)の額で比較すると、岩手県は 54.27 円/m³(令和 3 年度データ)と全国で 4 番目に高い水準にある。

この比較は都道府県単位の工業用水道を合計した集計値によるものであり、岩手県は北上中部工業用水道事業のみであるものの、都道府県によっては複数の工業用水道事業が設置されており、必ずしも個別の事業間での比較ではない。

しかし、工業用水道事業が相対的に固定費の額が大きい装置産業であることから、岩手県の事業規模の相対的な小ささが、1 m³当たりの給水原価(経常費用を有収水量(料金算定分)で除したもの。)を引き上げる要因の一つとなっているものと言える。

図表 45 給水原価の比較(東北六県)

区分	岩手県	青森県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
事業数	1	1	3	1	2	1
有収水量 (千m ³)	13,306	113,091	32,728	57,869	43,157	890,826
給水原価 (円/m ³)	54.27	6.14	35.34	12.58	24.75	7.72

(注)「事業数」は県内の工業用水道事業の数、「有収水量」は料金算定分、「給水原価」は、「(経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費) - 長期前受金戻入)/有収水量(料金算定分)」である。

(出典: 企業局提出資料(令和 3 年度地方公営企業年鑑)より監査人作成)

4) 毎月の工業用水の料金等の決定及び納入

工業用水の給水を受けようとする者は、予定使用水量(1時間当たりの均等予定水量)及び1日の使用時間等を記載した工業用水給水申込書に、用途別使用計画等を記載した工業用水使用計画書を添付して岩手県工業用水道事業管理者(以下「管理者」という。)に提出し、管理者は、当該申込みがあった場合には、速やかに、給水能力を考慮し、基本使用水量及び給水開始期日を決定する。

また、ろ過水の給水を受けようとする者は、同様に、ろ過申込書及びろ過水使用計画書を管理者に提出し、管理者は、基本ろ過水量等を決定する。

工業用水の料金及びろ過料金は、毎月、県南施設管理所長から報告される使用水量に応じて算定され、翌月10日前後を目途に、使用者に対して納入通知書を送付する。使用者は、当該月の料金を、翌月末日(その日が金融機関の休日に当たるときは、その日前の直近の金融機関の営業日)までに納付することとされている。

【県営工業用水道供給規程(昭和53年岩手県企業局管理規程第8号)】

(給水の申込み)

第6条 工業用水の給水を受けようとする者は、工業用水給水申込書(様式第2号)に工業用水使用計画書(様式第3号)を添えて、管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定は、基本使用水量を変更する場合に準用する。

(基本使用水量等の決定)

第7条 管理者は、前条の申込みがあったときは、速やかに、給水能力を考慮し、基本使用水量及び給水開始期日を決定し、工業用水給水(基本使用水量変更)決定通知書(様式第4号)により当該申込みをした者に通知するものとする。

(使用水量の決定)

第17条 管理者は、各月ごとに別に定める日に量水器を点検し、その月分の使用水量を決定するものとする。

2 量水器の故障等により使用水量が明らかでないときは、その月分の使用水量は、当該使用者の使用実績その他の事情を考慮して管理者が決定するものとする。

3 管理者は、前2項の規定により決定したその月分の使用水量を使用者に通知するものとする。

(料金の納付)

第21条 料金は、毎月徴収するものとする。

2 使用者は、その月の料金を、翌月末日(その日が金融機関の休日に当たるときは、その日前の直近の金融機関の営業日)までに納付しなければならない。

【県営工業用水道ろ過規程(昭和59年岩手県企業局管理規程第2号)】

(ろ過の申込み)

第3条 ろ過を受けようとする者は、ろ過申込書(様式第1号)にろ過水使用計画書(様式第

2号)を添えて、岩手県工業用水道事業管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。

2 前項の規定は、基本ろ過水量を変更する場合に準用する。

(基本ろ過水量等の決定)

第4条 管理者は、前条の申込みがあったときは、速やかに、ろ過の能力を考慮し、基本ろ過水量及びろ過開始期日を決定し、ろ過(基本ろ過水量変更)決定通知書(様式第3号)により当該申込みをした者に通知するものとする。

(使用水量の決定)

第8条 管理者は、各月ごとに別に定める日に量水器を点検し、その月分の使用水量を決定するものとする。

2 量水器の故障等により使用水量が明らかでないときは、その月分の使用水量は、当該使用者の使用実績その他の事情を考慮して管理者が決定するものとする。

3 管理者は、前2項の規定により決定したその月分の使用水量を使用者に通知するものとする。

5) 料金の免除

県営工業用水道料金徴収条例(昭和53年岩手県条例第19号)において、管理者は、災害その他特別の事情により給水を制限し、若しくは停止したとき、又は公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金の全部又は一部を免除することができることと定められており、令和4年度においても、高圧受電設備点検に伴い供給停止をした際等に、料金の減免を行っている。

【県営工業用水道料金徴収条例(昭和53年岩手県条例第19号)】

(料金の免除)

第4条 管理者は、災害その他特別の事情により給水を制限し、若しくは停止したとき、又は公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金の全部又は一部を免除することができる。

② 債権(未収金)の概要

工業用水道事業における未収金は全て流動資産に計上されており、固定資産(投資その他の資産)に計上されるものはない。

未収金は工業用水道料金に係る未収金である営業未収金と、それ以外から生ずる未収金である営業外未収金からなり、その内容は次のとおりである。なお、営業外未収金の令和3年度工業用水道事業費補助金は、国の令和3年度補正予算にて措置されたものであり、企業局では令和4年度に補助事業を行ったものである。

また、令和4年度末の未収金に対する貸倒引当金は計上されていない。

図表 46 令和 4 年度における未収金の内容

区分	令和 4 年度末残高	内容
営業未収金	41,199,061 円	給水収益(第一工水)3月請求分
	18,786,890 円	給水収益(第二工水)3月請求分
	10,008,581 円	ろ過給水収益(第一工水)3月請求分
	9,089,103 円	ろ過給水収益(第二工水)3月請求分
小計	79,083,635 円	
営業外未収金	499,379,477 円	令和 4 年度確定申告に係る還付消費税
	27,000,000 円	令和 3 年度工業用水道事業費補助金
小計	526,379,477 円	
合計	605,463,112 円	

(2) 監査手続

実施した監査手続は次のとおりである。

- 毎月の使用水量の決定、料金の算定及び使用者への通知について、県営工業用水道料金徴収条例(昭和 53 年岩手県条例第 19 号)、県営工業用水道供給規程(昭和 53 年岩手県企業局管理規程第 8 号)、県営工業用水道ろ過規程(昭和 59 年岩手県企業局管理規程第 2 号)及び会計規程に則った手続が実施されているか検証した。
- 経理処理の方針及び方法を検証した。
- 基本使用水量が変更されている場合、工業用水基本使用水量変更申込書及び関連する決裁文書等を閲覧し、所定の手続の下に適切に変更されていることを確認した。
- 令和 4 年度内における特定の月を対象として抽出し、工業用水道料金の請求額が納入期限までに入金されているか検証した。併せて、入金が遅延している場合、延滞金の徴収も併せて適切な対応が図られているか検証した。
- 料金の一部免除等が行われている場合、関連する決裁文書等を閲覧し、その理由の妥当性及び免除額の正確性を検証した。
- 県営工業用水道料金徴収条例(昭和 53 年岩手県条例第 19 号)に定める現行の料金について、工業用水道事業法(昭和 33 年法律第 84 号)第 17 条第 1 項の規定に基づく供給規程変更届出書を閲覧し、経済産業大臣に届け出ているものと整合していることを確認した。
- 給水収益外の営業雑収益及び事業外収益について、関連する決裁文書及

び根拠資料等を閲覧し、その妥当性を検証した。

- 年度末における未収金残高の内訳を把握し、回収が滞っている債権又は破産更生債権等(破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権)がないことを確認した。
- 過年度における貸し倒れの実績等から貸倒引当金計上の要否を検証した。

(3) 監査の結果

【意見 5】新規投資へのリスク対応策の検討等について

令和4年度の工業用水道事業会計決算においては、48百万円の当年度純利益が計上されているが、令和5年4月からは建設中であつた新北上浄水場が稼働を開始し、これまで建設仮勘定に計上されていた工事費等が建物等の本勘定に振替えられ、減価償却費が計上されることとなる。

この減価償却費の増加の影響から、「岩手県企業局長期経営方針(2020～2029)第1期中期経営計画」においても、資産の償却が進む令和16年度以降は黒字を見込むものの、令和5年度以降の経常損益は赤字と見込んでいる。また、令和5年度当初予算においても、674百万円の当年度純損失が想定されている。

新北上浄水場は最終的に給水能力60,264 m³/日を想定しており、第一期から第三期に分けて整備を行う計画である。今般完成したものは第一期工事であり、給水能力約20,000 m³/日の施設が稼働を開始している。

建設事業の中心となる第一期工事が完了しており、先行する設備投資を、今後獲得する給水収益により回収を図ることとなるが、工業用水道の供給先はあくまで民間企業であり、その事業環境を踏まえた経営判断等によっては、給水能力の増加に見合う給水収益の増加が実現できないリスクが存在する。

現時点で想定されている総事業費は約196億円であり、令和4年度末における流動資産が約50億円、資本の部の合計額が約39億円、当年度純利益が約48百万円程度の事業体としては相対的に規模の大きな投資であり、想定した給水収益の増加が見込めない場合には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)に定める資金の不足額にも影響を与えるおそれもある。

新北上浄水場の建設は、県の産業振興や雇用創出等を目的とした各種施策等に係る政策を踏まえた経営判断によるものであり十分尊重するものであるが、安定的な工業用水道事業の運営のためには、潜在的なリスクを発現させないことや、仮に発現した場合の影響の程度を見積もり、その程度を低減させる方策を事前に想定しておくことも重要である。

例えば、リスク発現の程度により将来獲得する給水収益の水準をパターン化し、そのパターンに応じて、第二期及び第三期の整備スケジュールの後ろ倒しや投資

規模の変更、工業用水道事業会計全体としての運営コストの縮減等といった想定し得る対応策を示したリスク対応計画/方針等を整理しておくこと等が考えられる。いずれにしても、将来的にどの程度までのリスクの発現までは財務的に対応可能か、事前の検討を進められたい。

また、既存の使用者だけでなく、県の産業振興部署や工業団地の所在する市町村との連携をより一層密にし、更なる給水需要の喚起を図り、リスクを発現させないような対策を積極的に図られたい。

6. 契約事務・支出事務（電気事業）

（1）概要

電気事業における契約・支出事務は、発電設備等の修繕・建設工事に留まらず、発電所の施設・設備の包括的な保守・維持管理契約、環境影響調査等の調査委託、物品購入契約、人件費、一般管理費など多岐にわたるものである。

監査対象とした科目の過去3年間の決算額の推移及び科目毎の監査対象取引件数は、次表のとおりである。

図表 47 監査対象科目の決算額推移 (単位：円)

款	項	目	節	R2 年度	R3 年度	R4 年度	監査対象数
電気事業費用	営業費用	施設 総合 管理 所費	給料	203,496,655	208,475,820	199,377,330	1 件
			法定福利費	70,809,214	70,568,053	69,364,344	1 件
			消耗品費	60,926,070	68,520,887	61,012,921	3 件
			構築物修繕費	48,564,378	17,875,027	17,094,120	4 件
			機械装置修繕費	28,925,278	79,301,702	14,226,662	3 件
			雑修繕費	18,590,250	5,374,033	3,085,018	3 件
			委託費	191,364,870	252,264,860	251,733,310	21 件
			交付金	121,551,500	113,959,100	111,487,200	1 件
			負担金及び分担金	89,821,338	163,518,630	265,256,821	1 件
			雑費	2,535,151	4,815,911	2,685,594	2 件
		県南 施設 管理 所費	消耗品費	16,748,745	19,765,789	27,126,413	2 件
			構築物修繕費	64,146,000	24,445,000	14,969,500	1 件
			機械装置修繕費	21,454,000	45,530,852	265,825,538	1 件
			委託費	108,431,416	120,737,297	126,330,145	7 件
			雑費	2,009,246	3,703,290	2,210,918	1 件
		管理費	消耗品費	12,664,655	7,556,573	7,054,130	4 件
			研究費	6,400,000	11,031,400	39,564,678	2 件
			雑費	35,200,609	36,761,482	42,246,007	19 件
		附帯 事業 費用	風力 発電 費	構築物修繕費	325,000	0	11,741,000
	委託費			225,273,940	196,428,740	219,294,540	2 件
	雑費			299,373	293,523	295,225	2 件
	事業外 費用	雑損失	その他雑損失	0	1,783,923	3,598,148	2 件

(2) 監査手続

今般の監査においては、令和4年度における契約等のうち85件を監査対象として設定した。なお、監査対象は金額の大きい「工事」「委託」を中心に選定したが、ランダムサンプリングによる無作為抽出も行っている。また、固定資産取得等の所謂「4条支出」については、別途検討しているため本項では対象外としている。

監査対象とした85件の取引については、関連資料を閲覧し、必要に応じてヒアリングを実施した。自治法・地方公営企業法・契約規程・会計規程等への準拠性を確認するとともに、取引の経済性・効率性を検討した。加えて、支出に関連する事務事業の有効性についても検討した。

(3) 監査の結果

【意見 6】職員からの所得税徴収、税務署への支払時における会計処理について

職員A氏の令和元年分、令和2年分の年末調整が誤っていることが令和4年5月に盛岡税務署の調査依頼により発覚した。企業局は本来納付すべきであった税額との差額14,400円を令和4年5月18日に職員A氏より徴収し、令和4年5月31日に盛岡税務署へ納付を行った。なお、年末調整の誤謬内容は、A氏への配偶者特別控除の適用に関するものであり、企業局はA氏の報告に基づき同控除の適用を行う立場にあるため、誤謬に係る責任は一義的に企業局にはないものと思料される。

当該取引における一連の会計処理は下記仕訳のとおり、受入時に「その他雑収入」を計上し、支払時には「その他雑損失」を計上している。しかし、一連の取引の実態として企業局が職員A氏の所得税額を源泉徴収により一旦預かった同額を、税務署へ納付しているものに過ぎないため収益・費用が生じる余地はなく、受入時は「預り金の受け入れ」、支払い時に「預り金の支払い」として処理する必要がある。また、同様の処理が我が国の企業会計における一般に公正妥当と認められる会計の基準に則して会計実務慣行として広く定着している。

図表 48 令和 4 年度 職員 A 氏からの所得税徴収・納付にかかる会計処理

No	款	項	目	節	支出日	摘要	金額 (円)
1	電気事業 収益	事業外 収益	雑収益	その他 雑収益	R4.5.18	再年末調整 に係る所得税 追加徴収	14,400
2	電気事業 費用	事業外 費用	雑損失	その他 雑損失	R4.5.30	再年末調整 に係る所得税 追加納付	14,400

(出典: 支出予算執行整理簿より一部抜粋)

結果的に、企業局の会計処理は誤っており、収益・費用の両方が 14,400 円過大に計上されてしまっている。少額であり、令和 4 年度の決算に重要な影響は与えな
いものと判断されるものの、今後、同様の事象が発生した場合において、会計処理
に留意されたい。

**【意見 7】撤去・新設設計業務における委託費と資本的支出の按分基準の文書化
について**

企業局は令和 4 年度において以下の設計委託業務契約を締結している。

図表 49 入畑発電所水車発電機基礎詳細設計業務委託の概要

区分	内容
委託業務の名称	入畑発電所水車発電機基礎詳細設計業務委託
相手	(株)日本インシーク
履行期間	令和 4 年 6 月 15 日～令和 5 年 2 月 28 日
金額(税抜)	15,999,000 円
完了日	令和 5 年 2 月 28 日
検査合格・引渡日	令和 5 年 3 月 9 日

(出典: 契約書・業務成果引渡書・業務完了報告書)

当設計業務委託契約の会計処理は下記のとおりであり、50%の 7,999,500 円を委託費、残り 50%の 7,999,500 円を資本的支出として固定資産処理している。

図表 50 令和 4 年度 入畑発電所水車発電機基礎詳細設計業務委託にかかる会計処理

No	款	項	目	節	細	支出日	摘要	金額(円)
1	電気事業費用	営業費用	県南施設管理費	委託費		R5.3.29	入畑発電所水車発電機基礎詳細設計業務委託	7,999,500
2	資本的支出	改良費	入畑発電設備費	建物費	鉄筋コンクリート造	R5.3.29	入畑発電所水車発電機基礎詳細設計業務委託	664,500
3	資本的支出	改良費	入畑発電設備費	機械装置費	水車	R5.3.29	入畑発電所水車発電機基礎詳細設計業務委託	4,450,091
4	資本的支出	改良費	入畑発電設備費	機械装置費	発電機	R5.3.29	入畑発電所水車発電機基礎詳細設計業務委託	2,884,909
(集計)								
電気事業費用(No1)								7,999,500
資本的支出(No2,3,4)								7,999,500

(出典:支出予算執行整理簿より一部抜粋)

費用と固定資産を 50%対 50%に按分した根拠であるが、当該設計委託業務は令和 5 年度以降に実施予定の入畑発電所水車発電機一式更新に係るケーシングドラフト等の設備撤去と新設の設計業務であり、同箇所、同範囲における撤去設計と新設設計であるため、両者がほぼ同じ業務量と推定されることから、撤去設計＝費用処理が 50%、新設設計＝資本的支出処理が 50%として処理したとのことであった。今般の監査において、企業局担当者から設計業者へ確認を行ったところ、撤去設計と新設設計は、ほぼ同じ業務量である旨の回答を得ており、このことから企業局が採用した 50%対 50%の按分基準は相当程度合理的と評価できる。

ただし、今回の監査において企業局が按分基準を決定した理由の文書は見られなかった。今回のようなケースにおける委託費と資本的支出の按分は、担当者毎の判断が介在する項目であること、判断の結果が直接的に利益に影響を与える項目であることから、判断過程を詳細に文書化し、保存することが望まれる。

なお、実務上は、予算策定の段階で、収益的収支予算(地方公営企業法における 3 条予算)と資本的収支予算(地方公営企業法における 4 条予算)を明確に区分が必要であり、支出段階でその割合を変更することは様々な制約が伴うため、予算策定段階で按分基準を合理的に判断し、文書化する必要がある。

7. 契約事務・支出事務（工業用水道事業）

（1）概要

工業用水道事業の契約・支出取引としては、水道設備等の修繕工事、維持管理の委託に留まらず、県に支出するダム管理費負担金、人件費、一般管理費など多岐にわたっている。

監査対象とした科目の過去3年間の決算額及び科目毎の監査対象取引件数は、次表のとおりである。

図表 51 監査対象科目の決算額推移 （単位：円）

款	項	目	節	R2 年度 決算額	R3 年度 決算額	R4 年度 決算額	監査 対象数
工業 用水道事 業費 用	営業 費用	工業用 水道業 務費	法定福利費	6,534,894	6,839,186	6,412,854	1 件
			消耗品費	1,669,353	1,149,854	1,439,605	6 件
			修繕費	8,515,775	11,850,935	3,818,338	2 件
			委託費	124,129,508	132,323,134	148,951,321	4 件
			交付金	44,243,900	43,040,700	44,633,500	1 件
			動力費	40,954,830	45,537,058	66,474,449	1 件
	ろ過施設 業務費	消耗品費	508,709	287,223	263,556	1 件	
		修繕費	1,311,908	14,189,742	11,327,583	2 件	
		管理費	992,250	506,914	540,930	2 件	
	事業外 費用	雑損失	その他雑損失	8,859	92,687	195,413	1 件

（2）監査手続

令和4年度における工業用水道事業にかかる支出のうち21件を監査対象として設定した。なお、監査対象は金額の大きい「工事」「委託」を中心に選定したが、ランダムサンプリングによる無作為抽出も行っている。また、固定資産取得等の「4条支出」については、別途検討しているため本項では対象外とした。

監査対象として選定した21件の取引については、関連資料を閲覧し、必要に応じてヒアリングを実施した。自治法・地方公営企業法・契約規程・会計規程等への準拠性を確認するとともに、取引の経済性・効率性を検討した。加えて、支出に関連する事務事業の有効性についても検討した。

(3) 監査の結果

【指摘 1】ネットフェンス等補修工事の修繕費処理について

企業局は、令和4年度に金ケ崎ろ過施設ネットフェンス等補修工事を実施しており、全て修繕費として処理しているが、ネットフェンス新設部分を資産計上(構築物)すべきである。

図表 52 令和4年度 金ケ崎ろ過施設ネットフェンス等補修工事にかかる会計処理

款	項	目	節	支出日	摘要	金額(円)
工業用水道事業費用	営業費用	第二北上中部工業用水道ろ過施設業務費	修繕費	R5.3.31	金ケ崎ろ過施設ネットフェンス等補修工事	1,098,181
工業用水道事業費用	営業費用	第二北上中部工業用水道ろ過施設業務費	修繕費	R4.9.14	金ケ崎ろ過施設ネットフェンス等補修工事(前金払)	701,819
合計						1,800,000

(出典:支出予算執行整理簿より一部抜粋)

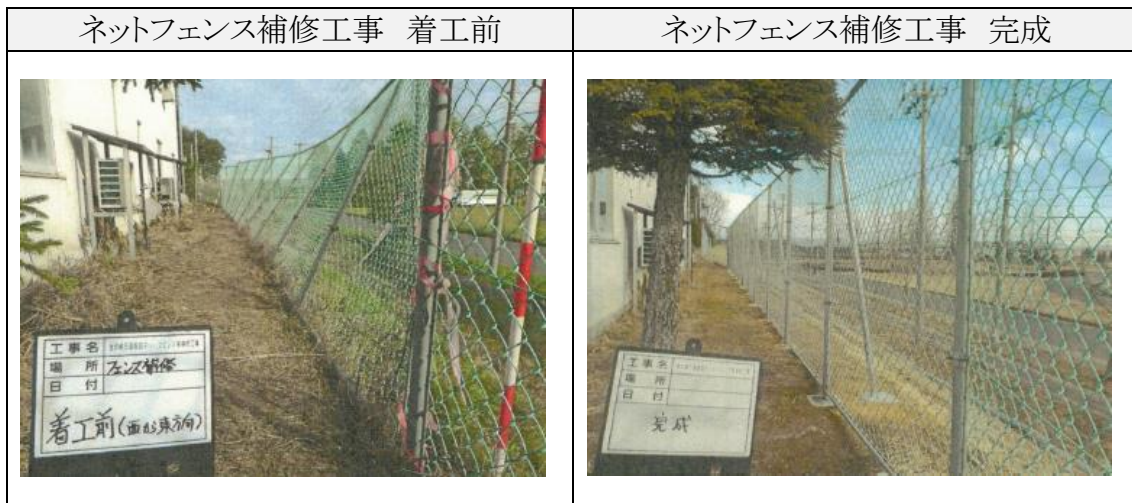
当該契約には、金ケ崎ろ過施設ネットフェンス補修工事の他、金ケ崎ろ過施設外壁補修工も含まれており、契約を分割すれば次表のようになる。

図表 53 金ケ崎ろ過施設ネットフェンス等補修工事 分割表

細目①	細目②	金額(円)	現状 会計処理	あるべき 会計処理
ネットフェンス補修工事	ネットフェンス撤去	213,649	修繕費	修繕費
	ネットフェンス新設	1,034,906		構築物
外壁補修工事	外壁補修	551,445		修繕費
合計		1,800,000	-	-

(出典:積算内訳から監査人算出)

今回のネットフェンス補修工事は、金ケ崎ろ過施設を囲むフェンスのうち、老朽化が激しい部分の撤去・新設工事であり、撤去費用は現行通りの修繕費等の費用処理が妥当であるものの、新設部分は新規固定資産の取得に他ならず、構築物として処理すべきである。企業局が修繕費として処理した根拠として、フェンスの部分的な交換であり、フェンス全体としての機能を維持するための支出であることを挙げているが、新設部分が固定資産の計上基準である10万円を上回っていること、下記写真のとおり修繕範囲が相応に広範囲にわたること、今回の交換部分のみに着目してもフェンスとしての機能は果たしていることから、修繕費として処理することは妥当ではない。



(出典:完成図書(業者撮影))

今後、同様の事象に留意するとともに、令和 5 年度以降において科目修正を行う必要がある。

【指摘 2】勘定科目の見直しについて

企業局の以下の支出予算執行整理簿データについて、支出票、請求書等を閲覧したところ、全て消耗品費で処理されていた。

図表 54 支出予算執行整理簿データ (一部抜粋)

区分	款	項	目	節	支出日	摘要	金額(円)
1	工業用水道事業費用	営業費用	第三北上中部工業用水道業務費	消耗品費	R4.5.30	4月使用分 水道料 (第三工水管理本館)	3,660
2	工業用水道事業費用	営業費用	第三北上中部工業用水道業務費	消耗品費	R4.8.31	7月使用分 水道料 (第三工水管理本館)	10,465
3	工業用水道事業費用	営業費用	第三北上中部工業用水道業務費	消耗品費	R4.12.26	A 重油 (12/ 1 納入分)	28,500
4	工業用水道事業費用	営業費用	第三北上中部工業用水道業務費	消耗品費	R5.1.30	軽油(12 月分) ほか	17,540
5	工業用水道事業費用	営業費用	第二北上中部工業用水道業務費	消耗品費	R4.6.29	レインジャケット・パンツセット	18,700
6	工業用水道事業費用	営業費用	第二北上中部工業用水道ろ過施設業務費	消耗品費	R4.8.17	防寒服 上・下	12,218
7	工業用水道事業費用	営業費用	管理費	消耗品費	R4.9.30	令和 3 年度岩手県工業事業会計決算審査意見	214,600
8	工業用水道事業費用	営業費用	管理費	消耗品費	R4.9.30	令和 3 年度岩手県工業用水道事業会計決算書 No. 340572	232,500

(出典:支出予算執行整理簿)

地方公営企業法施行規則(以下この項において、「施行規則」という。)の別表第

一号に勘定科目表が記載されているが、工業用水道事業の営業費用の勘定科目表は以下のとおりである。

図表 55 工業用水道事業の営業費用の勘定科目表（一部抜粋）

款	項	目	節
水道事業費用又は 工業用水道事業費用	営業費用	原水費	給料 手当 賞与引当金繰入額 法定福利費 旅費 被服費 備用品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費 通信運搬費 委託料 手数料 賃借料 修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 路面復旧費 動力費 薬品費 材料費 補償金 負担金 受水費 その他引当金繰入額 雑費
		浄水費 配水費 給水費 受託工事費 業務費 総係費	報酬 退職給付費 研修費 諸謝金 報償費 広告料 食糧費 厚生費 保険料 貸倒引当金繰入額 その他引当金繰入額

(注) 浄水費、配水費、給水費、受託工事費、業務費及び総係費の節は、上記のほか、原水費の節によること。

施行規則の第三条では、勘定科目の区分について、勘定科目表に準じて区分することを求めている。

【地方公営企業法施行規則】

(勘定科目の区分)

第三条 法第二条第一項各号に掲げる事業及び病院事業の勘定科目は、この章及び別表第一号に定める勘定科目表に準じて区分しなければならない。

2 法第二条第一項各号に掲げる事業及び病院事業以外の事業の勘定科目は、この章及び別表第一号に定める勘定科目表並びに民間事業の勘定科目の区分を考慮して区分しなければならない。

【地方公営企業法】

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

第二条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。)に適用する。

- 一 水道事業(簡易水道事業を除く。)
- 二 工業用水道事業
- 三 軌道事業
- 四 自動車運送事業
- 五 鉄道事業
- 六 電気事業
- 七 ガス事業

施行規則の勘定科目表に照らし合わせると、#1～8の取引のうち、#1～2は光熱水費、#3～4は燃料費、#5～6は被服費、#7～8は印刷製本費に該当すると考えられる。#1～8の取引が消耗品費で処理されている理由を所管課に確認したところ、会計規程において勘定科目を定めているが、光熱水費、燃料費、被服費、印刷製本費の勘定科目を設定していないため、会計規程に定めている勘定科目のなかで、最も妥当な勘定科目ということで、消耗品費により処理しているとのことであった。

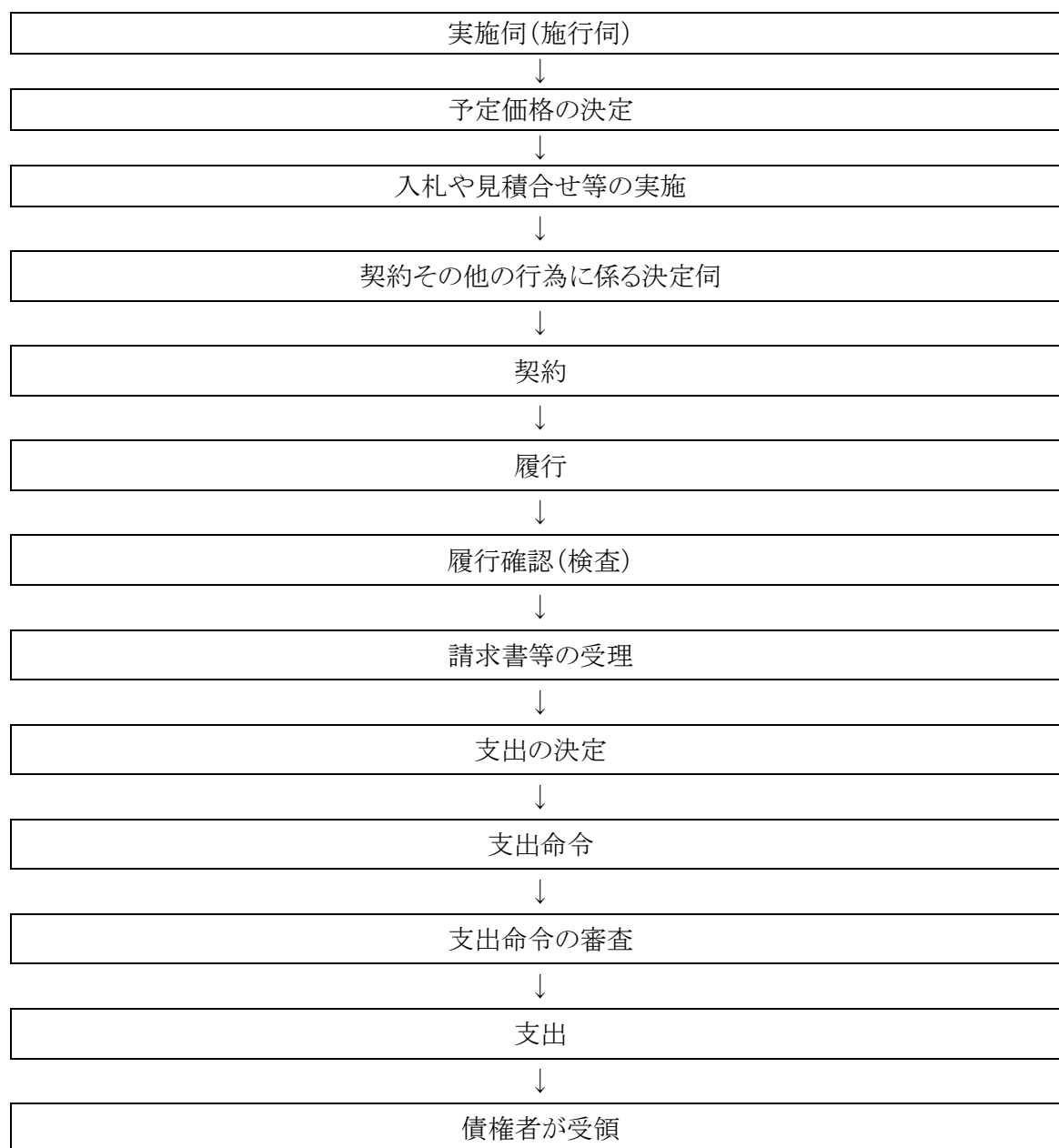
施行規則第三条において、勘定科目表に準じて区分することを求めているが、施行規則で一定の勘定科目を定め、各地方公営企業がその勘定科目にしたがって決算情報を作成することで、異なる地方公営企業間でも同じ様式の決算情報が作成され、そのことは決算情報の比較可能性が担保されることにつながる。決算情報の比較可能性を高める観点から、勘定科目の見直しを進めるべきである。

8. 契約事務・支出事務（共通）

（1）概要

① 企業局における契約・支出の業務フロー

企業局における契約・支出の業務フローは、会計規程等で以下のように定められている。地方公共団体が採用する一般的な事務フローと比較して、特殊な事項はない。



② 契約の形態について

自治法第 234 条第 1 項では、「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結する。」と規定しており、企業局の契約形態は原則として一般競争入札を採用しているが、場合によっては、指名競争入札・随意契約も採用している。それぞれの契約種類の概要および長所・短所は以下のとおりである（「せり売り」は適用が限定的な方法であるため以下記載を省略する）。

【一般競争入札】

種別	内容	
原則的方法	公告により一定の資格を有する不特定多数の者を対象とし、入札の方法によって競争させて契約者を決める方法	
	長所	短所
	<ul style="list-style-type: none"> ・業者にとって平等な参加機会、落札機会が確保される。 ・業者選定過程が明らかとなることから高い透明性が確保される。 ・業者間で競争性が発揮され、経済性が確保されやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約を履行する技術や能力が低い業者が落札した場合、要求品質を達せられないリスクある。 ・業者間での過当競争やダンピングが発生するリスクがある。 ・契約までに期間を要し、また、事務手続の負担が大きい。

【指名競争入札】

種別	内容	
例外的方法	県が信用、技術力その他について適当と認める特定多数の者を指名し、入札の方法によって競争させて契約者を決める方法	
	長所	短所
	<ul style="list-style-type: none"> ・不信用・不誠実な業者を指名しないことで、誠実な業者の選定が可能となる。 ・技術や能力の高い業者を指名することで、高品質の成果品が得られやすい。 ・一般競争入札と比較して事務手続が簡便であり、事務コストが軽減される。 ・一般競争入札ほどではないものの、指名業者間にて競争性が発揮され経済性が確保できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業者の指名は自治体が行うため、指名過程が不透明・不公正となるリスクがある。また、指名の多寡により不公平が生じる。 ・指名業者が固定化される結果、談合を誘発するリスクがある。 ・指名業者を過度に限定することにより、競争性が発揮されず不経済な結果となるリスクがある。
	例外的方法の採用要件	
自治令第 167 条により以下の場合に採用可とされている。		
<ul style="list-style-type: none"> 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。 		

【随意契約】

種別	内容	
例外的方法	契約担当者等が任意に特定の者を選定して契約する方法	
	長所	短所
	<ul style="list-style-type: none"> ・手続が簡略で事務負担が大幅に軽減される。 ・能力や技術、実績を基に、最も適格と考えられる契約先が選定できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入札を行わないため競争性が発揮されず、不経済な契約を行ってしまうリスクがある。 ・契約先選定に恣意性が混入し、馴れ合いや不正が発生するリスクが高まる。 ・契約先が固定化されやすく、業者間の公平性が害されるリスクがある。
	例外的方法の採用要件	
	地方公営企業法施行令第 21 条の 14 や契約規程により、「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」や「競争入札に付することが不利と認められるとき。」等の場合に加え、予定価格が下表の金額を超えない場合に随意契約が出来るものとされている。	
	種類	金額
	1 工事又は製造の請負	250 万円
	2 財産の買入れ	160 万円
	3 物件の借入れ	80 万円
	4 財産の売払い	50 万円
	5 物件の貸付け	30 万円
	6 前各号に掲げるもの以外のもの	100 万円

③ 消費税について

地方公営企業は消費税法上の納税義務者に該当し、企業局は毎年度消費税の申告をしている。過去 5 年間の納税額(還付額)の推移は以下のとおりである。

図表 56 電気事業 消費税納税額 (単位：円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
消費税	234,951,900	272,575,400	339,911,800	317,753,900	247,649,100
地方消費税	63,384,700	74,908,300	96,294,200	89,776,200	69,850,600
合計	298,336,600	347,483,700	436,206,000	407,530,100	317,499,700

図表 57 工業用水道事業 消費税納税額 (単位：円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
消費税	11,682,900	△13,393,759	△150,901,081	△353,236,258	△389,515,992
地方消費税	3,152,500	△3,849,676	△42,561,843	△99,630,739	△109,863,484
合計	14,835,400	△17,243,435	△193,462,924	△452,866,997	△499,379,476

(2) 監査手続

令和4年度の電気事業に係る支出85件、工業用水道事業に係る支出21件の計106件を監査対象として抽出し、次の手続を実施した。

なお、監査対象は金額の大きい「工事」「委託」を中心に選定したが、ランダムサンプリングによる無作為抽出も行っている。また、固定資産取得等のいわゆる「4条支出」については、別途検討しているため、本項では対象外としている。

- 確定申告済の消費税申告書、申告書の作成の元となっている消費税納税額算出用のエクセルシートを閲覧し、各書類の数値間の整合性、決算書の残高との整合性、項目に応じて予算執行整理簿の金額との整合性を検討した。
- 収入、支出の明細一覧を調査し、課税、非課税、不課税の区分、税率の区分が適切に行われているか検討した。
- 監査対象として選定した106件の取引について、関連帳票を徴収、必要に応じてヒアリングを実施し、自治法・地方公営企業法・契約規程・会計規程等への準拠性を確認するとともに、取引の経済性・効率性を検討した。また、支出に関連する事務事業の有効性についても検討した。
- その他、契約事務・支出事務に係る一連の業務フローが関連規則に準拠しているか、適切な内部統制(業務の有効性及び効率性向上のために組織のすべての者によって運用される仕組み)が構築され、業務において運用されているか、検討した。

(3) 監査の結果

【指摘3】健康診断費用等の会計処理について

企業局では、職員の健康診断費用・蜂アレルギー抗体検査費用・破傷風予防接種費用・心理的な負担の程度を把握するための検査業務委託費用(以下「健康診断費用等」という。)を支出している。企業局は、これらの費用処理科目を下表のとおり「法定福利費」として処理しているが、「厚生福利費」にて処理すべきである。

図表 58 令和4年度 健康診断費用等にかかる会計処理

款	項	目	節	支出日	摘要	金額(円)
電気事業費用	営業費用	施設総合管理所費	法定福利費	R4.6.3	令和4年度定期健康診断(特定業務従事者)	139,620
工業用水道事業費用	営業費用	北上中部工業用水道ろ過施設業務費	法定福利費	R4.7.13	令和4年度蜂アレルギー抗体検査	6,218
電気事業費用	営業費用	県南施設管理所費	法定福利費	R4.7.13	令和4年度蜂アレルギー抗体検査	18,764
工業用水道事業費用	営業費用	第二北上中部工業用水道業務費	法定福利費	R4.7.15	令和4年度破傷風予防接種種料(県南施設管理所実施分・工水)	3,891
工業用水道事業費用	営業費用	北上中部工業用水道ろ過施設業務費	法定福利費	R4.7.15	令和4年度蜂アレルギー抗体検査(エピペン注射器)	3,055

款	項	目	節	支出日	摘要	金額(円)
電気事業費用	営業費用	県南施設管理所費	法定福利費	R4.7.15	令和4年度破傷風予防接種料(県南施設管理所実施分・電気)	31,127
電気事業費用	営業費用	施設総合管理所費	法定福利費	R4.7.15	令和4年度蜂アレルギー抗体検査	48,000
電気事業費用	営業費用	県南施設管理所費	法定福利費	R4.7.15	令和4年度蜂アレルギー抗体検査(エビペン注射器)	3,055
電気事業費用	営業費用	施設総合管理所費	法定福利費	R4.8.3	令和4年度破傷風予防接種料(施設総合管理所実施分)	66,842
電気事業費用	営業費用	県南施設管理所費	法定福利費	R4.8.31	令和4年度破傷風予防接種料(県南施設管理所実施分・電気)	1,755
工業用水道事業費用	営業費用	第二北上中部工業用水道業務費	法定福利費	R4.9.7	令和4年度定期健康診断事業委託(情報機器作業)及びデータベース還元料	4,523
工業用水道事業費用	営業費用	第三北上中部工業用水道業務費	法定福利費	R4.9.7	令和4年度定期健康診断事業委託(情報機器作業)及びデータベース還元料	4,523
電気事業費用	営業費用	管理費	法定福利費	R4.9.7	令和4年度定期健康診断事業委託(情報機器作業)及びデータベース還元料	40,703
電気事業費用	営業費用	施設総合管理所費	法定福利費	R4.9.7	令和4年度定期健康診断事業委託(情報機器作業)及びデータベース還元料	22,613
電気事業費用	営業費用	県南施設管理所費	法定福利費	R4.9.7	令和4年度定期健康診断事業委託(情報機器作業)及びデータベース還元料	18,091
電気事業費用	営業費用	施設総合管理所費	法定福利費	R4.9.7	令和4年度蜂アレルギー抗体検査(エビペン処方)	12,192
電気事業費用	営業費用	施設総合管理所費	法定福利費	R4.9.16	令和4年度破傷風予防接種料(施設総合管理所実施分)	14,072
工業用水道事業費用	営業費用	管理費	法定福利費	R4.10.21	令和4年度定期健康診断及びデータベース還元料	36,085
工業用水道事業費用	営業費用	北上中部工業用水道業務費	法定福利費	R4.10.21	令和4年度定期健康診断及びデータベース還元料 No.2200016247、2200016248、2200016249、2200016813	23,844
工業用水道事業費用	営業費用	第二北上中部工業用水道業務費	法定福利費	R4.10.21	令和4年度定期健康診断及びデータベース還元料	22,004
工業用水道事業費用	営業費用	第二北上中部工業用水道ろ過施設業務費	法定福利費	R4.10.21	令和4年度定期健康診断及びデータベース還元料	18,404
工業用水道事業費用	営業費用	第三北上中部工業用水道業務費	法定福利費	R4.10.21	令和4年度定期健康診断及びデータベース還元料	14,662
工業用水道事業費用	営業費用	北上中部工業用水道ろ過施設業務費	法定福利費	R4.10.21	令和4年度定期健康診断及びデータベース還元料	14,662
電気事業費用	営業費用	施設総合管理所費	法定福利費	R4.10.21	令和4年度定期健康診断及びデータベース還元料	515,586
電気事業費用	営業費用	管理費	法定福利費	R4.10.21	令和4年度定期健康診断及びデータベース還元料	456,155
電気事業費用	営業費用	県南施設管理所費	法定福利費	R4.10.21	令和4年度定期健康診断及びデータベース還元料	302,781
電気事業費用	営業費用	施設総合管理所費	法定福利費	R4.10.31	子宮がん検診料	7,282
電気事業費用	営業費用	管理費	法定福利費	R4.11.2	子宮がん・乳がん検診料	33,100
電気事業費用	営業費用	県南施設管理所費	法定福利費	R4.11.2	子宮がん・乳がん検診料	25,200
電気事業費用	営業費用	施設総合管理所費	法定福利費	R4.11.2	子宮がん・乳がん検診料	4,500
電気事業費用	営業費用	施設総合管理所費	法定福利費	R4.12.5	令和4年度定期健康診断(特定業務従事者)	28,600
工業用水道事業費用	営業費用	管理費	法定福利費	R5.1.6	令和4年度心理的な負担の程度を把握するための検査業務委託	4,544
工業用水道事業費用	営業費用	北上中部工業用水道業務費	法定福利費	R5.1.6	令和4年度心理的な負担の程度を把握するための検査業務委託	3,029
工業用水道事業費用	営業費用	第二北上中部工業用水道業務費	法定福利費	R5.1.6	令和4年度心理的な負担の程度を把握するための検査業務委託	3,029
工業用水道事業費用	営業費用	第三北上中部工業用水道業務費	法定福利費	R5.1.6	令和4年度心理的な負担の程度を把握するための検査業務委託	1,515
工業用水道事業費用	営業費用	北上中部工業用水道ろ過施設業務費	法定福利費	R5.1.6	令和4年度心理的な負担の程度を把握するための検査業務委託	1,515
工業用水道事業費用	営業費用	第二北上中部工業用水道ろ過施設業務費	法定福利費	R5.1.6	令和4年度心理的な負担の程度を把握するための検査業務委託	1,515
電気事業費用	営業費用	施設総合管理所費	法定福利費	R5.1.6	令和4年度心理的な負担の程度を把握するための検査業務委託	84,814
電気事業費用	営業費用	管理費	法定福利費	R5.1.6	令和4年度心理的な負担の程度を把握するための検査業務委託	62,096

款	項	目	節	支出日	摘要	金額(円)
電気事業費用	営業費用	県南施設管理所費	法定福利費	R5.1.6	令和4年度心理的な負担の程度を把握するための検査業務委託	40,892
電気事業費用	営業費用	管理費	法定福利費	R5.2.10	令和4年度定期健康診断事業委託	11,180
電気事業費用	営業費用	管理費	法定福利費	R5.3.20	令和5年度新規採用者健康診断料	10,000
工業用水道事業費用	営業費用	管理費	法定福利費	R5.3.29	令和4年度胃がん検診、大腸がん検診及び腹部超音波検診料 請求書	21,800
工業用水道事業費用	営業費用	北上中部工業用水道業務費	法定福利費	R5.3.29	令和4年度胃がん検診、大腸がん検診及び腹部超音波検診料 請求書	10,900
工業用水道事業費用	営業費用	第三北上中部工業用水道業務費	法定福利費	R5.3.29	令和4年度胃がん検診、大腸がん検診及び腹部超音波検診料 請求書	10,900
工業用水道事業費用	営業費用	北上中部工業用水道ろ過施設業務費	法定福利費	R5.3.29	令和4年度胃がん検診、大腸がん検診及び腹部超音波検診料 請求書	10,900
工業用水道事業費用	営業費用	第二北上中部工業用水道業務費	法定福利費	R5.3.29	令和4年度胃がん検診、大腸がん検診及び腹部超音波検診料 請求書	6,600
電気事業費用	営業費用	管理費	法定福利費	R5.3.29	採用内定者の健康診断費用	14,500
電気事業費用	営業費用	施設総合管理所費	法定福利費	R5.3.29	令和4年度胃がん検診、大腸がん検診及び腹部超音波検診料 請求書	251,600
電気事業費用	営業費用	管理費	法定福利費	R5.3.29	令和4年度胃がん検診、大腸がん検診及び腹部超音波検診料 請求書	223,200
電気事業費用	営業費用	県南施設管理所費	法定福利費	R5.3.29	令和4年度胃がん検診、大腸がん検診及び腹部超音波検診料 請求書	130,400
電気事業費用	営業費用	管理費	法定福利費	R5.3.29	令和5年度新規採用者健康診断料	10,000
合計						2,856,838

(出典:支出予算執行整理簿より一部抜粋)

会計規程にて電気事業・工業用水道事業の勘定科目表が記載されており、営業費用の勘定科目として法定福利費と厚生福利費が設定されている。

法定福利費と厚生福利費の定義としては、『地方公営企業の一部改正について(昭和36年3月31日自治丙発第3号 自治省財政局長通達)』が参考となる。当通達においては、法定福利費を「健康保険料、厚生年金保険料、失業保険料、労災保険料及び労務災害補償費等」と定義しており、厚生福利費を「福利厚生に要する費用」と定義している。すなわち、当通達上は社会保険料等の企業局負担分のみを法定福利費と定義しており、健康診断費用等は厚生福利費として整理しているものと解釈できる。企業会計においても、社会保険料等の企業負担分のみを法定福利費として処理し、健康診断費用等は福利厚生費として処理をする会計実務が、公正妥当と認められる会計基準として広く定着している。

また、法定福利費は人件費に集計される項目であるのに対して、厚生福利費は物件費に集計される項目であるため、正確な分類がなされないと、決算書の読み手に誤解を与える可能性や、内部における管理会計において人件費の適切な集計が行えないといった弊害も考慮される。

企業局が健康診断費等を法定福利費にて処理をしている根拠としては、会計規程の電気事業会計勘定科目表における法定福利費の細目として「健康診断費」の項目が設定されていることが挙げられる。今後は、会計規程を変更するとともに、健康診断費用等について、「厚生福利費」として処理すべきである。

【指摘 4】共通経費の按分について

企業局の以下の支出予算執行整理簿データについて、支出票、領収書、支出金額の各事業への按分計算過程の資料等を閲覧したところ、これらのデータは共通経費であるため、工業用水道事業と電気事業に按分されていたが（下記記載の金額は工業用水道事業と電気事業に按分した後の金額である。）、按分の割合が工業用水道事業：電気事業＝5:5であった。

図表 59 支出予算執行整理簿データ（一部抜粋）

No	款	項	目	節	支出日	摘要	金額 (円)
1	工業用水道 事業費用	営業費用	第三北上中部 工業用水道業 務費	消耗品費	R4.5.30	4月使用分 水道 料(第三工水管理 本館)	3,660
2	工業用水道 事業費用	営業費用	第三北上中部 工業用水道業 務費	消耗品費	R4.8.31	7月使用分 水道 料(第三工水管理 本館)	10,465
3	工業用水道 事業費用	営業費用	第三北上中部 工業用水道業 務費	消耗品費	R4.12.26	A重油(12/1納 入分)	28,500

(出典：支出予算執行整理簿より一部抜粋)

按分割合が 5:5 である理由を所管課に確認したところ、清掃、建屋警備、一般廃棄物処理、設備点検、除雪といった庁舎等管理業務の委託費について、5:5 の割合で按分していることから、庁舎で使用する光熱水費も同様の割合で按分しているとのことであった。また、按分の割合が 5:5 に設定されている根拠について確認したところ、按分割合を設定した根拠は不明とのことであった。共通経費の按分は、各事業で計算される利益に直接影響を与えるため、共通経費の按分にあたっては、より合理的な配賦基準を用いて按分割合を算出し、按分を行うべきである。共通経費は、各事業の職員数や、各事業の施設内の占有面積等を配賦基準として按分することが多いが、工業用水道事業、電気事業は、職員数も異なるだろうし、施設内で各事業が占有する面積も異なる。一般的に使われることが多い配賦基準で考えても、按分割合は各事業で異なることが想定され、現在用いている 5:5 の按分割合は、合理的な割合とは言えないと考えられる。

今回、検討の対象になったのは庁舎で使用する光熱水費であったが、清掃、建屋警備、一般廃棄物処理、設備点検、除雪といった庁舎等管理業務の委託費も含めて、まずは、共通経費の性質を把握し、客観的で説明可能な配賦基準を設定し、共通経費を按分することが必要である。

【意見 8】(株)みずほ銀行に対する定期検査を行わない理由の文書化について

法令・規則等において、企業局の収納取扱金融機関について年1回以上、公金の収納事務及び預金の状況について検査を実施すべきと定めているが、企業局は収納取扱金融機関である(株)みずほ銀行に対して「公金の収納事務」を要点とする検査を行っていない。この理由を適切に文書化することが望まれる。

定期検査の実施に関連する法令・規則等は、地方公営企業法施行令及び会計規程、企業局出納取扱金融機関等検査要領にて定められている。

【地方公営企業法施行令】

(出納取扱金融機関等に対する検査)

第二十二條の五 管理者は、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関について、定期及び臨時に地方公営企業の業務に係る公金の収納又は支払の事務及び預金の状況を検査しなければならない。

2 管理者は、前項の検査をした場合は、その結果に基づき、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

3 監査委員は、第一項の検査の結果について、管理者に対し報告を求めることができる。

【会計規程】

(出納取扱金融機関等の検査)

第19条 出納取扱金融機関等に関する定期検査は、毎年3月31日現在において翌月末日までに行い、臨時検査は、局長が指定した日に行うものとする。

【出納取扱金融機関等検査要領】

(検査の項目)

第3 検査の項目は、次のとおりとする。

(1) 収納に関する事項

① 収納金は、収納日に収納経理されているか。

② 収納金の資金回付は、適切に処理されているか。

③ 指定された預金口座に公金以外のものはないか。

～(略)～

(3) その他

① 出納印(振替印)を的確に押印しているか。

② 他店収納金回付に係る証拠書類に、その授受の経過が明確にされているか。

③ 収納又は支払証拠書類の保管等は適切か。

④ 各種帳簿の経理記帳は、毎日行われているか。

(株)みずほ銀行は、企業局の収納取扱金融機関(収納業務を行う金融機関)であり、企業局は、預金の状況の検査、収納事務の検査を行うべきであるとも思料される。しかし、企業局は(株)みずほ銀行に対して預金の期末残高にかかる検査(年度末における企業局把握の残高と、銀行把握残高の照合)は行っているが、収納事務の検査

(上記、【出納取扱金融機関等検査要領】に記載の検査項目)は実施していない。

収納事務の検査を実施しない理由として、企業局作成の「実施伺い」には『収納金融機関である「㈱みずほ銀行盛岡支店」においては、期末における口座残高がなかったことから「出納計算書(監査人注:年度末の銀行把握預金残高の回答書)」の提出を求めることのみとし、検査を実施しない』と記載され、内部決裁がなされている。すなわち、企業局は年度末の口座残高が0円であるため収納事務の検査を行わないとしているが、年度末の口座残高が0円であっても期中において収納事務が行われているものと推定されるため、収納事務の検査を行わない理由としては適切ではない。

追加調査を依頼したところ、㈱みずほ銀行は企業局の収納取扱金融機関として指定はされているが、近年収納事務の取扱いを停止していることから、令和4年度中の収納は0件(0円)であり、収納事務の検査を行っていない旨をヒアリングした。これは、収納事務の検査を行わない理由としては合理的と評価できる。しかし、収納事務の検査を行わない旨の決裁文書である「実施伺い」を閲覧する限りにおいては、その事実は読み取れず、担当者以外が見た場合において誤解を招く可能性が相当程度認められる。また、将来的な人事異動等により検査を実施しない理由が誤解されたままとなることも想定される。次年度以降、㈱みずほ銀行に対する収納事務の検査を行わない理由を「実施伺い」に適切な形で記載しておくことが望まれる。

【意見 9】消費税の課税仕入の処理誤りについて

企業局の以下の支出予算執行整理簿データについて、振替票、支出票、請求書等の関連帳票の閲覧を行なった。下記データは弁護士による法律相談に関する報償費の取引のうち、源泉所得税部分がサンプル抽出されたものである。

図表 60 支出予算執行整理簿データ (一部抜粋)

区分	款	項	目	節	支出日	摘要	金額
1	電気事業費用	営業費用	管理費	雑費	R5.3.31	弁護士法律相談に係る所得税	510

(出典:支出予算執行整理簿より一部抜粋)

弁護士による法律相談に関する報償費の仕訳は、弁護士報酬支払先に対する営業未払金の計上仕訳と、国に納付する源泉所得税の計上仕訳の二つの仕訳から構成されており、この二つの仕訳を合算したものが、次の仕訳となる。

(借方)		(貸方)	
勘定科目	金額(円)	勘定科目	金額(円)
雑費	5,000	営業未払金	4,990
仮払消費税	500	預り金	510
合計	5,500	合計	5,500

(出典:振替票)

本来、上記仕訳の雑費 5,000 円と仮払消費税 500 円の合計 5,500 円が消費税の課税仕入対象として処理されるべきである。しかし、振替票、支出予算執行整理簿データを確認したところ、雑費 5,000 円のうち、源泉所得税相当額である 510 円が消費税の不課税対象として処理されていた。振替票には、不課税対象と処理した 510 円が消費税の課税仕入対象として処理すべきでは、といった検討の形跡が見受けられたものの、最終的に不課税対象として処理されていた。この処理の結果として、消費税の仕入税額控除が本来計算されるべき金額より過少に計算されている。報償費の取引自体、年間を通じても頻繁に発生しているわけではないため、経理処理する際には、課税仕入対象として適切に処理されているか留意することが必要である。

9. 組織と人事管理（共通）

（1）概要

① 企業局の職員配置数

企業局の令和5年4月1日現在の職員配置数は次表のとおりである。

図表 61 令和5年4月1日現在職員配置数（管理者（局長）を除く。）

職種 所属		配置数					計
		事務	技術職			技能職	
			電気	機械	土木	運転 技士	
本 庁	経営総務課	17	3	2	0	1	23
	業務課	4	10	1	5	0	20
	計	21	13	3	5	1	43
事 業 所	施設総合管理所	4	34	12	7	2	59
	県南施設管理所	4	17	14	11	0	46
	計	8	51	26	18	2	105
合計		29	64	29	23	3	148

② 企業局の人件費に関連する規程類

企業局の人件費に関連する主な規程類は次表のとおりである。

図表 62 人件費に関連する主な規程類

- 企業局の主要な職員の範囲を定める規則
- 企業局安全衛生規程
- 企業局企業職員の休暇に関する規程
- 企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
- 企業局企業職員の勤務時間に関する規程
- 企業局企業職員のサービスの宣誓に関する規程
- 企業局企業職員給与規程
- 企業局企業職員就業規則
- 企業局企業職員表彰規程
- 企業局企業職員服務規程
- 企業局職員について地方公営企業法第39条第2項に規定する職を定める規則
- 企業局被服貸与規程
- 企業局旅費規程

③ 人件費に関連損益の推移

企業局の人件費関連損益の直近3年分の推移は次表のとおりである。

図表 63 人件費関連損益の直近3年間の推移

款	項	目	節	R2 年度	R3 年度	R4 年度
電気 事業 費用	営業 費用	水力発電費	給料	281,389,994	290,453,324	304,262,299
			手当等	176,063,710	180,534,909	196,428,183
			法定福利費	97,631,337	98,369,558	106,280,587
			雑手当	32,301,003	39,545,541	40,831,804
		管理費	給料	170,356,560	177,923,100	166,645,200
			手当等	110,975,637	108,557,754	103,156,252
			退職給付費	77,309,960	77,320,075	174,835,442
			法定福利費	59,957,886	61,056,811	58,803,423
	附帯 事業 費用	風力発電費	給料	11,100,545	11,458,084	12,002,833
			手当等	6,859,412	7,042,228	7,627,285
			法定福利費	3,838,693	3,906,698	4,209,627
			雑手当	1,274,241	1,552,916	1,610,772
		太陽光発電 費	給料	1,174,661	1,212,496	1,270,141
			手当等	725,862	745,208	807,118
			法定福利費	409,302	413,411	445,463
			雑手当	134,840	164,329	170,452
工業 用水 事業 費用	営業 費用	工業用水 業務費	給料	19,950,007	20,278,800	17,522,400
			手当等	11,790,034	11,826,910	12,414,420
			法定福利費	6,534,894	6,839,186	6,412,854
			雑手当	-	-	4,278,613
	管理費	ろ過施設 業務費	給料	12,493,200	12,140,400	8,213,100
			手当等	7,674,793	6,125,344	5,908,410
			法定福利費	4,103,920	3,911,553	3,112,828
		管理費	給料	15,105,600	11,832,000	11,829,600
			手当等	9,714,041	6,833,606	8,125,714
			法定福利費	5,075,059	4,034,012	4,129,571

(2) 監査手続

- 就業、勤務及び給与等に関連する規程等の閲覧、人件費が関連する各種引当金の計算方法等についての内部書類の閲覧、担当者へのヒアリングを行い、決算書における計上額の正確性について検証した。
- 給与等の計算にかかる内部統制を検証するために、給与等に関連する規程を閲覧するとともに、担当者へのヒアリングを行った。また、給与計算に関連する所得税や住民税等の事務手続についても書類の閲覧や、再計算を行い、税法の順守状況を確認した。加えて、その事務手続が無駄なく効率的に実施されているかについても検証した。
- 扶養手当や住宅手当のほか、特殊現場業務手当や危険作業手当のように企業局が独自で計算している各種手当について、規程を閲覧するとともに、担当者に質問し、定期的に手当の見直しが行われているかについて確認した。
- 企業局の退職金に関連する規程等の閲覧を行い、支給額の計算が税法に従って適正に計算されているかを確認した。更に、退職時に作成する各種書類の保管上状況についても確認した。また、主に経理等の管理部門においては、知事部局との人事異動は頻繁に行われるため、退職金支払額の負担割合や、退職給付費用の計上区分について負担関係をヒアリングした。
- 企業局における超過勤務時間の管理やその効果についてヒアリングした。また、昇級や昇格手続は規則に従って適正に行われているかについて担当者へヒアリングし、人事評価についても質問を行った。

(3) 監査の結果

【指摘 5】会計年度任用職員に関する賞与引当金の未計上

会計年度任用職員の在籍、期末手当等は以下の表のとおりである。

図表 64 会計年度任用職員の在籍、期末手当等

区分	令和3年12月	令和4年6月	令和4年12月	令和5年6月
在籍数(人)	25(24)	27(25)	26(25)	25(24)
期末手当(円)	4,740,253	4,604,345	4,888,274	4,482,411

※在籍数の()内は支給者数である。

賞与引当金は、職員に対して翌年度に支給する夏季の期末手当及び勤勉手当に備えて見積計上する引当金であり、正規職員と会計年度任用職員で異なる取扱をする根拠はない。

上記のとおり、会計年度任用職員に対する夏季期末手当及び勤勉手当は、24名

に対して 450 万円支給されており、300 万円の賞与引当金の計上が必要であったと計算される。当期以降においては、貸借対照表に適切な金額を計上すべきである。

【意見 10】決算書の引当金の表示について

地方公営企業法施行規則では、地方公営企業の会計規程及びその勘定科目について、次のとおり規定している。

【地方公営企業法施行規則】

(会計規程)

第二条 地方公営企業の管理者は、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。)第十条の規定による企業管理規程で当該地方公営企業の会計事務の処理に関し必要な会計規程を定めなければならない。

2 前項の会計規程は、法第三条に規定する基本原則に鑑み、地方公営企業の能率的な運営と適正な経理に役立つように定めなければならない。

(勘定科目の区分)

第三条 法第二条第一項各号に掲げる事業及び病院事業の勘定科目は、この章及び別表第一号に定める勘定科目表に準じて区分しなければならない。

2 法第二条第一項各号に掲げる事業及び病院事業以外の事業の勘定科目は、この章及び別表第一号に定める勘定科目表並びに民間事業の勘定科目の区分を考慮して区分しなければならない。

また、上記第三条の別表には、流動負債について次のとおり規定している。

負債	
流動負債	
款	項
一略一 前受収益 引当金	退職給付引当金 賞与引当金 修繕引当金 特別修繕引当金 その他引当金
その他流動負債	

一方、会計規程別表第 1 では、流動負債について次のとおり表示している。

負債		
流動負債		
款	項	備考
—略— 前受収益引当金	退職給付引当金	1 年以内に使用される見込みの退職手当の支払に充てるための引当額をいう。
	賞与引当金	
	修繕引当金	
	特別修繕引当金	
	その他引当金	
その他流動負債		

施行規則別表十では、「前受収益」の次に「引当金」の科目を設定しているが、会計規則では「前受収益引当金」として、一つの科目として表示されている。「前受収益」と「引当金」は異なる科目であるため、修正が必要である。

このように表示された原因は、例規集の印刷上の誤りであるとのことだが、県職員の実務の参考として広く利用される例規集においても正しい表示が求められる。

また、会計規則では「退職給付引当金」の説明として備考欄に「1 年以内に使用される見込み」との記載がある。この記載に該当する職員としては、例えば 1 年以内に定年退職する職員が考えられるが、令和 3 年度の決算書においては、令和 4 年度に定年退職する職員についても、流動負債に退職給付引当金の計上は行われていない。

一般的に、退職給付引当金は、1 年以内に使用される見込みがあっても流動固定の区分は行わず、引当金全額を固定負債に計上する。したがって、令和 3 年度の決算書は実務的には正しく計上されているといえるが、会計規則に沿った計上方法とは言えない。会計規則を見直す必要がある。

【意見 11】賞与引当金計算の正確性について

賞与引当金は、職員に対して翌年度に支給する夏季の期末手当及び勤勉手当に備えて見積計上する引当金である。実際の夏季期末手当及び勤勉手当の支給は翌年度の6月に行われるが、その発生原因(職員等による労働サービスの提供)は当年度中に発生していると考えられるため、その支給見積額の当期帰属分を引き当ててものである。

【企業局企業職員給与規程】

(給与)

第2条 職員(臨時又は非常勤の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。第13条において同じ。))を除く。以下この条から第12条までに おいて同じ。)の給与については、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年岩手県条例第48号)の適用を受ける者及び技能職員等の給与に関する規則(昭和32年岩手県規則第51号)の適用を受ける者(以下「一般職員」という。)の例による。ただし、特殊勤務手当その他一般職員の例により難い給与については、この規程に定めるもののほか、企業局長(以下「局長」という。)が定める。

【一般職の職員の給与に関する条例】

(期末手当)

第38条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第38条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条及び第38条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第43条第8項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第39条において「特定幹部職員」という。))にあつては、100分の102.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

企業局は、賞与引当金の算定に関し、支給対象者を令和 4 年 11 月時点の在籍者として計算しているため、令和 5 年 3 月末で退職する者についても賞与引当金の計算に含まれている。正しくは令和 5 年 3 月末時点での退職者を除いた在籍者を用いて計算すべきである。

この点について、企業局は、期末退職者の所属していた部署には新たな職員が配置されており、人員構成や給与総額に大きな違いはなく、引当金の合理的な見積もり計算には影響がないと考えている。

企業局がこのように考える原因の一つに、知事部局と企業局間における人事異動があげられる。知事部局と企業局間での人事異動は頻繁に行われており、給与や期末手当については、支給日に在籍している各所属で支払が行われている。すなわち、期末手当の基準日以前 6 箇月以内の期間において、知事部局に在籍していた期間がある職員についても、基準日に企業局に在籍している職員については、企業局から期末手当が支払われることになるし、企業局に在籍していた職員についても、基準日に知事部局に在籍している場合には、知事部局から期末手当が支払われ、企業局は負担する必要がない。

引当金計算の要件の一つに「発生が当期以前の事象に起因していること」があるが、4 月以降に知事部局から企業局に異動した職員については、3 月以前は企業局への貢献がないため、当該要件を満たさないと考えられる。

一方で、4 月以降に知事部局に異動した職員の期末手当については、3 月以前の企業局在籍分についても費用計上が行われることはなく、費用収益が対応せず、適正な期間損益計算が行われているとは評価できない。

これらの状況を考慮すると、賞与引当金は、あくまでも 6 月支給の期末手当を計算根拠とするため、支給対象とならない退職者については計算に含めるべきではないが、知事部局へ異動した職員に対する金額については、適正な期間損益計算を実施するため、4 月 1 日時点での職員で算定する方法も検討されたい。

【意見 12】決算書における人件費の計上区分について

令和 4 年度における、人件費関連費用の節別計上額は次表のとおりである。

図表 65 令和 4 年度における、人件費関連費用の節別計上額 (単位：千円)

款	項	目	節					小計
			給料	手当等	退職給付費	法定福利費	雑手当	
工業用水道事業費用	営業費用	工業用水道業務費	17,522	12,414	—	6,412	4,278	40,628
		ろ過施設業務費	8,213	5,908	—	3,112	—	17,234
		管理費	11,829	8,125	—	4,129	—	24,084
		小計	37,565	26,448	—	13,655	4,278	81,947
電気事業費用	営業費用	水力発電費	304,262	196,428	—	106,280	40,831	647,802
		(施設総合管理所費)	199,377	129,031	—	69,364	22,603	420,376
		(県南施設管理所費)	104,884	67,396	—	36,916	18,228	227,426
		管理費	166,645	103,156	174,835	58,803	26,266	529,706
		小計	470,907	299,584	174,835	165,084	67,098	1,177,509
	付帯事業費用	風力発電費	12,002	8,434	—	4,209	1,610	25,450
		太陽光発電費	1,270	807	—	445	170	2,693
		管理費	—	—	—	—	—	—
		小計	13,272	8,434	—	4,655	1,781	28,143
		合計	521,745	334,467	174,835	183,394	73,158	1,287,601

会計規程では勘定科目について次のように規定している。

【会計規程】

(勘定科目)

第 4 条 事業の経理は、損益勘定、資産勘定、負債勘定、資本勘定及び建設仮勘定その他必要な整理勘定に区分して行うものとする。

2 前項に規定する勘定の科目の区分は、電気事業にあつては別表第 1、工業用水道事業にあつては別表 第 2 に定めるところによる。

【会計規程別表第 1_費用_10 事業費用より抜粋】

款	項	目	節	細節	備考
電気事業費用	営業費用	水力発電費	給料 —省略— 退職給付費	実支払額 退職給付引当	

款	項	目	節	細節	備考
		—省略— 管理費	—省略—	金繰入額 退職給付引当 金取崩し(貸 方) —省略—	—省略— 「業務設備」に係る費用 及び電気事業の運営の 全般に関連する総括的 業務に係る費用をい い、「水力発電費」の節 及び細節に準ずる。

別表第 1 では、目として「水力発電事業」や「管理費」が分類され、それぞれに節として「給与」や「退職給付費」を科目として設定している。

一方、工業水道事業及び電気事業費用の節別計上額では、「給与」については、各目に計上されているが、「退職給付費」については各目に分類しての計上は行われず、電気事業費用の営業費用における「管理費」に全額が計上されている。

細節欄にも記載があるとおり、退職給付費は①退職金の実支払額、②退職給付引当金繰入額、③退職給付引当金取崩し(貸方)が発生した際に金額を記載する科目であり、これら退職金に係る金額は、当然であるが、実際の職員の退職時や将来の退職に備えて計算され、計算の対象となる職員やその部門も明確であり、給与計算の分類と同じである。したがって、退職給付費についても、給料と同様の分類で目別に分けて計上することが望まれる。

【意見 13】電子申告の積極的な活用について

所得税法第 183 条の規定により、企業局は源泉徴収義務者であり、毎月の給与の支払いをする際には、その給与について所得税を徴収しなければならない。また、扶養控除等申告書を提出した従業員については年末調整を行うとともに、源泉徴収票等の法定調書を所轄税務署に提出しなければならない。

また、地方税法第 317 条の 6 の規定により、企業局は、従業員の給与所得の金額その他必要な事項を記載した給与支払報告書を作成し、当該従業員の住所所在の市町村別に提出しなければならない。

法定調書を所轄税務署に提出する方法は、e-Tax(イータックス)等による電子データでの提出方法と書面で提出する方法があり、企業局は、令和 3 年度までは書面で提出し、令和 4 年度は e-Tax で提出した。給与支払報告書を各市町村に提出する方法は、eLTAX(エルタックス)等による電子データでの提出方法と書面で提出する方法があり、企業局は、令和 4 年度まで継続して書面で提出している。

令和 2 年度から令和 4 年度に提出した法定調書および給与支払報告書の概要は次表のとおりである。

図表 66 令和 2 年度から令和 4 年度に提出した法定調書の概要

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
提出方法	書面	書面	e-Tax
提出日	令和 3 年 1 月 21 日	令和 4 年 1 月 28 日	令和 5 年 1 月 27 日
提出先件数	1 件	1 件	1 件
法定調書の枚数	96 枚	100 枚	96 枚

図表 67 令和 2 年度から令和 4 年度に提出した給与支払報告書の概要

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
提出方法	書面	書面	書面
提出日	令和 3 年 1 月 21 日	令和 4 年 1 月 27 日	令和 5 年 1 月 23 日
提出先件数	15 件	13 件	14 件
給与支払報告書の枚数	207 枚	208 枚	213 枚

提出方法が書面の場合には、当然であるが、提出する資料を書面に印刷し、各宛先に郵送しなければならないため、電子データでの提出に比べ、事務処理に掛かる時間は多くなる。加えて、給与支払報告書については、住民税が特別徴収になる職員と退職者等で住民税が普通徴収になる職員を分ける必要があり、そのチェックにも時間がかかり効率的な事務処理とはいえない。

さらに、給与支払報告書を eLTAX で提出した場合には、市町村からの特別徴収税額通知についても電子的送付が可能となり、給与ソフトの条件が整えば、各職員の特徴収情報を給与計算ソフトに自動で読み込むことも可能となるほか、毎月の特別徴収額の納付についても、ネットバンキングと併用し、納付手続が簡略化できる。

また、令和 2 年 12 月 24 日に、各都道府県税務担当課及び各都道府県市区町村担当課宛の「eLTAX の利用促進に向けた取組等について(依頼)」(令和 2 年 12 月 24 日、総務省自治税務局電子化推進室事務連絡)には、eLTAX の積極的な利用について、下記のとおり記載されている。

【eLTAX の利用促進に向けた取組等について(依頼)より抜粋】

2 地方団体が給与支払報告書の提出等を行う場合における eLTAX の積極的な利用

これまで、地方団体が提出する自らの職員に係る給与支払報告書については、各特別徴収義務者に対して電子的提出を呼びかける立場にあることから、書面ではなく、eLTAX 又は光ディスク等で電子的に提出するよう依頼をしてきたところです。

しかし、電子的提出であっても、光ディスク等による場合は、提出先の団体にとって取扱いが煩雑であることや、4(4)で後述するとおり、令和 6 年度以後の年度分の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)及び同通知(納税義務者用)について電子的送付を求めることができるのは、eLTAX により給与支払報告書を提出した特別徴収義務者に限られることも踏まえ、今後、各地方団体が行う自らの職員に係る給与支払報告書の提出は、原則として eLTAX によるものとし、未対応の団体におかれては、給与担当課等関係部署とともに早急に対応に向けて取組んでいただくようお願いいたします。

この給与支払報告書の提出に限らず、国税当局への源泉徴収票の提出など、地方団体が手続主体となる税務関係手続については、地方税法等の規定に基づき電子で対応する義務があるかどうかに関わらず、給与担当課等関係部署に対して、eLTAX 及び e-Tax の積極的な利用の働きかけをお願いします。

岩手県の個人県民税についての課税と収納事務は県内の市町村がまとめて取り扱っており、その税務事務負担の効率化を図るためには eLTAX での提出が必須であり、企業局も積極的な利用を推進する立場にあるが、現状としては、書面での提出となっている。

更に、令和 4 年度については、税務署には e-Tax で提出し、市町村へは書面で提出しているが、そもそも、税務署に提出する法定調書の源泉徴収票と市町村へ提出する給与支払報告書は同一の内容であるため、eLTAX を利用して一括して e-Tax への提出することも可能であるため、提出事務の効率化を図るためには、統一して電子データでの提出が望まれる。

令和 5 年度の提出については、税務署及び各市町村への提出について、電子データでの提出を実施できる体制の構築が必要であり、企業局においても既にその準備に取りかかっている。

【意見 14】退職所得控除の計算誤りについて

企業局では、職員の退職にあたっては退職手当決定通知書(以下「通知書」という。)を作成している。

通知書では、退職手当決定額を明示し、退職所得に対する所得税及び市県民税の計算を行っている。

所得税法第 30 条では、退職所得の金額は、その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の 2 分の 1 に相当する金額とされている。また、退職所得控除の計算は、勤続年数が 20 年以下である場合は、40 万円に当該勤続年数を乗じて計算した金額であるが、その金額が 80 万円に満たない場合は 80 万円となる。勤続年数が 20 年を超える場合は、800 万円と 70 万円に当該勤続年数から 20 年を控除した年数を乗じて計算した金額との合計額とされている。

企業局では、所得税法にしたがい退職所得控除の計算を行っているが、税法上の勤続年数が 3 年である職員の計算について、正しく 120 万円と計算している通知書と、誤って 80 万円と計算している通知書の 2 通がファイリングされていた。

誤りのある通知書は保管すべきでなく、かつ今後も計算誤りが発生しないように事務処理を行うためにも、その原因を確かめ、マニュアル等で記録を残す等の対応が求められる。

10. 固定資産管理（電気事業）

（1）概要

① 固定資産の範囲

電気事業の令和4年度末の有形固定資産計上額は次表のとおりである。

図表 68 令和4年度末時点の有形固定資産計上額（電気事業）（単位：円）

勘定科目	計上額	
水力発電設備	49,486,341,735	
減価償却累計額	▲ 32,397,744,643	17,088,597,092
業務設備	588,541,008	
減価償却累計額	▲ 417,178,215	171,362,793
附帯事業固定資産	13,081,919,888	
減価償却累計額	▲ 3,806,155,244	9,275,764,644
建設仮勘定		2,302,786,572
建設準備勘定		35,988,111
合計		28,874,499,212

② 無形固定資産

電気事業の令和4年度末の無形固定資産計上額は次表のとおりである。

図表 69 令和4年度末時点の無形固定資産計上額（電気事業）（単位：円）

勘定科目	計上額
電話加入権	6,471,283
電気通信施設利用権	9,680,888
ダム使用権	700,318,241
電気供給施設利用権	40,606,806
水利権	2,882,500
水道施設利用権	65,800
地役権	5,418,497
借地権	225,740
地上権	4,352,696
合計	770,022,451

③ 固定資産関連損益(減価償却費・固定資産除却費)

電気事業の令和4年度の固定資産関連損益(減価償却費・固定資産除却費)の計上額は次表のとおりである。

図表 70 令和4年度末時点の固定資産関連損益(電気事業) (単位:円)

目	減価償却費	固定資産除却費
水力発電費	1,054,086,562	70,215,819
管理費	11,235,896	
風力発電費	711,710,233	13,272,795
太陽光発電費	27,015,210	646,245
合計	1,804,047,901	84,134,859

④ 企業債・財務費用

電気事業の令和4年度末の企業債残高および令和4年度の財務費用の計上額は次表のとおりである。

図表 71 令和4年度末時点の企業債計上額(電気事業) (単位:円)

勘定科目	固定負債	流動負債	合計
建設改良等の財源に充てるための企業債	1,353,772,992	465,352,092	1,819,125,084
支払利息	-	-	21,927,141

⑤ 修繕引当金と特別修繕引当金

電気事業の令和4年度の修繕引当金の動きは次表のとおりである。

図表 72 令和4年度の修繕引当金(電気事業)の動き (単位:円)

区分	固定負債	流動負債	合計
期首残高	27,392,000	5,284,000	32,676,000
当期繰入額	—	2,005,000	2,005,000
当期取崩額	—	—	—
固定負債から流動負債への振替	▲4,020,000	4,020,000	—
期末残高	23,372,000	11,309,000	34,681,000

電気事業の令和4年度の特別修繕引当金の動きは次表のとおりである。

図表 73 令和4年度の特別修繕引当金の動き（電気事業） (単位：円)

区分	固定負債	流動負債	合計
期首残高	2,322,559,000	—	2,322,559,000
当期繰入額	406,705,000	—	406,705,000
当期取崩額	▲280,000,000	—	▲280,000,000
期末残高	2,449,264,000	—	2,449,264,000

修繕引当金は、年次計画により実施予定だった計画修繕について、当年度に行うことができなくなったため、次年度以降の修繕に備えてその予定額を計上しているものである。

令和4年度末時点では、固定負債に23,372,000円、流動負債に11,309,000円の修繕引当金を計上している。修繕引当金の内訳は**図表 74**、修繕引当金の計上に至った経緯は**図表 75**に記載のとおりである。

図表 74 修繕引当金（電気事業）の内訳 (単位：円)

区分	内容	金額
固定負債	①北ノ又発電所・北ノ又取水堰堤コンクリート補修工事 (令和3年度実施予定を令和6年度実施予定に変更)	10,482,000
	②北ノ又発電所・北ノ又第二取水堰堤補修工事 (令和4年度実施予定を令和6年度実施予定に変更)	3,350,000
	③松川発電所松川取水堰堤及び魚道補修工事 (令和4年度実施予定を令和6年度実施予定に変更)	9,540,000
	合計	23,372,000
流動負債	④北ノ又第二発電所管理用道路地すべり災害復旧工事 (令和3年度実施予定だったが令和5年度実施)	5,284,000
	⑤松川発電所付属物補修工事 (令和4年度実施予定だったが令和5年度実施)	2,005,000
	⑥北ノ又発電所建屋等補修工事 (令和元年度実施予定だったが令和5年度実施)	4,020,000
	合計	11,309,000

図表 75 修繕引当金の計上理由

工事	予算計上年度	予算計上年度に実施できなかった理由
①	平成 30 年度	北ノ又第二発電所周辺の地すべりにより、重機搬入等が困難と判断し取り止め。林野庁復旧事業終了予定から令和 6 年度に見送る。
②	平成 30 年度	北ノ又第二発電所周辺の地すべりにより、重機搬入等が困難と判断し取り止め。林野庁復旧事業終了予定から令和 6 年度に見送る。
③	令和 2 年度	令和 2 年度、出水のため左岸側しか施工できなかったことから、令和 6 年度に右岸側を施工するもの。当初令和 4 年度の予定としたが、令和 6 年度に長期発電停止期間となることから、それに合わせることにしたものの。
④	令和 3 年度	森林管理署工事との調整により施工時期が限定されたため。
⑤	令和 4 年度	県有保安林内作業の手続等に時間を要したことから、令和 5 年度に見送りするもの。
⑥	令和元年度	応札者不在により入札不調となったため、地すべり対策工事完了後に施工としたため。

⑥ 長期前受金・長期前受金戻入

電気事業の令和 4 年度の長期前受金の動きは次表のとおりである。

図表 76 令和 4 年度の長期前受金の動き（電気事業） (単位：円)

区分	長期前受金(A)	収益化累計額(B)	差引(A-B)
期首残高	2,389,561,475	1,193,294,802	1,196,266,673
当期増加	0	98,461,244	▲98,461,244
当期減少	▲6,153,520	▲6,153,520	0
期末残高	2,383,407,955	1,285,602,526	1,097,805,429

⑦ 固定資産の取得

固定資産を取得したときは、会計規程第 10 条、第 117 条及び固定資産の管理及び処分事務取扱要領第 3 に基づき、固定資産取得調書及び固定資産原簿を作成し、当該固定資産を所管する所属長に送付しなければならない。なお、同第 13 に基づき、所属長は、改良工事等により固定資産を取得しようとするときは、固定資産取得明細書を作成し、予算経理担当課長に申し出ることとなっている。

【会計規程】

(帳簿)

第 10 条 予算経理担当課長は、次に掲げる帳簿を備えて記帳し、かつ、整理しなければならない。

- (1) 固定資産原簿
- (2) 固定資産保管台帳

以下、略

(取得調書の作成)

第 117 条 予算経理担当課長は、固定資産の取得があったときは、検収を証する書類等に基づき固定資産取得調書を作成しなければならない。

【固定資産の管理及び処分事務取扱要領】

(固定資産取得調書等の作成)

第 3 予算経理担当課長は、固定資産を取得したときは、会計規程第 10 条に規定する固定資産原簿を固定資産保管台帳を兼ねて、作成するものとする。

2 予算経理担当課長は、当該固定資産に係る固定資産取得調書を 2 部作成し、事業所等の長あて 1 部を送付し、1 部を保管するものとする。

(固定資産の取得)

第 13 事業所等の長は、改良工事、物品購入等により固定資産を取得しようとするときは、名称、構造・規格等を記載した固定資産取得明細書を作成し、予算経理担当課長に申し出るものとする。

⑧ 固定資産の除却

固定資産を除却したときは、会計規程第 138 条及び固定資産の管理及び処分事務取扱要領第 5 に基づき、固定資産除却調書を作成し、当該固定資産を所管する所属長に送付しなければならない。なお、同第 17 に基づき、所属長は、固定資産を除却しようとするときは、事前に処分意見書を作成し、予算経理担当課長に申し出ることとなっている。

【会計規程】

(除却調書の作成)

第 138 条 予算経理担当課長は、売却、譲与、廃棄、撤去等により固定資産を除却したときは、速やかに除却調書を作成しなければならない。

【固定資産の管理及び処分事務取扱要領】

(固定資産異動調書等の作成)

第 5

2 予算経理担当課長は、固定資産を除却したときは、固定資産除却調書を作成するものとする。

3 固定資産除却調書の作成部数及び管理の方法は、固定資産取得調書の例によるも

のとする。

(固定資産の除却)

第 17 事業所等の長は、所管する固定資産の全部又は一部を除却しようとするときは、事前に、処分する理由、希望する処分方法等を記載した処分意見書を作成し、予算経理担当課長に申し出るものとする。

⑨ 固定資産の建設仮勘定の精算

建設仮勘定に整理されている費用については、会計規程第 126 条に基づき、固定資産勘定へ振り替え、資産額を確定させることとなっている。

【会計規程】

(建設仮勘定)

第 126 条

2 建設仮勘定の精算は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 建設工事が完成する前に使用を開始した資産については、使用を開始した後、遅滞なく、その建設価額を概算額によって固定資産勘定へ振り替え、完成したときに、速やかに、精算し、補正するものとする。(略)

(2) その他の資産については、完成したときに、速やかに、精算し、精算額をもって固定資産勘定に振り替えること。(略)

【固定資産の管理及び処分事務取扱要領】

(建設仮勘定の精算)

第 11 予算経理担当課長は、建設仮勘定の精算が完了したときは、建設工事清算書を作成しなければならない。

4 建設仮勘定の精算に伴う固定資産取得調書の作成は、第 3 に定めるとおりとする。

(2) 監査手続

- 「令和 4 年度岩手県電気事業会計決算 I 決算書 5 貸借対照表」(以下「電気 BS」という。)に計上されている有形固定資産及び無形固定資産の金額が、「令和 4 年度岩手県電気事業会計決算 III 財務諸表 3 固定資産明細書」(以下「電気明細書」という。)と一致しているかを検討した。
- 電気明細書に記載されている有形固定資産と無形固定資産の金額が、岩手県企業局会計システム(以下「会計システム」という。)から出力される固定資産原簿と一致しているかを検討した。
- 固定資産原簿と同様に会計システムから出力される減価償却調書が固定資

産原簿と整合しているかを検討した。

- 建設準備勘定に計上されている和賀郡西和賀町(南本内地点)の現状についてヒアリングを実施した。
- 企業局より修繕引当金の計算資料を入手し、計上の妥当性を検討した。
- 企業局より特別修繕引当金の計算資料を入手し、計上の妥当性を検討した。
- 電気明細書に記載されている企業債の金額が、会計システムから作成される令和4年度企業債償還額調書(電気)と一致しているかを検討した。
- 長期前受金・長期前受金戻入の金額が、固定資産原簿と一致しているかを検討した。
- 「固定資産取得明細書」から、電気事業の令和4年度に取得した固定資産137件のうち、任意のサンプル12件を抽出し、取得手続が、会計規程及び固定資産の管理及び処分事務取扱要領に従っているか検証した。
 ☆ また、建設工事による固定資産の取得について、契約規程に従っているが、契約関係書類を閲覧し、契約手続の合規性について検証した。なお、抽出したサンプルのうち2件については、現地視察において、その実在性についても検証した。
- 「固定資産除却明細書」から、電気事業の令和4年度に除却した固定資産51件のうち、任意のサンプル9件を抽出し、除却手続が、会計規程及び固定資産の管理及び処分事務取扱要領に従っているか検証した。
- 「建設仮勘定整理簿」を閲覧し、建設仮勘定として整理することが適当な費用か、その妥当性を検証するとともに、必要以上の期間滞留しているものがないか、その資産性を検証した。また、令和3年度と令和4年度の建設仮勘定整理簿を比較し、当年度増加額及び当年度減少額について、計上額の実在性、網羅性、正確性について検証した。
- 発電の種類、施設の老朽化度合、稼働率等を勘案し、下表の施設を選定し、現地視察を実施した。

施設名	所在地	最大出力	備考
胆沢第二発電所	奥州市胆沢若柳	6,800kW	9/28 実施
胆沢第四発電所	奥州市胆沢若柳	170kW	※1
相去太陽光発電所	北上市相去町高前檀	1,009kW	9/28 実施
岩洞第一発電所	盛岡市日戸	41,000kW	9/29 実施
岩洞第二発電所	盛岡市門前寺	8,600kW	9/29 実施 車内より視察
北ノ又第三発電所	八幡平市松尾寄木	61kW	※2
高森高原風力発電所	一戸町高森高原	25,300kW	9/29 実施

※1 他施設での作業(胆沢第二発電所の停電関係)により対応困難のため、現地視察を省略した。

※2 上流側発電所の改良工事に伴い発電停止中のため、現地視察を省略した。

(3) 監査の結果

【意見 15】建設準備勘定の減損について

有形固定資産に計上されている建設準備勘定 35,988,111 円は、和賀郡西和賀町(南本内地点)に建設を予定していた湯田ダム貯水池直上流に放流する水路式発電所にかかる調査費用等の支出を繰り延べているものである。

この建設準備勘定については、決算書の「Ⅲ 財務書類附属書類 5 会計に関する書類に係る注記」に「減損の兆候を認識した」との記載がある。

3 減損損失

(1) 省略

(2) 減損の兆候及び認識について

当年度において以下の資産グループについては、新規開発地点の事業化が可能な時期は明確でなく流動的な状況であることから減損の兆候を認識した。

用途	資産の種類	場所
水力発電事業	建設準備勘定	和賀郡西和賀町(南本内地点)

なお、新規開発地点の事業化については、国の支援制度の動向や調査結果等を踏まえて開発の可能性を十分吟味することとしており、今後の計画に大幅な変更をもたらす可能性のある事象等を認識していないことから、減損損失を認識するに至らなかった。

南本内地点の建設準備勘定は、平成 28 年度の包括外部監査でも減損の必要性が検討されており、同報告書で次の状況説明が行われている。

(南本内地点は、)平成元年以前から継続して調査を行っている地区である。平成 6 年度に基本設計を行い、平成 9 年度まで地元説明会等を行ってきたが、一部地元の理解が得られなかったことから、交渉を一旦打ち切り、以降約 20 年に渡って調査支出は行われていないが、計画を断念するものではなく、今後も流量観測を続けるとともに次期開発調査地点として位置付け、電力事業を取り巻く環境が変化するまで調査を継続する方針として、現地調査及び情報収集等、職員による調査が実施されている。平成 24 年 7 月に国の固定価格買取制度が始まり、採算性の改善が見込まれたことから、平成 26 年度は同制度を適用した可能性調査を実施したところ、1 割程度コストを削減できれば開発可能となる結果となっているとのことで、今後は新技術の実用化によるコスト削減や国の支援制度の拡充等の動向を注視しつつ、経済性等について精査していくこととされている。

上記について当時の企業局は、今後の計画に大幅な変更をもたらす可能性のある事象等を識別していないことから、減損損失の計上は不要と判断している。

現状を確認したところ、流量観測を継続しており、最新計画案(H30 成果最適案)のルート上に土地を持つと考えられる地権者の状況等を確認している。また、令和4年11月に地元の西和賀町と打ち合わせを行っている。

現状では、開発を断念しているわけではなく、今後の計画に大幅な変更をもたらす可能性のある事象等も識別されていない。平成28年度当時と状況が大きく変わるものではないため、減損損失の計上は不要、との判断にも一定の合理性は認められる。しかしながら、平成9年度以降、ほとんど動きがない状況で、今後、状況が変化することがあるのか、疑問が残るところである。

平成28年度の包括外部監査報告書では、「開発を断念していないとされているが、事業化可能な時期は明確でなく流動的な状況となっている現況に鑑み、建設準備勘定が当初の支出額で計上され続けていることが、会計基準に照らして合理的といえるのかが疑問である。」との記載がある。この内容は現状も大きな変化はないと考える。

今後については、例えば、令和4年11月に実施した地元自治体との協議のような関係者との協議を定期的に行うなど、開発を断念していないことを対外的に明確にしておく必要がある。また、当該計画の実現可能性に疑義が生じるような事態が生じた場合には、速やかに事業自体の実行可能性を吟味し、建設準備勘定の減損処理の可否を検討されたい。

1 1. 固定資産管理（工業用水道事業）

（1）概要

① 固定資産の範囲

工業用水道事業の令和4年度末の有形固定資産計上額は次表のとおりである。

図表 77 令和4年度末時点の有形固定資産計上額（工業用水道事業）
（単位：円）

勘定科目	計上額	
土地		661,119,869
建物	946,703,490	
減価償却累計額	▲724,375,174	222,328,316
構築物	11,034,216,157	
減価償却累計額	▲4,116,820,488	6,917,395,669
機械及び装置	5,683,380,779	
減価償却累計額	▲3,614,260,962	2,069,119,817
車両運搬具	16,876,393	
減価償却累計額	▲15,905,466	970,927
工具、器具及び備品	20,860,385	
減価償却累計額	▲15,975,142	4,885,243
建設仮勘定		12,322,953,776
合計		22,198,773,617

② 無形固定資産

工業用水道事業の令和4年度末の無形固定資産計上額は次表のとおりである。

図表 78 令和4年度末時点の無形固定資産計上額（工業用水道事業）
（単位：円）

勘定科目	計上額
電話加入権	461,450
合計	461,450

③ 固定資産関連損益（減価償却費・固定資産除却費）

工業用水道事業の令和4年度の固定資産関連損益（減価償却費・固定資産除却費）の計上額は次表のとおりである。

図表 79 令和 4 年度末時点の固定資産関連損益（工業用水道事業）（単位：円）

目	減価償却費	固定資産除却費
工業用水道業務費	305,995,950	30,887,815
ろ過施設業務費	49,261,890	7,359,695
合計	355,257,840	38,247,510

④ 企業債・財務費用

工業用水道事業の令和 4 年度末の企業債残高および令和 4 年度の財務費用の計上額は次表のとおりである。

図表 80 令和 4 年度末時点の企業債計上額（工業用水道事業）（単位：円）

勘定科目	固定負債	流動負債	合計
建設改良等の財源に充てるための企業債	17,666,480,779	375,562,519	18,042,043,298
支払利息	-	-	34,738,665

⑤ 修繕引当金

工業用水道事業の令和 4 年度の修繕引当金の動きは次表のとおりである。

図表 81 令和 4 年度の修繕引当金（工業用水道事業）の動き（単位：円）

区分	固定負債	流動負債	合計
期首残高	29,667,699	—	29,667,699
当期繰入額	—	—	—
当期取崩額	—	—	—
期末残高	29,667,699	—	29,667,699

⑥ 長期前受金・長期前受金戻入

工業用水道事業の令和 4 年度の長期前受金の動きは次表のとおりである。

図表 82 令和 4 年度の長期前受金の動き（工業用水道事業）（単位：円）

区分	長期前受金(Ⓐ)	収益化累計額(Ⓑ)	差引(Ⓐ-Ⓑ)
期首残高	2,820,680,756	1,387,723,925	1,432,956,831
当期増加	27,440,000	39,243,953	11,803,953
当期減少	▲20,948,229	▲20,948,229	0
期末残高	2,827,172,527	1,406,119,649	1,421,052,878

(2) 監査手続

- 「令和 4 年度岩手県工業用水道事業会計決算 I 決算書 5 貸借対照表」(以下「工水 BS」という。)に計上されている有形固定資産及び無形固定資産の金額が、「令和 4 年度岩手県工業用水道事業会計決算 III 財務諸表 3 固定資産明細書」(以下「工水明細書」という。)と一致していることを確認した。
- 工水明細書に記載されている有形固定資産と無形固定資産の金額が固定資産原簿と一致していることを確認した。
- 企業局より修繕引当金の計算資料を入手し、計上の妥当性を検討した。
- 工水明細書に記載されている企業債の金額が、会計システムから作成される令和 4 年度企業債償還額調書(工水)と一致しているかを検討した。
- 長期前受金・長期前受金戻入の金額が、固定資産原簿と一致しているかを検討した。
- 「固定資産取得明細書」から、工業用水事業の令和 4 年度に取得した固定資産 75 件のうち、任意のサンプル 5 件を抽出し、取得手続が、会計規程及び固定資産の管理及び処分事務取扱要領に従っているか検証した。
- 「固定資産除却明細書」から、工業用水事業の令和 4 年度に除却した固定資産 56 件のうち、任意のサンプル 5 件を抽出し、除却手続が、会計規程及び固定資産の管理及び処分事務取扱要領に従っているか検証した。
- 「建設仮勘定整理簿」を閲覧し、建設仮勘定として整理することが適当な費用か、その妥当性を検証するとともに、必要以上の期間滞留しているものがないか、その資産性を検証した。また、令和 3 年度と令和 4 年度の建設仮勘定整理簿を比較し、当年度増加額及び当年度減少額について、計上額の実在性、網羅性、正確性について検証した。
- 下表の施設について、現地視察を実施した。

施設名	所在地	最大給水量	備考
新北上浄水場	北上市北工業団地	60,264 m ³ /日	9/28 実施

(3) 監査の結果

【指摘 6】修繕引当金について

修繕引当金は、年次計画により実施予定だった計画修繕について、当年度に行うことができなくなったため、次年度以降の修繕に備えてその予定額を計上しているものである。

工業用水道が固定負債に計上している修繕引当金 29,667,699 円は、年次計画により実施予定だった計画修繕によるものではなく、従前に行われた修繕の執行残で、取り崩す機会がないまま計上されているものである。

執行残を計上していることは、「年次計画により実施予定だった計画修繕について、当年度に行うことができなくなったため、次年度以降の修繕に備えてその予定額を計上している」とする修繕引当金の会計方針とは異なるものである。

現在の修繕引当金は取り崩すべきである。

【指摘 7】固定資産明細書の当年度増減額の誤りについて

工業用水道事業会計決算の固定資産明細書における建設仮勘定の記載は、**図表 83** のとおりである。

図表 83 固定資産明細書（建設仮勘定）

資産の種類	年度当初の現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高
建設仮勘定	7,575,286,115	5,101,866,324	354,198,663	12,322,953,776

一方、企業局会計システムから出力される建設仮勘定整理簿によると、各金額は **図表 84** のとおりであり、当年度増加額及び当年度減少額について、**図表 83** と差異が生じていた。

図表 84 固定資産明細書と建設仮勘定整理簿との相違

区分	年度当初の現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高
固定資産明細書(a)	7,575,286,115	5,101,866,324	354,198,663	12,322,953,776
建設仮勘定整理簿(b)	7,575,286,115	5,108,641,336	360,973,675	12,322,953,776
差異(a)-(b)	0	△6,775,012	△6,775,012	0

差異が生じている理由について、企業局にヒアリングしたところ、北上ろ過施設の薬品注入設備を本勘定に振り替える際、振替金額を誤った(伝票番号 J05455 及び J05456)ため、一旦振り戻し(伝票番号 J05526)、再度正しい金額で振り替えた(伝票番号 J05527)ことにより、建設仮勘定整理簿上、6,775,012 円が二重計上状

態となったため、固定資産明細書の表示に当たり控除したとのことであった。

建設仮勘定整理簿の摘要欄にも、「金額の誤りによる更正」と記載されていることから、固定資産明細書の表示に当たり当該金額を控除することは妥当な処理と考える。

そこで、このほかにも更正を行ったことによる二重計上がないか、監査人が確認したところ、1 件二重計上が発見された。具体的には、建築基準法に係る手数料を支出する際、(目)総係費—(節)雑費—(細節)手数料と入力すべきところ、細節の入力を行っていなかったことから、更正を行ったものである。そのため、建設仮勘定整理簿上、当該金額 73,000 円についても二重計上状態となっている。

したがって、当該金額 73,000 円についても、固定資産明細書の表示に当たり、控除する必要があり、その結果、固定資産明細書の表示は**図表 85** のとおり修正すべきである。

図表 85 固定資産明細書（二重計上控除後）

区分	年度当初の現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高
固定資産明細書(誤)	7,575,286,115	5,101,866,324	354,198,663	12,322,953,776
二重計上分	—	△73,000	△73,000	—
固定資産明細書(正)	7,575,286,115	5,101,793,324	354,125,663	12,322,953,776

【意見 16】管理用の建設仮勘定整理簿の更新確認について

企業局会計システムから出力される建設仮勘定整理簿は、年度ごとの帳簿であるため、過年度の内容等は「前年度より繰越 ***円」となってしまう。これでは、各年度の建設仮勘定整理簿の摘要に記載した具体的な内容や金額を把握することが困難となる。そのため、企業局は、表計算ソフト Excel により建設仮勘定整理簿を作成し、建設仮勘定の内容等について、過年度も含めて一覧管理できるようにしている。

この管理用の建設仮勘定整理簿には、款・項・目・節、支出年月日、相手先、金額(借方・貸方・残高)などの項目が設けられており、支出の都度、行を追加して作成している。また、振替(予定)年度も記載されており、建設仮勘定の管理に有用なものとなっている。

しかし、監査人が令和 3 年度末時点と令和 4 年度末時点の管理用の建設仮勘定整理簿を比較し、建設仮勘定の当年度増加額と当年度減少額を集計したところ、**図表 86** のとおり、当年度増加額に差異が生じていた。(なお、上記で指摘した二重計上分 73,000 円については、管理用の建設仮勘定整理簿においては二重計上されていないため、当該差異は生じていない。)

図表 86 建設仮勘定当年度増加額及び減少額

区分	当年度増加額	当年度減少額
あるべき金額(a) (図表 85 の「固定資産明細書(正)」の金額)	5,101,793,324	354,125,663
管理用の建設仮勘定整理簿(b) (監査人集計額)	5,101,805,344	354,125,663
差異(a)-(b)	△12,020	0

そこで、差異が生じた原因について、監査人が検証したところ、令和 4 年度の管理用の建設仮勘定整理簿を作成するに当たり、行を新たに追加すべきところ、既存の行に上書きされていたことが判明した。具体的には、(項)第三北上中部工業用水道一(目)総係費一(節)雑費(その他雑費)の ETC カード使用料について、下記のとおり、令和 3 年度と令和 4 年度の 2 行となるべきところ、令和 3 年度の行に令和 4 年度の内容が上書きされていたため、差異が生じたことが判明した。

実際の記載(誤)			あるべき記載(正)		
年月日	適用	金額	年月日	適用	金額
R5.3.31	ETC カード使用料	23,701	R4.2.28	ETC カード使用料	12,020
			R5.3.31	ETC カード使用料	11,681

金額については、令和 3 年度分と令和 4 年度分を合算していたため、建設仮勘定の合計残高はあったことから、当該誤りに気付くことができなかったものと考えられる。

今後、管理用の建設仮勘定整理簿を更新するに当たっては、確認を再度行うなどして誤りのないよう留意されたい。

1 2. 固定資産管理（共通）

（1）概要

① 固定資産の範囲

会計規程第 105 条は、主要設備の付属として資産に整理されるものは除くものとして、固定資産の範囲を次に掲げるものとしている。

- 1) 有形固定資産
- 2) 無形固定資産
- 3) 投資その他の資産

② 決算の書類

会計規程第 156 条より、経営総務室予算経理担当課長（以下「予算経理担当課長」という。）は、毎事業年度 5 月 15 日までに、次に掲げる決算書類を取りまとめ、局長の決裁を受けなければならない。

この決算書類のなかには、貸借対照表に計上されている固定資産の内訳として、固定資産明細書を作成することが定められている。

- 1) 損益計算書
- 2) 剰余金計算書又は欠損金計算書
- 3) 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書
- 4) 貸借対照表
- 5) 収益費用明細書 府令別記第 16 号
- 6) 固定資産明細書 府令別記第 17 号
- 7) キャッシュ・フロー計算書 府令別記第 15 号
- 8) 決算報告書 府令別記第 9 号
- 9) 事業報告書 府令別記第 14 号
- 10) 企業債明細書 府令別記第 18 号

③ 固定資産原簿

会計規程第 10 条より、「予算経理担当課長」は、固定資産原簿を備えて記帳し、かつ整理しなければならない。

この固定資産原簿は、岩手県企業局が使用している岩手県企業局会計システム（以下「企業局会計システム」という。）により作成される。

固定資産原簿には、岩手県企業局が所管する固定資産についての情報が案件ごとに記録されている。例えば土地については、基本情報（資産区分、管理年度、

異動年度、資産名称、勘定科目、建設区分、施設区分、取得年月日、登録年月日、所在地等)、取得情報(共有区分、価格等)、登記情報(登記年月日、登記番号)、土地情報(取得事由、地目、細目、面積)、購入・請負・納入先情報、市町村交付金情報が記録されている。

なお、会計規程第 10 条は、固定資産原簿のほかに固定資産保管台帳を備えて記帳し、かつ整理しなければならないと定めているが、企業局会計システムでは、固定資産原簿と固定資産保管台帳は同一の帳簿とされている。

④ 固定資産実地照合の概要

企業局は、「会計規程」及び「固定資産等の管理及び処分事務取扱要領」に基づき、固定資産実地照合を行っている。

以前は、予算経理担当職員が現地で現物を確認する方法で実施していたが、件数が多く短期間で確認することが難しい状況となっていたこと等により、令和元年度から各事業所での写真撮影等による現物確認とし、確認期間を2～3か月程度に設定することにより、確認作業を柔軟に行うことができるように見直されている。

【会計規程】

(実地照合)

第 148 条 予算経理担当者は、少なくとも 2 年に 1 回、固定資産原簿及び固定資産保管台帳と固定資産の実態を照合し、その一致を確認しなければならない。この場合において、局長が必要と認めるときは、その指名する職員を立ち合わせるものとする。

【固定資産等の管理及び処分事務取扱要領】

(固定資産の実地照合)

第 21 条 予算経理担当課長は、会計規程第 148 条に基づく固定資産の実地照合を実施するときは、当該固定資産を所管する事業所等の職員を立ち合わせるものとする。

2 実地照合の実施に当たっては、次に留意するものとする。

- (1) 固定資産保管台帳(以下「台帳」という。)の記録整理が適切か。
- (2) 予備品整理簿等の記録整理が適切か。
- (3) 台帳の記載内容と実態が整合するか。
- (4) 使用又は稼働していないもので、近い将来においても使用又は稼働する見込みがない固定資産はないか。
- (5) 近い将来において使用又は稼働しなくなることが明らかな固定資産がないか。
- (6) その他特に、重点として定めた事項

3 実地照合の結果、不整を発見したときは、その旨局長に報告するものとする。

令和4年度の固定資産実地照合の対象施設は、施設総合管理所所管が8施設（岩洞、四十四田、御所、築川、高森高原風力、総管、業務設備）、県南施設管理所所管が6施設（仙人、北上中部、第二北上中部、第三北上中部、北上ろ過）、本局所管が2施設（第三北上中部、業務設備）であった。

（2）監査手続

- 企業局会計システムで作成される固定資産原簿と減価償却額算出調書の整合性を検討した。
- 電話加入権の内訳を入手して妥当性を検討した。
- 企業局会計システムと決算書の整合性についてヒアリングを実施した。
- 「固定資産実地照合」簿冊ファイルを閲覧し、調査対象固定資産の実在性、網羅性について検証した。

（3）監査の結果

【指摘 8】企業局会計システムによる減価償却費計算の誤りについて

無形固定資産の電気通信施設利用権に計上されている、令和3年11月に取得し、令和4年1月から使用している稲庭高原風力発電所の光回線利用権（取得価額8,486,000円）について、令和3年度及び令和4年度の減価償却費が過大に計上されている。

図表 87 稲庭高原風力発電所の光回線利用権の減価償却費 (単位:円)

項目	減価償却費		
	令和3年度	令和4年度	合計
企業局の計上額(Ⓐ)	211,512	846,050	1,057,562
正しい計上額(Ⓑ)	(※1) 106,075	424,300	530,375
減価償却費の過大額(Ⓐ-Ⓑ)	105,437	421,750	527,187

※1 8,486,000円×0.05(償却率:耐用年数20年)×3か月/12か月

企業局が所有する減価償却資産の減価償却費は会計システムで計算される。上記光回線利用権の減価償却費も会計システムの計算額を計上しているが、その計算額を減額修正する必要があった。しかしながら、その修正を失念していた。

具体的には、令和3年11月に8,435,000円(①)で光回線利用権を取得している。令和4年1月配線設備及び回線接続等に係る工事費51,000円(②)を追加計

上しており、最終の取得価額は 8,486,000 円 (③=①+②)となっている。耐用年数は 20 年(償却率 0.05)となるため、令和 4 年度の減価償却費は本来、次のとおりとなる。

$$8,486,000 \text{ 円 (③)} \times 0.05 = 424,300 \text{ 円 (④)}$$

上記の算式に対して企業局会計システムは、最終の取得価額 8,486,000 円 (③)に当初の取得価額 8,435,000 円 (①)を加算した 16,921,000 円 (⑤=①+③)で減価償却費を計算するプログラムとなっている。

$$16,921,000 \text{ 円 (⑤)} \times 0.05 = 846,050 \text{ 円}$$

上記の結果、減価償却費が過大に算出されてしまっている。本来はこれを手作業で修正する必要があったが、その修正を失念していたものであり、正しい額に修正すべきである。

取得価額の修正が行われると減価償却費が正確に計算されないケースが生じており、対応に留意する必要がある。

【意見 17】調査対象資産の網羅性について

固定資産実地照合では、前回調査以降に新規取得した土地、建物、構築物及び前年度調査で未確認となった土地、建物、構築物、そして、予備品、持ち運び・移動可能な諸機械・備品を調査対象とすることとしている。

しかし、令和 4 年度の調査対象データを閲覧したところ、予備品を調査対象としていなかった。また、持ち運び・移動可能な諸機械・備品については、令和 2 年度及び令和 3 年度の新規取得分のみを調査対象としていた。

土地、建物、構築物と異なり、持ち運び・移動可能な諸機械・備品について取得年度を問わず調査対象としているのは、持ち運び・移動が可能だけに、実在性を確かめる必要性がより高いためである。つまり、除去(不明品)や損壊等があった場合、その事実を把握し、固定資産原簿に反映させているか確認し、固定資産原簿の正確性を担保するためである。

なお、令和 3 年度の固定資産実地照合では、予備品や過年度に取得した備品等についても調査対象としていた。また、令和 2 年度以降、内部統制の取組みに係る自己点検の一環として、予備品の管理など固定資産等管理事務の自己点検を行っている。

不明品が判明した場合には、除却損について 2 月補正予算に計上する必要もあること等も考慮すると、予備品、持ち運び・移動可能な諸機械・備品については、取得年度を問わず調査対象とし、調査対象資産の網羅性を確保する必要がある。

【意見 18】固定資産原簿と減価償却額算出調書の関係について

企業局会計システムでは、電気事業、工業用水道事業とも個々の固定資産の管理を固定資産原簿で行っている。

固定資産原簿は全ての固定資産を一覧表形式で作成、出力することが可能である。この固定資産原簿から出力される一覧表（以下「固定資産原簿一覧表」という。）は、所在地や構造、年度末時点の取得価額、減価償却累計額、耐用年数、年間償却額などを表示することが可能である。

減価償却費について企業局会計システムは、固定資産原簿のデータを基にして毎年度減価償却費の計算を行っている。この減価償却計算の結果は、固定資産原簿一覧表とは別のデータである減価償却額算出調書として出力される。

次表は、「令和4年度岩手県電気事業会計決算 III 財務諸表3 固定資産明細書」に記載されている岩洞第一発電所の建物の金額を抜粋したものである。

図表 88 岩洞第一発電所の建物の令和4年度末の状況 (単位：円)

取得価額			
年度当初の現在高	当年度増加額 (A)	当年度減少額	年度末現在高 (B)
608,324,466	3,250,000	61,316	611,513,150
減価償却累計額			年度末償却未済額
当年度増加額 (C)	当年度減少額	累計 (D)	
14,015,631	58,249	495,961,449	115,551,701

上表の岩洞第一発電所の建物をサンプルとして固定資産原簿一覧表と減価償却額算出調書の整合性を確認したところ、次の事項が見受けられた。

企業局会計システムの利用にあたっては下記事項に留意する必要がある。

1) 年度末現在高と減価償却累計額

取得価額の年度末現在高 611,513,150 円 (B) と減価償却累計額 495,961,449 円 (D) は固定資産原簿一覧表と一致しており、減価償却累計額の当年度増加額 14,015,631 円 (C) は減価償却額算出調書の減価償却費と一致している。

しかしながら、減価償却額算出調書に記載されている減価償却計算を行っている建物の取得価額の合計額は 264,796,707 円で、B と 346,716,443 円の差異が生じている。耐用年数を経過した減価償却資産は減価償却額算出調書に表示されないプログラムになっていると考えられる。

2) 当年度増加額

取得価額の当年度増加額 3,250,000 円 (A) については、減価償却額算出調書より令和 5 年 3 月 30 日に取得した事務所本館 衛生給排水設備と確認できるが、固定資産原簿一覧表には同額の記載がない。固定資産原簿一覧表にも事務所本館 衛生給排水設備は記載されているが、取得価額の年度末残高は 4,581,145 円となっている。

固定資産原簿一覧表は、従前から所有していた事務所本館 衛生給排水設備の金額に新規取得した 3,250,000 円を加算した金額が表示されており、固定資産原簿一覧表と減価償却額算出調書の金額が一致していない。

3) 固定資産原簿一覧表の年間償却額

固定資産原簿一覧表は年間償却額を表示する機能がある。しかしながら、この金額が減価償却額算出調書と一致していない。

減価償却額算出調書に記載されている岩洞第一発電所の建物の減価償却費は 14,015,631 円であるが、固定資産原簿一覧表に記載されている年間償却額は 20,917,086 円である。

【指摘 8】企業局会計システムによる減価償却費計算の誤りについて」に記載しているが、企業局会計システムは、取得後に取得価額の追加計上が行われた場合、修正後の取得価額による減価償却費だけではなく、修正前の減価償却費も計算されてしまうことが要因と考えられる。

【意見 19】電話加入権について

令和 4 年度末現在、電気事業で 6,471 千円、工業用水道事業で 461 千円の電話加入権が計上されている。

図表 89 は、企業局から入手した電気事業の電話加入権 6,471 千円の内訳である。

NTT 東日本のホームページによると電話加入権とは、「加入電話契約者が加入電話契約に基づいて加入電話の提供を受ける権利」とされている。しかしながら図表 89 を確認すると、以下のとおり、電話加入権としての妥当性に疑問が残るもの、取得価額の妥当性に疑問が残るもの、記録の正確性が十分ではないものが散見される。

図表 89 令和 4 年度末時点の電話加入権（電気事業）の内訳

発電所	No.	単価 (円)	数量 (本)	価額(円)	取得年月日	用途
胆沢第二	1	72,800	2	145,600	H12.3.2	
	2	3,860	3	11,580	S41.10.15	6-2044 事務所、6-2045 公舎、 9-2102
	3	50,300	1	50,300	S51.10.14	9-2101

発電所	No.	単価 (円)	数量 (本)	価額(円)	取得年月日	用途
	4	40,000	1	40,000	S51.10.30	9-2101
	5	21,500	1	21,500	S55.12.25	9-2102
	6	72,800	1	72,800	H1.3.20	FAX
	7	106,950	1	106,950	H10.2.27	0197-41-8906
		計		8	448,730	
岩洞第一 (※1)	8			654,796	S37.3.31	事務所本館・設備料
	9			22,976	S37.3.31	設備料
	10			300	S37.3.31	加入料
	11			132,000	S48.10.6	工事料
		計			810,072	
岩洞第一 (※2)	12			10,000	S43.2.10	望山荘・設備料
	13			300	S43.2.10	加入料
	14			132,000	S48.10.6	工事料
		計			142,300	
岩洞第一	15			10,300	S43.4.25	岩洞堰堤管理所・工事負担金
	16			64,000	S55.12.18	農集から一般電話による設備料
		計	0	74,300		
岩洞第一	17			10,300	S43.4.25	取水口詰所・工事負担金
	18			64,000	S55.12.18	農集から一般電話による設備料
		計	0	74,300		
岩洞第一 (※3)	19			1,460,000	S48.10.6	逆川揚水所・線路設備費
	20			300	S48.10.6	加入料
	21			30,000	S48.10.6	設備料
	22			32,000	S55.12.18	農集から一般電話による設備料
		計	0	1,522,300		
岩洞第一	23	10,300	1	10,300	H4.6.9	逆川揚水所・四十四田発電所から振替
岩洞第一	24			80,300	S57.7.1	逆川揚水所・滝発電所から移管
岩洞第二	25			22,560	S37.3.31	設備負担料
	26			110,946	S37.3.31	譲受代
		計	0	133,506		
仙人	27	72,800	1	72,800	H12.3.1	
	28	10,300	1	10,300	S40.3.31	2141 番
	29	10,300	1	10,300	S40.3.31	2146 番
	30			4,740	S40.3.31	切替装置
	31	72,800	1	72,800	H1.3.20	FAX0197-74-2242
	32	106,950	1	106,950	H10.2.27	0197-71-8007
		計	4	277,890		
四十四田	33	10,300	3	30,900	S44.3.31	61-5020、24-4296、61-7080
	34	10,300	3	30,900	S44.8.30	22-4319、23-6963、63-1596
	35	72,800	2	145,600	H1.3.20	61-4290、61-4291
	36	-10,300	-1	-10,300	H10.2.27	岩洞第一発電所へ振替(61-7080)

発電所	No.	単価 (円)	数量 (本)	価額(円)	取得年月日	用途
		計	7	197,100		
御所	37			100,600	S55.12.24	
	38			7,000	S57.3.31	
		計	0	107,600		
滝	39	65,300	2	130,600	S57.7.1	9-3370、2-3842+
	40	-80,300	-1	-80,300	H10.2.20	岩洞第一へ振替
		計	1	50,300		
施設総合 管理所	41	72,800	4	291,200	S63.10.1	
	42			10,900	S63.10.1	工事料
	43	106,950	1	106,950	H10.2.27	019-665-2011
		計	5	409,050		
北ノ又第二	44	72,800	2	145,600	H1.10.1	電話及びファックス
入畑	45	72,800	1	72,800	H3.3.31	
松川	46	72,800	2	145,600	H8.10.1	
早池峰	47			179,750	H12.6.23	詳細記載なし
柏台	48	72,800	1	72,800	H14.10.1	
県南施設 管理所	49	72,800	1	72,800	H12.3.27	
胆沢第三	50	12,300	1	12,300	H26.7.1	工事費
	51			3,240	H26.7.1	総係費
		計	1	15,540		
胆沢第三	52	2,000	1	2,000	H26.7.1	工事費
	53			564	H26.7.1	総係費
		計	1	2,564		
築川	54	2,000	1	2,000	R3.7.1	
企業局 (※4)	55	24,300	1	24,300	S41.3.31	22-7697
	56	24,300	1	24,300	S41.3.31	22-9321
	57	24,300	1	24,300	S41.3.31	47-2529
	58	10,300	1	10,300	S41.3.31	22-8354
	59	10,300	2	10,300	S41.3.31	22-9588、47-0958(2本分加入料300円、設備料10,000円)
	60	20,000	1	20,000	S41.3.31	本局岩洞堰堤専用線
	61	30,300	1	30,300	S43.9.20	47-3168 電話加入設備料
	62	20,600	1	20,600	S45.10.12	仙人発電所より振替 23-3111
	63	-20,000	-1	-20,000	S46.9.30	岩洞の用途廃止に伴う設備振替
	64	95,150	2	190,300	S63.5.26	25-1173、25-1052
	65			12,100	S63.5.26	// (工事料)
	66			-44,700	H1.3.17	// (を営業費用に振替)
	67	70,300	1	70,300	H1.3.31	明戸施設から振替 0194-33-2200
	68		3	644,631	H4.3.31	有料道路事業会計から取得 (3回線分)3-2822、3-2222、 3-2210

発電所	No.	単価 (円)	数量 (本)	価額(円)	取得年月日	用途
	69	106,950	1	106,950	H10.2.27	019-621-8048
		計	15	1,123,981		
稲庭高原	70	297,800	1	297,800	H13.9.10	
高森高原	71	2,000	1	2,000	H30.4.1	
総合計				6,471,283		

1) 電話加入権とすることの妥当性

電気事業の電話加入権には、加入電話契約との関係が不明確で、電話加入権としての実在性に疑問が残る項目が見受けられる。例えば次の項目が該当する。

- 岩洞第一(※1)に計上されている No.8 の事務所本館・設備料(654,796 円)、No.9 の設備料(22,976 円)
- 岩洞第一(※2)に計上されている No.12 の望山荘・設備料(10,000 円)
- 岩洞第一(※3)に計上されている No.19 の逆川揚水所・線路設備費(1,460,000 円)
- 仙人に計上されている No.30 の切替装置(4,740 円)
- 御所に計上されている用途が不明の No.37(100,600 円)と No.38(7,000 円)

2) 取得価額の根拠

電話加入権を取得するためには、NTT 東日本もしくは NTT 西日本に施設設置負担金を支払う必要がある。

図表 90 は、NTT 東日本が公表している加入電話の施設設置負担金の変遷である。

図表 89 では単価 72,800 円の案件が多くみられるが、これは、1985 年 4 月以降の工事負担金 72,000 円に契約料 800 円を加算したものである。このように取得価額の根拠を推測できるものも見受けられるが、なかには取得価額の根拠を推測することが困難な項目も見受けられる。例えば、胆沢第二をみると次の項目の取得価額の根拠が推測困難となっている。

- No.2(単価 3,860 円)、No.4(単価 40,000 円、No.3 と用途同一)、No.5(単価 21,500 円)、No.7(単価 106,950 円)

また、そのほかにも、企業局 No.68 については、有料道路事業会計から取得(3 回線分)とあるが、3 回線合計の取得価額が 644,631 円で、1 回線当たりの取得価額が非常に高額になっている。

3) 記録の正確性

企業局が所有しているデータそのものの正確性に疑問が残る項目が散見される。

- 滝の No.40 について、平成 10 年 2 月 20 日付で回線 1 本を単価 80,300 円で岩洞へ振り替えているが、滝が所有していた回線 (No.39) は単価 65,300 円 2 本で、所有していた回線の単価と岩洞に振り替えた回線の単価が相違している。
- 稲庭高原の No.70 について、単価 297,800 円の回線 1 本を所有している記録となっているが、単価 72,800 円の回線を 4 本所有していると推測される。

図表 90 加入電話の施設設置負担金の変遷

年号	施設設置負担金の料金水準(1 契約あたり)	
1952 年当時	装置料 負担料	4,000 円 30,000 円
		} 合計 34,000 円
1960 年 4 月	↓ 設備料	10,000 円
1968 年 5 月	↓ 設備料	30,000 円
1971 年 6 月	↓ 設備料	50,000 円
1976 年 11 月	↓ 設備料	80,000 円
1985 年 4 月	↓ 工事負担金	72,000 円
1989 年 4 月	↓ (施設設置負担金に名称変更)	
2005 年 3 月	↓ 施設設置負担金	36,000 円 (税抜き)
	↓	

(出典; NTT 東日本公表資料より監査人作成)

以上より、電気事業で計上されている電話加入権は、資産の実在性、取得価額の根拠、帳簿記録の正確性に問題が見受けられ、企業局は改善を図る必要があると考える。

【意見 20】電話加入権の評価について

電気事業、工業水道事業が所有している電話加入権については、取得時の価額のまま貸借対照表に計上されている。

現在、電話加入権の金額的価値は大きく下落しており、取得時の金額で貸借対照表に計上されていることは適切ではない。地方公営企業法施行規則第 8 条 3 項 1 号の定めに従い、電話加入権の強制評価減を行う必要がある。

地方公営企業法施行規則第8条3項1号では、たな卸資産や満期まで所有する意図をもっていない有価証券を除く資産については、事業年度の末日の時価がその時の帳簿価額より著しく低く、当該資産の時価が帳簿価額まで回復すると認められない場合は、事業年度の末日における時価を帳簿価格としなければならないと定めている。すなわち、時価が帳簿価格を著しく下回っており、かつ回復の見込みがないと認められる場合は、帳簿価格を時価まで引き下げる強制評価減を行う必要がある。

現在、電話加入権の取引相場は存在しておらず、市場価格もしくは時価を客観的に見積もることは困難となっている。ただし、令和2年までの相続では、電話加入権は国税庁のホームページで公表されている標準価額によって評価することとされており、令和2年分の評価額は全国一律で1,500円とされている。これを時価とみなせば、例えば、**図表 89**で多く見受けられた取得価額72,800円よりも著しく下落していることになる。また、標準価額1,500円とされた電話加入権の価値が、将来、取得時の価額まで回復することは想定しづらい。よって、電話加入権については強制評価減を行う必要がある。

令和3年1月1日以降の相続では、電話加入権の評価額は、売買実例価額や精通者意見価格等を参酌して評価することとなり、標準価額は廃止されているが、従前の標準価額1,500円で電話加入権を評価することも一つの方法である。

いずれにしても電話加入権については、当初の取得価額を帳簿価格として貸借対照表に計上しておくことは適切ではなく、強制評価減を行い、帳簿価格の見直しを行う必要がある。

【地方公営企業法施行規則】

(資産の評価)

第八条 資産については、この省令に別段の定めがある場合を除き、その取得原価又は出資した金額をもって帳簿価額としなければならない。

2 譲与、贈与その他無償で取得した資産については、公正な評価額をもって取得原価とする。

3 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において、帳簿価額として当該各号に定める価格を付さなければならない。

一 第三号及び第四号に掲げる資産以外の資産であつて、事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より著しく低いもの(当該資産の時価がその時の帳簿価額まで回復すると認められるものを除く。) 事業年度の末日における時価

二 固定資産であつて、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきもの その時の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額を減額した額

三 たな卸資産であつて、事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より低いもの(重要性の乏しいものを除く。) 事業年度の末日における時価

四 満期まで所有する意図をもって保有する債券以外の有価証券 事業年度の末日における時価

【意見 21】未払利息の未計上について

電気事業の令和 4 年度末の貸借対照表では流動負債と固定負債合計で 1,819,125 千円の企業債が計上されており、工業用水道事業では 18,042,043 千円の企業債が計上されている。また、電気事業の令和 4 年度の損益計算書では企業債に係る支払利息が 21,927 千円計上されており、工業用水道事業では 34,738 千円の企業債に係る支払利息が計上されている。

現在、電気事業及び工業用水道事業では、企業債に係る支払利息の年間支払額全額を、支払った年度の損益計算書に計上している。しかしながら、この処理方法によると、利息支払い日から決算日までの期間の利息部分が損益計算書に計上されない。企業会計の考え方に従った場合には、利息支払い日から決算日までの期間の企業債利息は未払費用として流動負債に計上する必要がある。

会計規程は未払費用を、「契約等により継続的に役務の提供を受ける場合、既に提供を受けた役務の対価の額をいう。」と規定している。利息支払い日から決算日までの期間の企業債利息はこの定めに該当するものである。

現在の電気事業及び工業用水道事業の貸借対照表は、企業債利息に係る未払費用(以下「未払利息」という。)が貸借対照表に計上されていないため、流動負債が少なく表示されていることになる。

電気事業及び工業用水道事業では、未払利息の計上を検討されたい。

図表 91 企業債と企業債に係る利息の推移(電気事業) (単位:千円)

		R2	R3	R4
電気事業	固定	2,281,200	1,819,125	1,353,772
	流動	469,578	462,075	465,352
	合計	2,750,779	2,281,200	1,819,125
	支払利息	32,745	27,213	21,927

図表 92 企業債と企業債に係る利息の推移(工業用水道事業) (単位:千円)

		R2	R3	R4
工業用水道事業	固定	6,734,506	12,260,543	17,666,480
	流動	356,442	364,662	375,562
	合計	7,090,948	12,625,206	18,042,043
	支払利息	39,999	36,759	34,738

【意見 22】調査対象データの抽出について

固定資産実地照合の調査対象データ(固定資産実地照合調書)は、予算経理担当が、企業局会計システムから CSV ファイルで取り込み加工して作成している。そして、当該固定資産実地照合調書に基づき、事業所等が実地照合を行っている。つまり、固定資産実地照合調書に記載されていないものについては、実地照合は行われないうこととなることから、調査対象データの抽出は、漏れや重複のないよう正確に作成する必要がある。

この点、施設総合管理所の固定資産実地照合調書を閲覧したところ、調査対象データの一部に重複が見受けられた。具体的には、固定資産の実地照合の実施通知に添付した調査対象データは計 28 件であったが、施設総合管理所が作成した固定資産実地照合調査結果表に添付されていた固定資産実地照合調書では、当該重複していた 7 件の同一データは欠番となっていた。

重複した理由について企業局に確認したところ、原因は不明であるとのことであった。なお、固定資産原簿においては重複していなかったため、CSV ファイルの加工作業の過程において重複が発生したものと思われる。

また、調査対象データ(固定資産実地照合調書)を閲覧したところ、数量及び価額がゼロとなっているものが 6 件見受けられた。なお、これらは、全て移管されており、別途調査対象となっていた。

これらを調査対象とした理由について企業局に確認したところ、数量ゼロとなっている理由は不明であるが、現物がある可能性があるため、数量ゼロでも調査対象としているとのことであった。価額ゼロについては、本来は除却済であるため調査対象外としているが、何らかの理由でデータだけが残っているとのことであった。

今後、調査対象データに重複がないよう留意して抽出し、併せて、事務負担の軽減の観点からも、重複データが抽出されないよう、システム上の対応を検討することが望まれる。

13. その他の資産及び負債（電気事業）

（1）概要

その他の資産の内容は次のとおりである。

項目	令和4年度末残高	内容
投資その他の資産	2,795,035,242 円	株式、国債
現金預金	5,512,674,201 円	普通預金、定期預金
有価証券	15,200,000,000 円	譲渡性預金
貯蔵品	15,562 円	部材、部品等

（2）監査手続

実施した監査手続は次のとおりである。

- 会計規程に則った手続が実施されているか検証した。
- 実物資産について管理状況、管理の方針及び対策を確認した。
- 経理処理の方針及び方法を検証した。

（3）監査の結果

【指摘 9】貯蔵品の管理について

企業局は、電気事業において大規模な発電設備を保有しているが、この設備を稼働させるには様々な部材や部品が必要となる。こういった部材や部品を企業局が在庫として保有する場合には、貯蔵品という資産勘定で経理処理することとなる。

令和5年3月期における電気事業の貸借対照表には次の貯蔵品が計上されている。

図表 93 貯蔵品内訳

品名	単価(円)	数量	金額(円)
銅帯	286.83	43.2	12,391
母線支持碍子	453	7	3,171
		(合計)	15,562

一方で、貯蔵品台帳によると上記の2品については昭和46年度から全く数量及び金額が変わっておらず、使用していないことは明らかな状況である。

貯蔵品台帳を閲覧すると、かつては企業局自身が大量の在庫を保有し、緊急の

修理などにも即時に対応できる体制を整えていたと思われる。しかし、現在では、このような在庫を持たずとも設備等の保守管理を行う委託事業者が部材や部品等を保有しており、緊急の修理などにも対応するようになっている。そのため、企業局が部材や部品を保有していなければならない必要性は薄れている。

上記 2 点の貯蔵品については 50 年以上に亘って利用していないものであり、今後も保有し続けることによる管理コスト等を考慮するならば、実物の除却と経理上の減損処理について検討すべきである。

1 4. その他の資産及び負債（工業用水道事業）

（1）概要

その他の資産の内容は次のとおりである。

項目	令和4年度末残高	内容
現金預金	4,451,372,159 円	普通預金
前払金	12,545 円	雇用保険料 本人負担分

（2）監査手続

実施した監査手続は次のとおりである。

- 会計規程に則った手続が実施されているか検証した。
- 実物資産について管理状況、管理の方針及び対策を確認した。
- 経理処理の方針及び方法を検証した。

（3）監査の結果

指摘すべき事項はない。